

令和6年度（2024年度）事業記録

富士見の公民館

学びあいから地域を創る



鶴瀬学級(鶴瀬公民館)



「親子で遊ぼう メリンちゃんを動かそう 遊んで学ぶ
プログラミング(家庭教育支援事業)」(南畑公民館)



ひなまつりデコずし&おむすび(水谷公民館)



第32回やなせ川いかだラリー(水谷東公民館)

富士見市立鶴瀬公民館

富士見市立南畑公民館

富士見市立水谷公民館

富士見市立水谷東公民館

はじめに

令和6年度は、公民館運営審議会（R4.7.1～R6.6.30）において、『公民館のデジタル化』として、議論をまとめました。『デジタル化』は公民館が抱える、学習形態の多様化、高齢化社会への対応、若者の参加等の諸課題にも密接に関わるものであり、デジタルデバイド、学級・講座、施設予約等について、有効的に進めることにより、新たな公民館づくりを進めていく必要があるとの意見をいただきました。

一方で、市民が主人公の公民館運営をめざし、市民参画や市民との協働を原則として事業の企画運営に努め、『デジタル化』が地域や公民館、人とのつながりを疎遠なものとすることなく、地域の方に生活や文化、教育や福祉などさまざまな分野にわたる学びの機会を提供するとともに、幅広いまちづくり活動を支援することを目的とした社会教育法に基づく教育機関としての役割を全うするようとの指摘も受けました。

これらを踏まえ、デジタル化に関連した取組が多く行われました。学級・講座等においては、各館でスマホ教室やプログラミング教室など、デジタル化に関連した取組を積極的に行いました。施設提供の取組では、1月から新たな公共施設予約システムを導入しました。これを機に2施設を追加し合計20施設を管理するシステムとなり、新たにオンラインクレジットカード決済を新たに追加したほか、シンプルで分かりやすい画面構成とし、利便性の向上を図りました。

また、公民館運営審議会の新たな任期（R6.7.1～R9.6.30）では、社会情勢の急激な変化や、高齢化社会、将来的な人口減を見据え、公民館の新たな利用者の発掘や地域の担い手の育成は、喫緊の課題であるとし、公民館活動を活性化し、地域課題の解決、地域社会の充実に繋げるため、『地域の新たな担い手の発掘や世代間交流につながる取組』をテーマとし、議論と実践を進めることになりました。

本書は、これらの状況を踏まえ、取組んだ令和6年度の事業をまとめたものです。記録のみならず、公民館を知る、学ぶという点においても活用いただくとともに、ご意見をいただければ幸いです。

令和7年8月

鶴瀬公民館長
南畑公民館長
水谷公民館長
水谷東公民館長

目 次

はじめに

令和6年度富士見市公民館運営方針.....	1
-----------------------	---

令和6年度各公民館事業報告

鶴瀬公民館	5
南畑公民館	33
水谷公民館	57
水谷東公民館.....	83

資料編

1 令和6年度富士見市公民館利用統計.....	105
2 富士見市公民館運営審議会委員名簿・審議会開会状況	106
3 公民館の設置及び運営に関する基準.....	107
4 富士見市立地域公民館条例.....	109
5 富士見市立地域公民館条例施行規則.....	112
6 富士見市立地域公民館使用料免除基準及び 使用料免除団体の登録手続等に関する要綱.....	115
7 富士見市社会教育機関組織規程	118
8 富士見市立コミュニティセンター条例.....	121
9 富士見市立コミュニティセンター条例施行規則.....	125
10 富士見市立コミュニティセンター等使用料免除基準 及び使用料免除登録団体等の登録手続等に関する要綱	129
11 富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則	133
12 富士見市公民館運営審議会委員候補者選出要領.....	137
13 富士見市公民館 印刷機・複写機利用実施要項.....	138
14 富士見市公民館だより編集及び発行に関する内規.....	139
15 富士見市公民館利用案内	142
16 富士見市公民館職員名簿（令和7年4月1日現在）	144

令和6年度富士見市公民館運営方針

公民館は、生涯学習の場として、多様化、高度化する市民の学習ニーズに対応した事業提供が求められ、また都市化や少子高齢化が進展していることに伴う様々な地域課題について解決を図っていくため、市民と行政との連携による協働のまちづくりが求められています。

こうした現状から公民館では、富士見市公民館運営の4つの原則と5つの役割を運営方針とし、「第3次富士見市教育振興基本計画」に掲げた各施策を着実に遂行し、地域に開かれた公民館としての運営・整備に努めていきます。

◇富士見市公民館運営の4つの原則

①市民主体の原則

…市民が主人公の公民館運営をめざし、市民参画や市民との協働を原則として公民館事業の企画運営に努める。

②地域主義の原則

…地域の特性や自主性を尊重し、地域主義の原則を大切にするために並列館方式をとる。

③教育機関の原則

…市民誰もが学習・文化・スポーツ活動ができるよう学習の権利を保障する。

④自由な活動の場としての施設提供の原則

…市民の自由な集会や様々な活動の場としての施設提供に努める。

◇公民館の5つの役割

①学級・講座の開催

…子どもから高齢者まで、障がいを持った人も含め誰もが参加できる学級・講座の開催に努める。

②地域社会をつなぐ

…公民館まつり、ふるさとまつり、新春のつどい、地域事業など地域や団体活動を支え、地域社会をつなぐコーディネーターの役割を果たす。

③情報の提供

…公民館だよりや情報コーナー、ホームページなど、学習情報や地域情報を収集・提供するように努める。

④相談・援助

…生涯学習や社会教育活動などの相談業務に努める。また、団体・サークル活動の発展のための助言や支援を行う。

⑤施設・設備の提供、整備

…団体・サークル活動の拠点となる施設及び印刷機、コピー機、イス、テントなどの設備・備品の提供に努める。

◇各館の重点施策

□鶴瀬公民館

- ・鶴瀬公民館では、全市事業として市民の皆様との協働により子どもフェスティバルや市民大学を実施します。

□南畑公民館

- ・南畑公民館では、子ども向け事業として怪皆亭やわくわく子ども体験室を実施するほか、なんばた青空市場や南畑ふるさとまつりなど地域の賑わいにつながるイベントを支援します。

□水谷公民館

- ・水谷公民館では、子育て世代向けの事業として親子フレンドパークを開催するほか食生活や収納など生活文化に関する講座やロビーを活用したコンサートを実施します。

□水谷東公民館

- ・水谷東公民館では、やなせ川いかだラリーを開催するほか、町会や水谷東安心まちづくり協議会、ふれあいサロンの活動を支援します。

□各館共通

- ・スマホ講座の実施や、ボッチャなど誰もが楽しめるスポーツ活動の普及に取り組みます。公共施設予約システムの更新につきましては、公共施設に足を運ぶことなく予約が完了できるようオンライン決済機能を新たに追加し、利用者の利便性向上に努めます。

鶴瀬公民館



ふじみ青年学級(サンキャッチャー作り)

目次

子育てサロン	・・・5	富士見市子どもフェスティバル	・・・18
おかあさんのステップアップ講座	・・・6	富士見市民大学	・・・19
子育てサロンサポーター養成講座	・・・7	ピースフェスティバル	・・・20
小学生体験教室	・・・8	戦争体験を語る市民派遣事業	・・・21
家庭教育支援	・・・9	ふじみ青年学級	・・・22
鶴瀬学級	・・・10	富士見市地域・自治シンポジウム	・・・23
高齢者サロン	・・・11	文化活動支援事業	・・・24
サポーター学習会・リハビリ支援	・・・12	つるせ公民館だより	・・・25
市民生活講座	・・・13	公民館運営審議会(全体会)	・・・26
デジタル活用支援	・・・14	公民館運営審議会地区会議	・・・27
公民館まつり	・・・15	利用者懇談会	・・・28
げんもりかん	・・・16	施設維持管理事業	・・・29
サークル活動公開月間	・・・17	公共施設予約システム更新事業	・・・30



鶴瀬公民館マスコットキャラクター「つるちゃん」

令和6年度 富士見市立鶴瀬公民館事業一覧

＜学級・講座等＞日常生活やめまぐるしく変化する社会・経済情勢から生まれる課題の解決に向けた学習機会の充実を図り、市民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに、地域の特色を活かしたまちづくり活動を市長部局とも連携し、その支援に努める。

事業名等	開催予定 時 期	開催予定回数	対象	備 考
・子育てサロン	通年	週1回	親子	親子ハートフルTime、おかあさんのほっとTime、げんきっこTime
・おかあさんのステップアップ講座	通年	6回	親子	子育てに関する学習機会
・子育てサロンサポーター養成講座	5月	2回	一般	
・小学生体験事業	7～8月	2回	小学生	地域に住む小学生への学習機会
・家庭教育支援事業	通年	2回	保護者	
・鶴瀬学級	通年	各クラブ14回	高齢者	地域に住む高齢者への学習機会
・高齢者サロン	通年	週1回	高齢者	ひだまりほっとたいむ、うたごえサロン、おしゃべりサロン
・リハビリ自主活動支援	随時	72回	一般	つるの会、げんきかい！
・市民生活講座	通年	月1回	一般	健康スマイル講座
・デジタル活用支援事業	通年	3回	一般	
・つるせ公民館まつり	5月	1回	一般	
・げんもりかん事業	6・2月	2回	一般	映画上映
・サークル活動公開月間	10月	1回	一般	35団体参加
・富士見子どもフェスティバル	4月	1回	一般	
・富士見市民大学	6～2月	各講座4～8回	一般	5講座、6公開講座
・平和・憲法啓発事業	通年	通年	一般	ピースフェスティバル・広島市民派遣・戦争体験話者派遣・平和学習会
・障がい者の学習機会充実事業	通年	月1回(5月のみ2回)	一般	知的障がいをもつ人への学習機会
・地域・自治シンポジウム	2月	1回	一般	
・町会等地域行事支援事業	随時		一般	
・つるせ公民館利用者連合会	通年		団体	大掃除、新年のつどい等
・地区体育祭援助(1地区)	10月		団体	諏訪小学校区体育祭
・文化活動支援事業	随時	6回	一般	市民演劇のつどい・LOVEYOU ライヴ in つるせ等

＜情報提供・相談＞市民の生涯学習・社会教育活動の発展につながる情報及び資料の収集、提供・学習相談に努める。また、「公民館だより」を市民とともに編集し、学習文化、地域情報を中心に地域のコミュニケーション紙として地域全体に定期的に発行する。

事業名等	開催予定 時 期	開催予定 回 数	対象	備 考
・情報コーナーの整備	通年		一般	
・学習相談・情報提供	通年	随時		
・つるせ公民館だより発行	通年	10回	地区全世帯	19,950部
・編集委員合同研修会	2月	1回	編集委員	
・市ホームページの充実	通年		一般	

＜施設提供＞◇安全で快適に利用できる施設・設備の整備、地域防災拠点としての施設改善に努める。

事業名等	開催予定 時 期	開催開始	対象	備 考
・施設維持管理事業	随時			各種設備の保守点検、修繕等
・施設緑化推進事業	6～10月		一般	公民館掲示板等による情報提供の推進
・施設提供事業				公共施設予約システム更新

＜その他＞◇市民との協働による公民館活動の充実をめざし、公運審地区会議や利用者懇談会を開会して公民館運営に係る市民の意見を聴く機会をつくる。事業評価は、外部委員によるものと、公運審地区委員の協力を得て自ら行う。また、職員の専門性の向上を図るため、研修会等に参加する。

事業名等	開催予定 時 期	開催回数	対象	備 考
・公民館運営審議会全体会	通年	4回	委員	
・公民館運営審議会地域会議	通年	2回	地域委員	
・利用者懇談会	通年	1回	利用者	公共施設予約システムの利用開始に伴う説明会に併せて開催
・利用の手引き作成	7月		一般	
・公の施設連絡調整会議	随時		職員	
・事業評価	3月		職員	職員による内部評価と公運審委員による内部評価
・職員研修			職員	

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子育て学習支援事業	子育てサロン
◇事業目的、目標 乳幼児を持つ親が子どもと一緒に気軽に集い、子育ての孤立感を解消し、仲間づくりや情報交換ができる居場所づくりを目的としている。また、子どもと離れ、落ち着いた環境で子育ての不安や悩みを話し合うことができる機会として開催する。			
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館 参加人数 延べ 521人 執行額(報償費) 講師謝礼 15,000 円 事業協力者謝礼 50,320 円 他団体等の協力・連携状況 子育てサロン利用者からサポーターとして運営に協力 主な内容 1. 親子はーとふるTime32回 4月5日～3月28日金曜日 午前10時半～11時45分 いきいき活動室(延べ356人) 親子で一緒に遊び、交流の場所として開催。クリスマスミニ音楽会も開催した。受付などサポーター参加 2. おかあさんのほっとTime 6回 4月26日(13人)・5月31日(11人)・9月27日(14人)・11月29日(8人)・1月31日(9人)・2月28日(9人)10時半～12時 和室他 子どもを預けて、落ち着いて子育ての不安や悩みを話し合う。サポーターが司会 3. げんきっこTime 10回 4月9日(4人)・5月14日(0人)・6月11日(19人)・7月9日(6人)・9月10日(8人)・10月8日(10人)・11月12日(9人)・12月10日(15人)・1月14日(13人)・3月11日(17人)午前10時半～11時半 体育室 指導者 小林礼子氏 指導者と一緒に、1歳～3歳位の幼児と保護者が簡単な工作、集団遊びをする。			
◇事業成果 ・親子での情報交換や体験、お母さんの悩みや不安の相談等、幅広い内容で展開ができています。 ・サポーターによる運営や子育てに関する相談など、市民の協力は不可欠であり、柱となっている。 ・読み聞かせで新たな協力団体があつた。			
◇課題及び今後の方向性 ・サポーターの協力により、幅広い取り組みができていますが、少子化やコロナ禍の影響もあり、参加者は減少傾向にある。これを否定するのではなく、より深い交流ができるものとし、リピーター、将来的にはサポーターとして協力いただけるように取り組んでいく。 ・取組の情報発信をより充実させたい。			
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 市が掲げる「子そだてするなら富士見市で」の取り組みに貢献しているとても大切な活動だと感じます。懸命に子育てをされている親御さんへの寄り添いの心を大切に、今後も活発な活動を期待しています。長年課題となっているサポーター確保においては、他団体との連携をとり人材確保の情報を積極的に取り入れるなどして安定したサポーター確保に繋げていただきたいと思います。			
◇総合評価 B		A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない	

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子育て学習支援事業	おかあさんのステップアップ講座
◇事業目的、目標 乳幼児を持つ保護者の親育ちの機会として、様々な子育てに関する学習の場として開催する。			
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館 参加人数 43組84人 執行額(報償費) 講師謝礼 20,000 円 事業協力者謝礼 38,522 円 他団体等の協力・連携状況 富士見市民人材バンク 主な内容 日時 ①6月21日午前10時30分～11時30分、②6月28日午前10時～正午、③7月12日午前10時～11時、④10月18日午前10時30分～11時30分、⑤10月25日午前10時～11時30分、⑥11月15日午前10時～11時30分 ①「ネイルケアとオイル作り」 講師 豊島夏奈氏 (2組4人) ②「簡単おやつ作り」 講師 市健康増進センター 管理栄養士 (1組2人) ③「親子で楽しむリトミック」 講師 大澤愛氏 (5組10人) ④「ヨガストレッチ」 講師 ヨガインストラクター 河合美華氏 (7組15人) ⑤「より良い親子関係を築くために」 講師 市教育相談室長 (4組12人) ⑥「ベビーダンス」 講師 市民人材バンク登録講師 大山かおる氏 (8組16人)			
◇事業成果 子育てにかかわる知識や意識の向上に関する内容、保育付きで、子どもから離れて学ぶ機会など、幅広い学習機会を提供することができた。親子のふれあいや、お母さん同士の交流の機会にもつながり、連絡先の交換も行なわれて友達作りのきっかけにもなった。市民講師による講座も開催できた。			
◇課題及び今後の方向性 ・講座をきっかけに参加者が継続的に取組んだり、交流したり、他の事業等にも参加し、交流の輪を広げるための仕掛けづくり ・サポーターと公民館の連携、役割の再確認			
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 開催までの準備に様々な手配が必要な中、6つの講座開催にあたってのご尽力誠に素晴らしいものだと思います。どの講座も楽しそうなものとお見受けいたしますが、その中でもやはり子育てをするにあたって我が子と共に経験したいと思う講座や子育て中だからこそ得たい知識系の講座の人气が高くなっているものかと思われます。引き続きニーズにあった講座開催に向けてアンテナを張っていただき、おかあさんの心に響く講座開催を期待しております。			
◇総合評価 B		A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない	

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子育て学習支援事業 子育てサロンサポーター養成講座
◇事業目的、目標 子育て当事者がサポーターとなり、同じ目線で学び合いサポーターとしての資質を高める機会とする。		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館 参加人数 延べ14 人 執行額(報償費) 講師謝礼 20,000 円 事業協力者謝礼 0 円 他団体等の協力・連携状況 子育てサロン利用者からサポーターとして運営に協力 主な内容 子育てサロンサポーター学習会(全2回) 日 時 1回目 5月18日 ・ 2回目 5月25日 10時～12時 会 場 いきいき活動室 1回目 「ピアサポートについて」(6人) 2回目 「ファシリテーターについて」(8人) 講師 NPO法人わこう子育てネットワーク代表 森田圭子氏		
◇事業成果 仕事や学校の役員等と両立しているサポーターがほとんどなので、一堂に会して話ができる貴重な機会となっている。また、学習によりサポーターとしての意識向上も図れている。		
◇課題及び今後の方向性 ・サロンや講座等の参加者がサポーターにつながるような仕掛けづくり。働きながらサポーターの継続できるような展開の工夫。 ・サポーターと公民館の連携、役割の再確認		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 子育てサロン利用者が安心して過ごす時間を提供する為に定期的な学びの場はとても重要であると考えます。活動の重要性を多くの方に知っていただき新サポーターの確保の課題が解決することを願います。現サポーターの中でサポーター継続にあたりどのようなことがネックとなっているのか問題を洗い出し、その問題を緩和できるような仕組みづくりをして、安定したサポーター確保に期待しています。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	小学生体験教室
◇事業目的、目標 地域の小学生が、体験教室を通じて、学びあいから交流の輪を広げる機会とする。今年度は、(1)「木の枝で作るフォトスタンド」(2)「植物画に挑戦！」を1回ずつ実施した。 ※以下、個別事業は(1)(2)で示す。		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館		
参加人数 延べ18人 内訳:(1)12人 (2)6人		
執行額(報償費) 講師謝礼 5,000円		
他団体等の協力・連携状況 植物画同好会		
主な内容 (1)木の枝で作るフォトスタンド 指導:当館職員 とき:7月30日(火)午前10時30分から正午 定員:15人 参加者:12人 参加費:無料 内容:予め用意しておいた段ボール製フレームに、市内で採取した木の枝やドングリなどを、子どもたちが自由に選び、木工用ボンドで貼り付けた。 (2)植物画に挑戦！ 指導:植物画同好会 とき:8月2日(金) 午後1時30分から午後3時30分 定員:6人 参加者:6人 参加費:無料 内容:はじめに講師がコスモスの花の線画の描き方を説明。その後参加者も同様に線画を描いた。次に講師が水彩絵の具による色の付け方を説明し、参加者一人につき指導者一人がつき着色をした。		
◇事業成果 今年度、初企画の植物画では、公民館を利用するサークルの方と小学生が世代を超えて交流できた。定番のフォトスタンド作りも好評で、熱心に材料選びから製作まで取り組んでいた。		
◇課題及び今後の方向性 ・子どもがより公民館を身近に、魅力的に感じてもらえるための企画の充実 ・利用団体・サークルの協力及び交流機会の充実		
夏休みを利用して身近にある材料を使ってフォトスタンドが出来た喜びを味わったり初めての企画で植物画の描き方など初体験が味わえて貴重な体験ができたと思います。参加人数がもっと増える方法も合わせて検討することをお願いします。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	家庭教育支援事業
◇事業目的、目標 幼児から小学生の保護者を対象とした、親子のコミュニケーションスキル向上と子育ての悩みを解決する学習機会として開催する。		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館		
参加人数 延べ 43人		
執行額(報償費) 講師謝礼 20,000円 事業協力者謝礼 29,458円		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容 子育てコーチング講座(全2回) 日 時 10月31日・11月6日 午前10時～正午 会 場 第三集会室 いきいき活動室 講 師 コンフィダントコーチ代表 斉藤智子氏 参加人数 延べ43人		
◇事業成果 基本のコーチングスキルを学び、子どもとの信頼関係を育むコミュニケーションの取り方を見直す良い機会にできたと思います。また、ロールプレイによりコーチングを体験し効果を実感できたと思います。		
◇課題及び今後の方向性 ・関係する組織等との連携や協力、呼びかけ等の取組 ・継続的学習につながるような仕掛け ・参加者のニーズにあった内容、保育者の確保		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 子育てコーチングの認知が進み子育て中の忙しい親御さんであっても、参加したいと思う講座であるとお見受けいたします。講座内でロールプレイをすることによって家庭に戻ってからも学びを実践しやすい流れがあることにもとても好感がもてます。今後もご参加者様の良い学びの機会となることを期待しております。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第49期鶴瀬学級
◇事業目的、目標 地域に住む60歳以上の方を対象に、学習機会を提供する。教養講座、趣味クラブを通じて時代に適応できる知識を高めるとともに、親睦を図ることを目的とする。		
◇事業概要 主催 鶴瀬学級運営委員会、鶴瀬公民館 参加人数 学級生130人 執行額(報償費) 10,000円(講師謝礼) 他団体等の協力・連携状況 埼玉県空き家対策連絡会議、市民人材バンク、入間東部地区事務組合消防本部 主な内容 ◆趣味クラブ(5～2月、各コース計14回) 月曜コース(カラオケ、軽体操、社交ダンス、民謡、ペン習字、毛筆) 木曜コース(コーラス、ウォーキング、新舞踊、詩吟、水墨画、料理) ◆全体会 5月16日 開級式 114人 6月20日 教養講座 「講演『相続ココだけの話』」(講師:行政書士 松島明子氏) 68人 7月18日 教養講座 「ハッピーシュガー+αスペシャルコンサート」 (出演:ハッピーシュガー+αスペシャル) 110人(うち一般53人) 11月21日 教養講座 「防火の話と消防音楽隊コンサート」(入間東部地区事務組合消防本部職員) 111人(うち一般52人) 2月12～13日 文化祭(作品展示、舞台発表) 230人(うち一般70人) 3月13日 修了式 98人		
◇事業成果 計画どおり、趣味クラブ、文化祭、修了式を開催することが出来た。7月、11月の教養講座は公開講座として、一般の方にも参加していただき好評を得た。主催する学級生も一般参加者を招くことで運営に積極的に関わるようになった。		
◇課題及び今後の方向性 ・運営の担い手の発掘。高齢化が進む中での持続可能な運営形態の在り方。 ・教養講座の公開化の拡充など、広く参加できるようなプログラム編成。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 教養講座を一般公開して参加者を招いた取り組みは事業が活発になる良いアクションであったかとお見受けいたします。学級生の高齢化で学級生の減少は致し方ない部分ではございますが、一般参加がきっかけとなって今後新たな学級生になるのではないかと思います。いくつになっても学ぶことの楽しさを多くの方にお伝えいただけますよう引き続き積極的な活動に期待しております。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	高齢者サロン
◇事業目的、目標 保健と福祉、社会教育が連携し、住民の参加を得ながら「健康づくり、地域づくり」を目指して介護予防を推進する。介護予防施設「いきいき活動室」の常設事業として、サロン型事業(3つのサロンの定着)を開設する。		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館 参加人数 延べ 1,211人 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 介護予防サロンのボランティアスタッフ主導で行っている。 主な内容 【ひだまりほっとたいむ】 期日:第1・2・3木曜日午後1時30分～3時00分 計28回実施 内容:話し合い、ゲーム、歌など。月1回保健師による健康相談を実施。 サポーター9人 参加:延べ535人 【おしゃべりサロン】 期日:毎週水曜日午後1時30分～3時00分 計41回実施 内容:雑談、相談など何でも気軽に話せる場の提供。 サポーター2人 参加:延べ215人 【うたごえサロン】 期日:第1・2・3火曜日午後1時30分～3時00分 計33回実施 内容:童謡、唱歌、歌謡曲などの歌を楽しむ。サポーター4人 参加:延べ461人 ◇事業成果 気軽に来て他の参加者と話をすることでストレス発散になるという声も多い。また、サポーターの方々の献身的な貢献が非常に大きく、介護予防の地域拠点となっている。 ◇課題及び今後の方向性 ・高齢化社会が進むことを踏まえると、このような地域の居場所今後も重要となる。 ・世代間交流につながる取組などを工夫していきたい。 ◇地区公民館運営審議会委員の意見等 ・存続のためには新たなサポーターの発掘が必要と考える。		
◇総合評価 B		A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	介護予防事業(サポーター学習会・リハビリ支援)	
◇事業目的、目標 介護予防施設「いきいき活動室」の常設事業として、リハビリグループの自主活動支援を行う。 虚弱な高齢者やリハビリなどの支援が必要な方の居場所、健康維持や回復を促すような取り組みを進めるとともに、仲間づくりの場として内容を充実させていく。			
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館 参加人数 延べ496人 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 市民スタッフによる運営 主な内容 【リハビリ自主活動支援事業】 ・施設提供 「つるの会」毎週火曜日 午前10時～12時 計34回 参加者 322人 「げんきかい！」毎週水曜日 午前10時～12時 計38回 参加者 174人 ※げんきかい！は、毎月第2水曜日はウォーキング			
◇事業成果 「つるの会」は、介護施設でも行われている早口言葉やパタカラ体操を取り入れ高齢者のリハビリとして行っている。また、「げんきかい！」は軽体操やウォーキングをフレイル予防として行っている。どちらも週1回の集まりを楽しみに和気あいあいとした雰囲気の中で活動されている。			
◇課題及び今後の方向性 ・情報提供などを工夫し、新たな参加者、協力者を見出す必要性がある。 ・世代間交流につながる取組などを工夫していきたい。			
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 大学・専門学校・高校などに声掛けをして校外活動の単位取得の機会の提供やボランティア活動として校内に掲示してもらうなど協力をお願いすると若い世代も取り込めると思う。			
◇総合評価 B		A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない	

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	市民生活講座
◇事業目的、目標 地域資源や、地域の人を持っている能力を、講座をとおして広く共有することにより、生きがいや健康づくりに寄与することを目的に開催する。 市民生活の向上・地域資源や人財を活用した学習機会の充実が目標である。		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館 参加人数 延べ 161人 執行額(報償費) 8,000円(茶道体験教室) 他団体等の協力・連携状況 市民講師及び市内民間企業の協力を得て実施 主な内容 ●健康スマイル講座 月1回(イムス富士見総合病院との連携による講座) 6月20日 暑い夏を乗り越えよう!～夏バテ予防と食事について～ 管理栄養士 参加9人 7月18日 室内でできる運動～暑さに負けないカラダづくり～ 理学療法士 参加14人 8月22日 薬の知識 薬剤部 参加16人 9月26日 健診結果の見方 検査科 参加17人 10月24日 感染症対策 看護師 参加13人 11月28日 動脈と静脈のお話～動脈瘤・静脈瘤・閉塞性動脈硬化症 担当医師 参加15人 12月26日 減塩のすすめ 栄養価 参加14人 1月23日 冬を元気に乗り切る!お家でできる簡単エクササイズ 理学療法士・作業療法士 参加18人 2月20日 带状疱疹とワクチンについて 看護師 参加16人 3月27日 慢性腎臓病について 参加25人 ●市民生活講座「茶道体験教室」 3月11日(火)午後2時から3時まで 講師 茶花道同好会 参加者4人 報償費 8,000円		
◇事業成果 健康スマイル講座については、毎月参加して下さる方も多く、市民からのニーズを強く感じている。普段から気になっていた話を聞くことができ良かったと好評であったことが成果である。茶道体験教室は普段から公民館を利用するサークルの方に講師を依頼し、参加者の方には活動に興味を持ってもらうことができた。		
◇課題及び今後の方向性 ・地域の方が公民館を身近に、魅力的に感じてもらえるための企画の充実 ・利用団体・サークルの協力及び交流機会の充実 ・講座をきっかけに継続活動につながるような仕掛け		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 健康スマイル講座はいつも盛況で市民の皆さんも健康に関して関心があることの表れだと思います。講師の皆様も健康予防に親切に話していただいております。高齢社会に向かってこれからも積極的に取り組んでもらいたいと思います。お茶体験講座も市民の関心もある程度あるものと思いますので継続出来ることを願います。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	デジタル活用支援事業
◇事業目的、目標 地域におけるデジタルデバイド(情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間にもたらされる格差)の対策を行うため、スマートフォンに関する講座を実施する。		
◇事業概要 主催 ①鶴瀬公民館、②③鶴瀬公民館、ICT推進課 参加人数 延べ 59人(①27人②35人③6人) 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 ①ソフトバンク(株)の協力を得て実施 ③障がい福祉課の協力を得て実施 主な内容 ①スマホ教室 企業との協力により、スマホ教室を開催することで、地域住民のIT活用スキルの向上を図る。 対象:一般 講師:ソフトバンク株式会社スマホアドバイザー® 7月23日(火) 「広報『富士見』の二次元コードを読もう!」 参加計27人(午前の部(午前10時～正午):13人、午後の部(午後2時～午後4時):14人) 定員各回16人 ②スマホサポート方法学習会 スマホにお困りの方への寄り添い方などを学習する3回連続講座。 対象:スマホに関して全くの初心者ではない方(サポートする側が対象) 講師:東京スマホ研究会 1日目 11月28日(木)「スマホの学習(アプリ編)」 13人 午後1時30分～午後4時30分※3日間とも同じ 2日目 12月5日(木)「スマホの学習(設定編)」 10人 3日目 12月12日(木)「サポートの心得」 12人 参加計35人 定員16人 ③視覚障がい者の方向けスマートフォン教室 スマホの拡大鏡機能や音声読み上げ機能の使い方を学習し、視覚障がいをお持ちの方でもスマホを使いこなすサポートをする講座。 対象:視覚障がい者(弱視、全盲等) 講師:鶴瀬公民館職員、ICT推進課職員(協力:障がい福祉課職員) 3月21日(金)午後1時30分～午後3時30分 参加計6人 定員6人		
◇事業成果 ①市広報や飲食店などで二次元コードを読み取る機会が増えており、対応する講座が実施できた。②今後スマホが不得手な方のサポートについて何ができるか考えるため、アンケートにて希望者から連絡先を提供を受けたため、今後検討していく足がかりを得ることができた。③目の見えない方、見えにくい方向けの講座は市内で実施例が少なく、学習の機会を提供することができた。		
◇課題及び今後の方向性 ・総務省のデジタル活用支援推進事業の補助金が令和7年度末までと予測されているため、今後、講師を外部で頼むやり方以外の方法が求められる。 ・市民(サポート方法学習会の修了者)とともに、今後のサポートのあり方を検討していきたい。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 デジタル化がどんどん進みますが、特に高齢になるにしたがってスマホなどの操作が理解しづらい人がいることは事実です。回を重ねていくうちに理解度が高まってきます。スマホ教室、サポート教室、視覚障害者に対しても、継続的にたくさんの市民が参加できるよう継続することをお願いします。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	つるせ公民館まつり(第43回)
◇事業目的、目標 学習・文化・スポーツ等の公民館活動の日頃の成果を確かめ合い、互いの交流を深めるとともに、公民館活動の地域への一層の広がり地域住民の幅広い参加・交流のために開催する。		
◇事業概要 主催 つるせ公民館まつり実行委員会、鶴瀬公民館利用者連合会、鶴瀬公民館 参加人数 延べ2,500人(5/19(土)1,500人、5/20(日)1,000人) 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 利用者連合会が主体となり実行委員会形式で運営している。 主な内容 つるせ公民館まつり とき:5月19日(土)午前10時～午後5時・5月20日(日)午前10時～午後3時 テーマ「笑顔で集う公民館」 主な内容 ①舞台発表(20団体)…演奏、合奏、ラウンドダンス、コーラスなど ②展示(9団体)…短歌、書道、山の作品展示など ③模擬店(7団体)…チーズつくね・フランクフルト・パン・ジュースなど ④交流(4団体)…お茶席・健康チェック・ボッチャ体験など *開会のつどい(19日・午前):鶴瀬小学校合唱部、手話歌、サークル紹介など *打上交流会(67人参加) *実行委員会3回その他、運営委員会、各部会の開催		
◇事業成果 利用団体相互の交流、また各団体の活動の成果を大いに発表する機会となった。手話歌やボッチャ体験などの新たな企画も行った。打上交流会についても盛況のうちに終了することができた。		
◇課題及び今後の方向性 ・参加団体数は全体を通して微増となったが、コロナ禍以前には至っていない。参加いただくための積極的なPRや呼びかけが必用。 ・当日の運営を担う人員(受付、駐輪場、会場整理等)の確保に苦慮していることから、体制づくりの工夫が求められる。 ・子どもたちが楽しめる企画の充実が求められる。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 今年度も盛大に行われて市民の皆さんがたくさん参加されました。「笑顔でつどう公民館」をテーマにして行われました。舞台実行者、参加者、模擬店参加者など笑顔あふれるお祭りでした。実行委員の皆様のご協力があったのと思います。ますます盛況になりますよう期待します。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

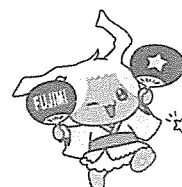
公民館学級講座等開催事業	事業名	げんもりかん		
◇事業目的、目標 市民団体との協働による芸術・文化活動の普及を目的とし、主に映画の上映を行う。				
◇事業概要 主催 げんもりかん・鶴瀬公民館 参加人数 入場者:151人、158人 スタッフ:7人 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 げんもりかんスタッフ 主な内容 <table border="0"> <tr> <td> 上映作品「テノール！人生はハーモニー」 (日本映画、2023年、101分) 日時: 令和6年6月22日(土) ①午前10時:86人 ②午後 2時:50人 ③午後 6時:15人 </td> <td> 「せかいのおきく」 (日本映画、2023年、89分) 日時: 令和7年2月1日(土) ①午前10時:90人 ②午後 2時:49人 ③午後 6時:19人 </td> </tr> </table>			上映作品「テノール！人生はハーモニー」 (日本映画、2023年、101分) 日時: 令和6年6月22日(土) ①午前10時:86人 ②午後 2時:50人 ③午後 6時:15人	「せかいのおきく」 (日本映画、2023年、89分) 日時: 令和7年2月1日(土) ①午前10時:90人 ②午後 2時:49人 ③午後 6時:19人
上映作品「テノール！人生はハーモニー」 (日本映画、2023年、101分) 日時: 令和6年6月22日(土) ①午前10時:86人 ②午後 2時:50人 ③午後 6時:15人	「せかいのおきく」 (日本映画、2023年、89分) 日時: 令和7年2月1日(土) ①午前10時:90人 ②午後 2時:49人 ③午後 6時:19人			
◇事業成果 どちらの上映会も一定の入場者数があったので来場者の方には楽しんでいただけたのではないかと思います。				
◇課題及び今後の方向性 ・令和7年度に25年周年を迎える。企画・運営される市民の力によるものであり、まさに身近な地域で、文化、芸術(映画中心)に触れる機会となっている。 ・今後も、地域の方々に喜んでいただき、公民館及びホールが身近な施設と感じていただけるような、取組を展開していただきたい。				
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 25周年を迎え新たなメンバーも加わり地域づくりに繋がる公民館活動をされている。家のテレビで観るのとは違う大きなスクリーンと、そこに居合わせた人々と感動を共有できる場と思う。				
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない		

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	サークル活動公開月間
◇事業目的、目標 公民館定期利用サークルの日常活動を、気軽に見学・体験する機会を広く市民に提供することを通して、各サークル活動の活性化を図るとともに、市民の地域参加のきっかけ作りを目的としている。サークル入会者の増加。		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館 参加人数 サークル35団体が参加 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 なし 主な内容 期日:10月1日から31日 会場:鶴瀬公民館、鶴瀬コミュニティセンター 参加:サークル35団体(見学20人、体験11人、入会2人) ※公民館だより10月号1面に参加団体一覧を掲載し、その中から特集面でサークル4団体を紹介した。 (ふじみギターフレンズ、おやじの料理、ふじみりコーダーアンサンブル、諏訪コーラス)		
◇事業成果 ・昨年度とほぼ同数の団体に参加協力を得ることができ、公民館活動のPRや活性化につながった。		
◇課題及び今後の方向性 ・見学だけでなく、体験、交流ができるような仕組み、仕掛けづくり。 ・幅広い世代の市民が公民館に目を向けてもらうよう、PR等の工夫が必用。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 サークル団体にとっても会員を増やす機会のひとつ。公民館活動の活性化と共に、異年齢集団の交流を深める為にも今後も続けて欲しいと思います。		
◇総合評価 B		A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第51回富士見市子どもフェスティバル
◇事業目的、目標 富士見市の子どもたちの健全な成長を願い、富士見市における青少年活動の集大成の場として、子どもたちに「ふるさと富士見」と呼べる文化を伝える機会として開催する。富士見市全域の子どもたちが一堂に会し、遊びの体験や子どもが主役のステージ発表、模擬店などでのふれあいを通して、思い出づくりや意識を育む場とする。 目標：来場者の増加 ※令和2・3年度はコロナの影響により中止、令和4年度は縮小開催。		
◇事業概要		
主催 富士見市子どもフェスティバル実行委員会		
参加人数 13,000人(実行委員会発表)		
執行額(補助金) 2,567,000円		
他団体等の協力・連携状況 市民による実行委員会を組織		
主な内容		
(1)実施日時 4月21日(日)午前10時から午後3時まで (2)実施場所 文化の杜公園及び周辺 (3)内 容 今年度のテーマ「仲良く、みんなで、文化をつなぐ 富士見市子どもフェスティバル」 ・子どもステージ(8団体参加) 和太鼓演奏、ヒップホップダンス、チアダンス、ジャズダンス、日本のおどりなど ・アトラクション(7団体参加) 昔遊び体験、的あて、ボードゲーム、ラグビーゲーム、工作、フライングディスク、モルック、ピンボールなど ・縁日コーナー(8団体参加) カレーライス、フランクフルト、パン、ポップコーン、焼きそば、うどん、ジュース、スーパーボールすくいなど ・ポスター原画展示 4月13日(土)～21日(日) 会場：中央図書館展示ホール ・その他 中央図書館連携企画「図書館ツアー」		
◇事業成果 ・通常開催は5年ぶりであったが、当日は多くの市民が来場し、子どもたちが遊びなどの体験を通して、異世代の子どもたちや地域の大人たちと触れ合い、交流を深めることができた。 ・学生ボランティアは、ステージの司会や各コーナーの協力をはじめ、様々な役割で活躍いただいた。		
◇課題及び今後の方向性 ・将来的に継続できるための実行委員会組織、予算、企画内容の調整が急務である。 ・新たな参加団体を得るための、募集のあり方や声かけ。 ・子どものためのイベントとしての安全性の確保。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見 昨年に続き今年もご盛会のフェスティバルとなりましたこと大変喜ばしく思います。来場者数は前年比130%となり、開催規模がコロナ禍以前のように大きくなる予兆があるこのタイミングで募集要項の見直しをするのはとても重要なことだと思います。子どもたちが中心のフェスティバルということでより安全な運営にご尽力いただき、次期開催も素晴らしいフェスティバルになることを期待しております。		
◇総合評価 B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない	



ふし見市子どもフェスティバル
マスコットキャラクター
こぶしちゃん

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

市民大学開催補助事業	事業名	第47期富士見市民大学
◇事業目的、目標 富士見市民大学は、市民自らが考え、参画し、自己創造していく市民大学を目指し、実施している。当初は公民館主体の事業だったが、2006年からは市民大学推進市民の会(2008年にNPO法人富士見市民大学となる)に事業委託し、2016年から市の補助金を受けて鶴瀬公民館との協働により運営している。		
◇事業概要 主催 NPO法人富士見市民大学 参加人数 延べ717人(内訳:講座受講生158人、公開講座・講演会559人 *重複あり) 執行額(補助金) 1,100,000円 他団体等の協力・連携状況		
主な内容 NPO法人富士見市民大学が、市民の市民による市民のための大学として、市の補助金を受けて実施した。三役会と理事会を月1回実施している。 【講座】*各講座全4回～5回程度 <教養コース> 1.「文学講座」/紫式部の生涯と和歌 ―「みやび」と「あわれ」―[9/1～9/29] 2.「国際社会学講座」/ウクライナとガザ=2つの戦争から考える世界の行方[6/15～7/13] <市民学コース> 3.「ふじみの歴史」/「古入間湾と奥東京湾」「湾岸エリア」の四大貝塚を深掘りする[11/9～12/8] 4.「行政と市民生活講座」/人生100年時代 超高齢社会を迎えて～高齢者が老後を安心して生活を送るために～[9/28～11/2] 5.学びのネットワーク「市民サロン塾」/市民講師によるサロン塾-「市民人材バンク推進員の会」と市民大学との共同企画-[8/24～1/18] 【公開講座・講演会】 1.平安貴族と宮廷サロンのきらびやかな女性作家たち 講師:川村 裕子氏[6/1] 2.親子で学ぼう「スポーツ障害と予防知識」 講師:山口 智広氏[8/5] 3.気象予報士から学ぶ異常気象、地球環境の未来 講師:千種 ゆり子氏[9/14] 4.第三の医療 在宅医療体制の実態 講師:日鼻 靖氏[11/2] 5.いずれはみんな、おひとりさま 講師:上野 千鶴子氏[12/7] 6.地域共生社会と人権としての社会保障のゆくえ 講師:濱畑 芳和氏[2/8]		
◇事業成果 5講座と6回の公開講演会を開講した。講座数は減少したものの、定員に対する申込率が90%を超える講座が2つあり、市民の要望が高かったことが窺えた。また、公開講座・講演会の回数を昨年度から1回増やし、より多くの市民に学ぶ機会を提供した。		
◇課題及び今後の方向性 ・運営はNPO富士見市民大学が行っているが、幅広いジャンルの講座を企画いただいているとともに、公開講座においては著名な講師も招き、身近に学べるよい機会を提供いただいている。 ・運営スタッフが高齢化してきており、より効率的な運営と、協力者の発掘が課題となる。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 広く参加を募りたいために初級・入門的な内容になりがちのところを系統的、専門的な内容の講座があり生涯学習において充実している。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	平和・憲法啓発事業(ピースフェスティバル2024ほか)
◇事業目的、目標 1984年6月富士見市議会において「富士見市非核平和都市宣言」が全会一致で決議され、1987年に市として非核平和都市宣言が制定された。宣言の理念を多くの市民に広める目的で、同年より毎年、(1)ピースフェスティバルを開催している。また、同じ目的で(2)広島市平和記念式典市民派遣事業(ヒロシマ平和学習会)と(3)平和学習会を実施する。※以下、個別事業は(1)(2)(3)で示す。		
◇事業概要 主催 (1)(2):市・教育委員会・富士見市ピースフェスティバル実行委員会 (3):鶴瀬公民館・富士見市ピースフェスティバル実行委員会		
参加人数 (1)2,449人 (2)1人 (3)80人		
執行額(報償費) 講師謝礼 80,000円*(1)(3) 事業協力者謝礼 47,949円*(1) 旅費 51,334円*(2)随員職分のみ公費 印刷製本費 31,515円*(1) 役務費 255,200円*(1) ※以上は公民館予算のみ。これ以外に富士見市ピースフェスティバル実行委員会の支出あり。(旅費等)		
他団体等の協力・連携状況 実行委員会方式		
主な内容		
(1)ピースフェスティバル2024 メイン企画:9月21日(土)・22日(日)(鶴瀬公民館・コミセン) ・オープニング…鶴瀬小学校合唱部、テーマ:「海の中から地球が見える」～気候変動と平和の危機～ 講師:武本匡弘(たけもと まさひろ)氏(環境活動家) ・展示コーナー…実行委員による企画展示「考えてみませんか 世界から戦争と核兵器をなくすにはどうしたらよいのか」、「広島の高中生と被爆者との共同制作による『原爆の絵』」約60点、小学6年生によるピースカード、市民平和作品(俳句・短歌・写真・絵画・彫刻・放課後児童クラブ・富士見高校の作品)など、約145点を展示 ・ピースステージ…ダンス、合唱、紙芝居など8団体による発表 ・ふれあい広場…紙芝居、折り紙、昔あそび、戦争体験を聞く会、ピースワードさがし 参加者 700人 関連企画①:小学6年生によるピースカード(市内公共施設7館に展示) 8月1日(木)～9月1日(日) 6年生の全児童に平和への思いを書いてもらい展示。参加児童 979人 関連企画②:市民平和展(市立中央図書館展示ホール) 8月2日(金)～15日(木) 平和と学びのポスター展示(日本非核宣言自治体協議会)・放課後児童クラブの作品など 出品者60人 来場者 710人 関連企画③:平和の鐘を鳴らそう 参加者 30人 8月15日(火) (2)平和記念式典市民派遣事業(ヒロシマ平和学習会) 8月5日(月)～6日(火) 参加者 1人 (3)平和学習会 講演会「戦後80年 平和を守るために今私たちができること」 令和7年3月8日(土)猿田佐世氏(新外交イニシアティブ(ND)代表・弁護士) 参加者:80人		
◇事業成果 ピースフェスティバル(メイン企画)は近年の猛暑により、開催日時期を夏季から秋季に変更し開催した。オープニングの鶴瀬小学校合唱部の参加や富士見高校の参加(司会、舞台、展示等)やヒロシマ平和体験学習参加者(高校生)の参加レポートなど、若い世代の参加が増えた。参加人数も前回よりも多くなった。また、今回も実行委員による企画展示を実施し、学びを深めた。平和学習会では「戦後80年」を踏まえたテーマで講演会を開催した。		
◇課題及び今後の方向性 ・実行委員により議論を交わし、多くの企画を行っていることは、これまでの大きな成果である。 ・令和7年は戦後・被爆80年になることも踏まえ、若い世代が学び、考える機会をより充実させ、伝承者の発掘につながるよう取組みたい。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 「平和」というテーマを考えるきっかけとして多くの市民が肩肘張らずに参加しやすい内容と活動の場を提供している。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

平和・憲法啓発事業	事業名	平和・憲法啓発事業(戦争体験を語る市民派遣事業)
◇事業目的、目標 学校と社会教育の連携事業の一環として、社会科などの授業の中で小学6年生が市民による戦争体験を聞き、戦争の悲惨さ、命の大切さを学ぶ平和学習の機会をつくる。		
◇事業概要 主催 市・教育委員会・ピースフェスティバル実行委員会 参加人数 市内小学6年生180人 執行額(報償費) 事業協力者謝礼 2,000円 他団体等の協力・連携状況 主な内容 戦争体験を語る市民派遣事業の実施 ・とりまとめ 鶴瀬公民館 - 協力 各公民館、鶴瀬西交流センター ・水谷小(11/18、148人)、南畑小(1/21、32人※DVD視聴での実施)。結果として、児童合計180人、話者1人を派遣した。授業1時間分(45分)の中で話して頂いた。		
◇事業成果 1時間の授業という限られた時間ではあるが、市民から直接体験談を聞くことは、貴重な機会であり、子どもたちが生命の尊さや平和について考える学習の機会とすることができた。		
◇課題及び今後の方向性 ・戦後80年を迎え、戦争体験者話者が90歳前後を迎えており、伝承者の発掘が急務となっている。 ・各施設等の伝承者等の派遣制度を積極的に活用するなど、実施方法にも工夫が必要である。併せて学校への周知等にも工夫が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 個人主義の教育を受ける世代に当時の考え方やライフハックを知らせる機会、「生きる力」に繋がるように授業に取り入れていただけると良いと思う。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	ふじみ青年学級
◇事業目的、目標 知的障がい等をもつ15歳以上の市民を対象に、学習・文化・スポーツ活動を支援し日常生活をより豊かにしていくと共に、なかま同士の関わりと地域交流を深める。		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館		
参加人数 延べ 227名		
執行額(報償費) 音楽指導謝礼20,000円(1人) ボランティアコーディネーター謝礼50,000円(1人) ボランティア謝礼10,000円(5,000円×2人)		
他団体等の協力・連携状況 団体の荳歩歩富士見山の会とバスハイキングを、食生活改善推進員協議会鶴瀬グループとは調理実習を連携して行った。また、スポーツ推進員の協力によりポッチャも実施した。		
主な内容 5月12日(日) 午前:開級式 午後:音楽クラブ 参加者22人 5月19日(日) 午前・午後:公民館まつり舞台発表及び喫茶 参加者19人 6月23日(日) 午前:調理実習 午後:野菜の収穫(中止) 参加者19人 7月14日(日) 午前:平和に関する映画鑑賞 午後:ピースフェスティバルに向けて貼り絵 参加者17人 8月25日(日) 午前:ボウリング 午後:カラオケ 参加者20人 9月29日(日) 午前:調理実習(食生活改善推進委員) 午後:川越東高吹奏楽部による吹奏楽21人 10月27日(日) 午前・午後 バスハイキング(荳歩歩富士見山の会) 参加者24人 11月17日(日) 午前:サンキャッチャー作り 午後:音楽クラブ 参加者15人 12月22日(日) 午前・午後:クリスマス会 参加者19人 1月26日(日) 午前:ポッチャ(スポーツ推進員) 午後:音楽クラブ 参加者18人 2月16日(日) バレンタインコンサート(なかまの発表・ゲストの演奏) 参加者19人 3月16日(日) 電車でGO!(板橋区立教育科学館・サンシャイン60展望台) 参加者14人		
◇事業成果 公民館利用団体や市民の方との連携により事業が実施できたことは成果であった。また、学級生の自主性を重んじ、バスハイクや電車でGO!では、できるだけ限りの希望に沿った行き先の計画を立てることができた。		
◇課題及び今後の方向性 ・ボランティアや運営にかかわる市民の発掘が急務である。 ・関係施設等との協力、連携関係の強化。(地域で埋もれている障がいを持つ仲間たちに把握や周知等) ・より学級生の実情に則し、生活課題等に密接した、プログラム構築。(学級生の高齢化などへの対応等)		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 保護者の高齢化は仕方ありません。そのような中で、参加されている学級生の何事にも真剣に取り組む姿勢は素晴らしいと思います。ボランティアさんをどう募るか。課題をクリアできるように、各事業の協力体制を築かれていくことが望ましいと思います。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第38回富士見市地域・自治シンポジウム
◇事業目的、目標 本事業は1986年に「教育・福祉・保険・地域を考えるシンポジウム」としてスタートした。市民の様々な経験を共有し、学び合い、市民協働の力へ発展させるために開催する。言い換えれば、「一人の問題、地域の問題をみんなの問題として考え合う場」である。		
◇事業概要 主催 富士見市教育委員会(鶴瀬・南畑・水谷・水谷東公民館) 参加人数 35人 執行額(報償費) なし(報告団体の申し出による)		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容 テーマ サークルっていいね！ ーつどい・まなびあうことー 日時 2月2日(日) 13時30分～16時30分 会場 南畑公民館 多目的ホール 趣旨 荒川の被害を地域課題とし、さいたま市桜区で活動している「防災サークル」の発表から、「つどい・まなびあうこと」の大切さについて考えます。 【報告の前の説明(サークル立ち上げの経緯等)】約15分 元さいたま市立大久保東公民館職員 【報告】約45分 防災サークル(さいたま市立大久保東公民館利用団体) 【フリートーク】約50分 参加者全員が輪を囲み、感想・質疑・考えていることなどを共有するフリートークを実施。 進行は鶴瀬公民館職員が担当。		
◇事業成果 ー市民目線の実体験に基づいた話が展開され、「地域に還元する」「自分事として地域課題を捉える」ことの必要性が確認された。また、フリートークでは多くの参加者の発言を得ることができた。このまちについて自分が考えている意見を言葉にして互いに意見交換をする場を作ることができた。		
◇課題及び今後の方向性 ・テーマは「サークル(団体活動)のあり方」だったが、防災に関する取り組みの一つひとつが参考になるものだったため、参加者の関心が「防災」に移り、テーマのメッセージ性をいかに伝えるかが課題であった。 ・職員による企画で開催しているが、シンポジウムの趣旨としては市民参画が望ましい。従来の実行委員会体制までいかなくとも、市民とともに企画するような手法を模索していく。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 テーマから発表者の活動内容に興味関心が移ったということで、シンポジウムにおいてはファシリテーターの存在も重要であると改めて感じる回になったのではないかと思います。とはいえ、フリートークで参加者から多くの発言があり活発な議論ができたことはとても良い学び合いの場になったことだと思います。今後も様々な問題を提起して、市民が能動的に考えアクションに繋がるような実りあるシンポジウムの開催を期待しています。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	文化活動支援事業
◇事業目的、目標 鶴瀬コミュニティセンターホールを活用し、市民の企画・運営による文化創造活動の醸成と発展を目的に、会場提供及び広報などの支援を行う。		
◇事業概要 主催 主な内容に記載		
参加人数951人		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況 各実行委員会等		
主な内容 ◆市民演劇のつどい 9月1日(日)午後2時開演 入場者125人 出演団体:プチ楽しくアクト(仮称PTA)・少年cycle・南畑お月見一座・つどい合同演目 内容:「大人たちの挽歌」・「テニスサークルはテニスをしない」・「未完のラブレターShort ver」・「ちゃんとした終わり」 主催:市民演劇のつどい実行委員会 ◆LOVE YOU ライヴinつるせ 9月29日(日)午後1時30分開演 入場者数200人 出演団体:ポコアポコ、現代尺八むらいき会、チャー坊 内容:バンド演奏、尺八、トランペット 主催:LOVE YOU ライヴinつるせ実行委員会 ◆ハートフルライブVol.12 11月24日(日)午後1時30分開演 入場者:135人 出演団体:音楽ボランティアしゃぼん玉・プチカドウ 内容:バンド演奏(ピアノ、フルート、エレキギター演奏) 主催:ハートフルライブ実行委員会、音楽ボランティアしゃぼん玉 ◆第11回富士見新春太鼓まつり 1月19日(日)午後1時開演 入場者300人 出演団体:かじ兵衛太鼓、和太鼓 月光、こぼとつ鼓、きたみ太鼓、富士見太鼓の会、 ゲスト:日本のおどり協会富士見 内容:和太鼓演奏 主催:第11回富士見新春太鼓まつり実行委員会 ◆第43回ファミリーコンサート 2月11日(日・祝)午後2時開演 入場者180人 出演団体:生駒文昭、生駒圭子、柴田久美子ほか 内容:「かやの木山の」「からたちの花」「あわて床屋」ほか 主催:富士見市音楽連盟 ◆舞台音響・照明基本講習会(新規) 6月16日(日)、23日(日)いずれも午前10時～午後1時 参加者11人:当館ホールの音響・照明の操作等を学び、興味のある方は、当事業のボランティアスタッフとして活動。(受講者の内8人が登録)		
◇事業成果 年間を通して、多くの地域の方々が生の音楽や演劇に触れることができ、ホールを有効活用することができた。		
◇課題及び今後の方向性 ・企画する団体と公民館との連携や関係の再確認。 ・舞台音響・照明基本講習会受講者の活動の定着。 ・より多くの市民に鑑賞いただくとともに、地域との連携を図るための工夫。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 講習会を開かれたことで、ボランティアスタッフが増えたことは力強いですね。努力に感謝します。市民の豊かな鑑賞の場として更なる企画と内容を期待します。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館だより発行事業	事業名	つるせ公民館だより
◇事業目的、目標 市民である編集委員の視点で、地域の課題や話題を取り上げ、地域に目を向けるきっかけを提供する。また公民館活動の情報などを市民に提供する。読者が楽しめる特集を組む。		
◇事業概要 主催 つるせ公民館だより編集委員会 参加人数 編集委員9人 執行額(報償費) 134,000円(4館分編集委員謝礼3,000円×34人、4館分取材協力ボールペン160本) 他団体等の協力・連携状況 鶴瀬放課後児童クラブ、富士見市社会福祉協議会等 主な内容 A3版両面印刷、年10回発行、19,950部を公民館区の世帯と市内公共施設に配布。 編集会議:10回開催(4月18日・5月21日・7月23日・8月27日・9月27日・10月29日・11月28日・1月28日・2月25日・3月27日) ◆1面:わがまち点描(*)、施設利用等 ◆2・3面:特集テーマ 4月号/第515号「いきいき・はつらつ鶴瀬学級」 5月号/第516号「第43回つるせ公民館まつり」 6月号/第517号「旅の思い出」 7・8月合併号/第518号「地元の野菜農家さん」 9月号/第519号「ピースフェスティバル」 10月号/第520号「10月はサークル活動公開月間です」 11月号/第521号「放課後児童クラブとは？」 12月号/第522号「あなたが選ぶ今年の漢字」 1・2月合併号/第523号「今年の抱負」 3月号/第524号「ボランティア活動を紹介します」 ◆4面:公民館事業案内、編集委員雑感(*)		
*…編集委員が輪番で執筆		
◇事業成果 編集委員が特集記事の企画・取材を行うことで、公民館事業に関する理解が進み、その情報を読者に発信できた。また、公民館だよりを見て、公民館事業の参加申し込みや、問い合わせがあり、公民館だよりに対する地域の方々の関心の高さがうかがわれた。		
◇課題及び今後の方向性 新たな編集委員を発掘し、居住地域や属性に多様性のある委員構成としたい。より興味深い特集テーマを設定し、読者の興味を引き付けたい。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 毎月定期的に発行されています。編集委員に若手も加わり取材から編集会議に至るまで大変ご苦労されていると思います。内容がわかりやすく市民のみなさんも発行を楽しみにしていると思います。各行事の案内と参加募集など市民目線に立って良く編集されています。みなさんの貴重な意見を出し合ってこれからも「つるせ公民館だより」の編集にあたっていただきたいと思います。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	富士見市公民館運営審議会(全体会) ※地区会議は各館別
◇事業目的、 社会教育法第29条「館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする」に基づき、市民主体の公民館活動を展開するために、運営・管理・事業などについて審議する。		
◇事業概要 主催 富士見市教育委員会(鶴瀬・南畑・水谷・水谷東公民館) 参加人数 委員16人 執行額(報償費) 279,000円(全体会162,000円、地区会議66,000円) 他団体等の協力・連携状況 市内在住・在勤の公民館利用者、学識経験者、公募による市民で構成 主な内容 第1回:6月27日(木)午後7時～午後8時30分 南畑公民館 ①令和6年度事業計画について(報告) ②協議テーマ「公民館のデジタル化」について(報告) 第2回:7月16日(火)午後7時～午後8時30分 水谷公民館 (第1部)委嘱状交付式 (第2部)全体会・役員選出・オリエンテーション 第3回:11月12日(火)午後7時～午後8時30分 水谷東公民館 ①各館の令和6年度上半期主要事業報告及び下半期主要事業について ②公共施設予約システムの更新について(説明) ③現任期の協議テーマについて(意見交換) 第4回:3月6日(木)午後7時～午後8時30分 鶴瀬公民館 ①現任期の協議テーマについて		
◇事業成果 前任期においては公民館におけるデジタル化をテーマに① デジタルデバインドへの対応 ②学級・講座への対応 ③施設整備、環境④ 施設予約、手続等の4点について、意見を出し合い、課題、展望を整理し報告書としてまとめ、教育委員会に報告した。新任期においては公民館の若い世代の利用や取込み、世代間交流をテーマに議論を重ねることとした。		
◇課題及び今後の方向性 ・報告書での提案等に対する事業への反映。 ・委員の同士のつながりが持てるような、取組や学習企画の実施等。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 公民館におけるデジタル化・若い世代をどう取り込むか。二つのテーマについて、市民が受け入れやすい事業の実現を期待します。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	公民館運営審議会地区会議
◇事業目的、目標 社会教育法第29条「館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする」に基づき、市民主体の公民館活動を展開するために、鶴瀬公民館の施設運営や事業推進などについて意見交換・協議を行う。		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館 参加人数 委員 4人 執行額(報償費) 24,000円 他団体等の協力・連携状況 市内在住の公民館利用者、学識経験者、公募による市民で構成 主な内容 第1回:12月11日(水)午前10時～午前11時45分 内容①今任期の協議テーマについて(意見交換) ②鶴瀬公民館の事業について(これまでの経過から) 第2回:3月26日(水)午前9時30分～午前11時30分 内容①若者の利用や次世代の育成について		
◇事業成果 全体協議内容(デジタル化、若者の利用等)に関して鶴瀬公民館における事業展開を中心に議論した。また、公運審による事業展開について可能性について意見交換した。		
◇課題及び今後の方向性 ・提案等に対する事業への反映等。 ・委員企画による講座やイベントの実施等。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見 利用者の高齢化が増す中で、若い世代の利用等に関して、鶴瀬公民館の独自性を考慮し、運営への協議参加を大事にしていきたいと思います。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	利用者懇談会
◇事業目的、目標 鶴瀬公民館利用者の声を反映した公民館運営運営を目指し開催する。		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館・利用者連合会 参加人数 76人 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 公民館利用者連合会と連携 公民館利用団体、サークルの参加 主な内容 公共施設予約システムの利用開始に伴う説明会と利用者懇談会を同時開催した。 11月29日(金)13時30分～15時30分 参加者61人 11月30日(土)10時00分～正午 参加者41人 公民館の消防訓練や大掃除を懇談の機会として開催した。 12月18日(木)13時30分～16時 参加者75人		
◇事業成果 ・新しい公共施設予約システムの事前説明を行ったあと、公民館と利用者の意見交換を行い、意見を得た。		
◇課題及び今後の方向性 ・サークル同士の交流を図る要素が少なく、公民館に対して意見を言うことが中心となっている。 ・公民館について、より知る機会の設定。 ・公民館と利用者同士の協力関係が活性化するような仕掛けづくり。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 公民館と利用者全体がそろって意見、情報を確認できる場であると思います。より良い関係を構築していかれることを願います。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価

公民館施設維持管理事業	事業名 施設維持管理事業
◇事業目的、目標等 安心・安全な施設管理を目的とし、利用者目線での施設維持管理を図る。	
◇事業概要 委託業務内容 ・清掃業務・警備業務・施設管理業務・建築設備定期検査・エレベーター保守点検・消防設備保守点検・自動ドア保守点検・舞台機構操作・舞台吊物設備保守管理・音響設備保守・空調設備保守点検・照明設備保守・防火対象物定期点検・樹木維持管理業務 修繕等対応内容 【修繕】 ・ホール座席洗淨 ・ホール入口誘導チャイム(故障による交換) ・ホール扉ドアクローザー(故障による修繕) ・空調冷却水モニター(落雷による故障交換) ・ホール外壁落下防止ネット設置 ・温水洗淨便座(故障による交換) ・点字ブロック(1階部分)(経年劣化による交換) ・屋外排気フード(経年劣化による交換) ・和室敷居レール(ささくれによる怪我防止のため設置) 【備品】 ・ホワイトボード(第1集会室1台:経年劣化による交換)	
◇事業成果 維持管理に係る委託業務については、支障なく完了。当初の計画以外に、緊急を要する修繕、交換を7件実施したほか、劣化が激しいホワイトボードを新たなものに交換した。	
◇課題及び今後の方向性 ・緊急対応的な修繕や備品の経年劣化による不具合が年間を通じてあることから優先順位を付け修繕を実施している。 ・施設が建設後40年を超えているため、計画的に耐久性を高める予防保全を図る必要性がある。	
◇地区公民館運営審議員の意見等 経年劣化による修繕などは引き続き起こると思います。維持管理には常に気配りをしていただき感謝しております。緊急性を要するものを含めて今後も定期的に修繕、交換など適切にお願いいたします。建物自体が相当年数が立っておりますので、今後とも利用者の安全を確保できますよう引き続きよろしくお願いいたします。	
◇総合評価 B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

一般事務費	事業名 一般事務費(公共施設予約システム更新事業)
◇事業目的、目標 平成28年4月8日より公民館での本稼働が始まった公共施設予約システム(20施設が使用)について、オンラインによるクレジットカード決済に対応した新しいシステムに更新し、令和7年1月1日に本稼働する。 その更新事務を鶴瀬公民館中心で行った。	
◇事業概要 鶴瀬公民館で実施したもの ・システム本体の新規契約 ・旧システムからのデータ移行契約 ・旧システムの既存機器等の撤去契約 ・旧システムの回線の解約手続 ・利用者用端末(14施設分(有人管理の施設全て))の賃貸借契約 ・管理者用端末(4施設分(指定管理者施設(キラリふじみ、市民総合体育館、市民福祉活動センター、針ヶ谷コミュニティセンター))の賃貸借契約 ・オンラインクレジットカード決済導入のための決済代行事業者への手続	
◇事業成果及び今後の方向性 可能な限り旧システムとの使用感が変わらないようにしつつ、利用者画面で課題の一つであった「予約確定まで確認ボタンを何度も押す必要があり不便」を解消することができた。また、オンラインクレジットカード決済導入により、来館せずとも支払いが可能となった。	
◇課題及び今後の方向性 オンラインクレジットカード決済導入により、来館せずとも支払いが可能となった一方で、来館回数の減少により、施設職員と利用者との接点が少なくなった。公民館は社会教育施設として、サークル活動の相談や援助、新規利用者への情報提供などを行う必要がある。そのためには、サークル・団体とのかかわりが不可欠であり、利用者連合会その他の手段でいかにかかわりを持つかが課題である。	
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 とても便利になったという声もあり、一方では操作が出来ずグループ内での役割分担や立ち位置に変化が起きたところもあるとのことでした。	
◇総合評価 B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

南畑公民館



目次

子育てサロン「ちびっこあおむし」	… 33	富士見市地域子ども教室	
家庭教育支援事業	… 34	「南畑あそび隊」援助	… 45
わくわく子ども体験室	… 35	南畑地域まちづくり協議会援助	… 46
子ども事業企画クラブ「怪皆亭」	… 36	南畑公民館だより発行事業	… 47
なんばた学級(高齢者学級)	… 37	南畑ぎゃらりい	… 48
南畑ふれあい劇場	… 38	公民館運営審議会地区会議	… 49
第22回なんばた青空市場	… 39	利用者懇談会	… 50
文化講演会『落語を楽しむ』	… 40	農バルプロジェクト援助	… 51
第67回南畑地区体育祭援助	… 41	はじめてのスマホ教室	
南畑ふるさとまつり援助	… 42	(デジタルデバイド事業)	… 52
利用者の会活動援助	… 43	おうちで楽しむ公民館(動画配信事業)	… 53
南畑お月見一座援助	… 44	施設維持管理事業	… 54

令和6年度 富士見市立南畑公民館事業一覧

＜学級・講座等＞日常生活やめまぐるしく変化する社会・経済情勢から生まれる課題の解決に向けた学習機会の充実を図り、市民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに、地域の特色を生かしたまちづくり活動を市長部局と連携し、支援に努める。

事業名等	開催予定 時期	開催予定 回数	対象	備 考
・子育てサロン「ちびっこあおむし」	4～3月	月1回	親子	(月1回は全体学級) 高齢者中心 当年度は5月、11月、12月実施
・わくわく子ども体験室	5～7月	4回	児童	
・子ども自主企画「怪皆亭」	6～3月	6回	児童	
・なんばた学級	5～3月	月1回	60歳以上	
・はじめてのスマホ教室	12月	3回	一般	
・家庭教育支援事業	年間	3回	親子	
・南畑ふれあい劇場	2月	1回	一般	
・サークル活動公開月間	10月	1月間	一般	
・なんばた青空市場	11月	1回	一般	
・文化公演会	2月	1回	一般	
・南畑地区体育祭援助	10月	1回	一般	
・南畑ふるさとまつり援助	3月	1回	団体	
・公民館利用者の会活動援助	通年		団体	
・南畑お月見一座演劇援助	通年		団体	
・利用団体等活動相談・援助	通年		団体	
・南畑地域子ども教室活動援助	通年		児童	
・南畑地域まちづくり協議会援助	通年		団体	
・農バルプロジェクト援助	通年		団体	

＜情報提供・相談＞市民の生涯学習・社会教育活動の発展につながる情報及び地域生活に関する資料の収集や提供、学習相談に努める。また「公民館だより」を市民とともに編集し、学習文化、地域情報を中心に地域のコミュニケーションし紙として地域全体に定期的に発行した。

事業名等	開催予定 時期	開催予定 回数	対象	備 考
・情報コーナーの整備	通年	随時	一般	1,800部
・相談・情報提供	通年	随時	一般	
・南畑公民館だより発行	通年	10回	地区全 世帯他	
・市ホームページの充実	通年	随時		1タイトル配信
・おうちで楽しむ公民館	通年	随時		

＜施設提供＞安全で快適に利用できる施設・設備の整備、地域防災拠点としての施設改善に努める。

事業名等	開催予定 時期	開催予定 回数	対象	備 考
・施設維持管理事業	通年	随時	一般	グリーンカーテン 地域団体サークル・個人の作品展示
・施設緑化推進事業	通年	随時	一般	
・南畑ぎやらりい	通年	随時	団体・個人	

＜その他＞市民と協働した公民館活動の充実をめざし、利用団体・地域団体や関係団体など幅広い市民の意向を反映する機会の組織化に努める。また、公民館事業の成果や課題を共有し、市民との協働を深めるための公民館事業の点検・評価の推進と職員の専門性の向上を図る。

事業名等	開催予定 時期	開催予定 回数	対象	備 考
・公民館運営審議会全体会	通年	4回	委員	2回実施 外部評価及び公運審委員による評価
・公民館運営審議会地区会議	通年	3回	委員	
・利用者懇談会	5月12月	2回	利用者	
・事業評価	通年		関係者	
・職員研修会	通年		職員	

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書													
公民館学級講座等開催事業	事業名 子育てサロン「ちびっこあおむし」												
◇事業目的、目標等 少子化や孤立感を持つ親が増えている状況の中で、親と子が楽しい時間を過ごす場を提供し、子ども同士が仲良く遊び、親同士が子育ての悩みなどを話し合える仲間づくりの機会とし、地域で子育てができる環境づくりを目指す。													
◇事業概要													
主催 南畑公民館													
参加人数 延べ176組、394名(12回開催)													
執行額(報償費) 55,000円(講師謝礼) 29,000円(事業協力者謝礼)													
他団体等の協力・連携状況 子育てサロンを卒業した元参加者と現参加者が、スタッフとして携わっている。													
主な取組 ボランティアスタッフによる無料の子育てサロンであり、毎月1回開催している。対象は未就園児とその親で、子どもを持つ親同士の交流の場として、また親と子が一緒に遊べる場としている。季節や月齢に応じた催しや、手遊び・絵本の読み語りなどを行っている。年に1～2回、子育て教育の講演を聞いたりプロの芸術活動を鑑賞したりするなど、スタッフだけではできない分野も取り入れて、親の気分転換や子どもの豊かな感情を育成する工夫をしている。													
<table border="0"> <tr> <td>4/11(木) あおむしティータイム</td> <td>5/9(木) 子どもにかかるお金の話</td> </tr> <tr> <td>6/13(木) えのぐの色あそび</td> <td>7/11(木) 虹色おやこコンサート</td> </tr> <tr> <td>8/22(木) 水あそびとミニゲーム</td> <td>9/12(木) ベビー&キッズマッサージ</td> </tr> <tr> <td>10/10(木) ハロウィンでおさんぽ</td> <td>11/21(木) やさいのおかし作り</td> </tr> <tr> <td>12/12(木) クリスマス会&リユースバザー</td> <td>1/9(木) 絵本で広がる世界</td> </tr> <tr> <td>2/13(木) 食育劇『アリスの不思議なおさんぽ』</td> <td>3/13(木) おもいで工作&あおむし旅立ち式</td> </tr> </table>		4/11(木) あおむしティータイム	5/9(木) 子どもにかかるお金の話	6/13(木) えのぐの色あそび	7/11(木) 虹色おやこコンサート	8/22(木) 水あそびとミニゲーム	9/12(木) ベビー&キッズマッサージ	10/10(木) ハロウィンでおさんぽ	11/21(木) やさいのおかし作り	12/12(木) クリスマス会&リユースバザー	1/9(木) 絵本で広がる世界	2/13(木) 食育劇『アリスの不思議なおさんぽ』	3/13(木) おもいで工作&あおむし旅立ち式
4/11(木) あおむしティータイム	5/9(木) 子どもにかかるお金の話												
6/13(木) えのぐの色あそび	7/11(木) 虹色おやこコンサート												
8/22(木) 水あそびとミニゲーム	9/12(木) ベビー&キッズマッサージ												
10/10(木) ハロウィンでおさんぽ	11/21(木) やさいのおかし作り												
12/12(木) クリスマス会&リユースバザー	1/9(木) 絵本で広がる世界												
2/13(木) 食育劇『アリスの不思議なおさんぽ』	3/13(木) おもいで工作&あおむし旅立ち式												
◇事業成果 アンケートより ・家ではできないことをたくさん体験させてもらいました ・えのぐを思いっきり楽しんだり、子どもがいるとなかなかいけないうちのコンサートも目の前で聞くことができ、とても楽しかった ・毎月1回のあおむしに参加することがとても楽しみでした ・とても居心地の良い空間でした ・あおむし大好き ・スタッフの方々がいつも優しくてありがたい ・ここでお友達もできて参加して良かったです ・子どもの成長を感じることができました ・毎回楽しくて、子どもたちも行くのを楽しみにしていました													
◇課題及び今後の方向性 ・多くの対象者の目に留まるような周知方法 ・公民館に来やすい雰囲気作りの工夫													
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 色々な体験を通して子ども同士のふれあいや親子の時間、親同士の交流の場として大切な事業でこれからも多久さんの親子に参加してほしい。													
◇総合評価	A A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない												

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書		
公民館学級講座等開催事業	事業名	家庭教育支援事業
◇事業目的、目標等 同世代の子を持つ保護者同士が互いに学びあい、交流の輪を広げる機会とすることを目的とする。		
◇事業概要 主催 南畑公民館 参加人数 ①8家族23名 ②9家族19名 ③11家族27名 執行額(報償費)①10,000円(講師謝礼)②6,000円 ③10,000円(講師謝礼) 他団体等の協力・連携状況 地域の人材だけでなく、県の職員や大学教授などと幅広く連携している。		
主な取組 ①「親子で作ろう 手打ちうどんづくり」 日時 6月16日(日) 午前10時～午後1時 場所 南畑公民館 生活実習室 講師 吉川芳一氏、清水誠二氏 内容 親子で南畑地域の郷土料理である手打ちうどんを作り、親子の交流を図る。		
②「親子で楽しむ キャンプクッキング」 日時 11月23日(土) 午前9時～午後1時 場所 びん沼自然公園 講師 埼玉県立神川げんきプラザ職員 内容 親子で火起こし体験と棒パン作りを体験することにより、親子の交流を図る。		
③「親子で学ぼう メリンちゃんを動かそう～遊んで学ぶプログラミング～」 日時 12月14日(土) 午後2時～午後3時30分 場所 南畑公民館 会議室 講師 野村 泰朗氏(埼玉大学STEM教育研究センター代表) 内容 親子で楽しくプログラミングを体験、学ぶことにより、親子の交流を図る。		
◇事業成果 ①親子の交流を深めるとともに、郷土料理を作ることで地域の愛着心や食への関心を高めることが出来た。 ②親子の交流を深めるとともに、現代では、あまり触れることの少なくなった体験である「火を自分で起こし、その火で調理する」という貴重な体験、学びを提供することが出来た。 ③親子の交流を深めるとともに、遊びながら楽しくプログラミングを体験することにより、後に教科としてプログラミングを学ぶ足がかりにも繋げることが出来た。		
◇課題及び今後の方向性 今後も、より参加者のニーズをふまえた効果的な家庭教育支援が出来るよう内容を精査していく。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 親子で参加で楽しめ、地域の施設であるびん沼公園を利用し、地域の絆も作れる機会となっている事業なので継続してほしい。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業

事業名 わくわく子ども体験室

◇事業目的、目標等

子どもたちの休日を有意義なものにするきっかけを提供するものとし、自分で考え、学ぶ心を育てる。

◇事業概要

主催 南畑公民館

参加人数 ①25名 ②16名 ③23名

執行額(報償費) ①・② 5,000円(講師謝礼) ③10,000円(講師謝礼)

他団体等の協力・連携状況

主な取組



①7/23(火)

木の香りのおうち貯金箱

13時30分～15時

講師:飯島 紀氏

参加費:200円

内容:牛乳パックで土台を作った上に木の枝を貼り、木の香りがする自分だけのおうち貯金箱を作る。

②7/25(木)

キャップで作ろうエコチャーム

13時30分～15時

講師:小山由佳氏

参加費:100円

内容:ペットボトルキャップを使って、カギやバッグに付けられるオリジナルチャーム(キーホルダー)を作るとともに毛糸や布を再利用したタッセル(房飾り)も作る。

②7/29(月)

スーパーボール作り実験

10時～11時30分

講師:富士見高校理科部

参加費:100円

内容:洗濯のりと塩を使って、手作りのスーパーボールを予想やまとめなどを考えながら作る。

◇事業成果

- ・地域の方に講師となってもらうことで身近な交流の機会になった。
- ・SDGSを意識した内容で、環境問題に関心を持つきっかけづくりになった。
- ・講師を高校生に依頼することにより、世代交流と相互の学び合いに繋げることが出来た。

◇課題及び今後の方向性

- ・性別や年齢の偏りがないように体験内容の設定の工夫が必要である。

◇地区公民館運営審議会委員の意見等

子どもたちが自分たちで体験し、考え、作りながら学習出来る事業だと思う。これからも自分で考え学ぶ心を育ててほしい。

◇総合評価 A

A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書		
公民館学級講座等開催事業	事業名	子ども事業企画クラブ「怪皆亭」
◇事業目的、目標等 年数回の公民館や地域でのイベントを、メンバー(南畑小学校4～6年生の参加希望児童)が話し合いながら実施していく。様々な地域事業に参加することによって、異年齢間の交流や地域の人とのつながりを大切に、また、スタッフの子どもたちの自主性を伸ばす。		
◇事業概要 主催 南畑公民館 参加人数 メンバー52名(4年生10名、5年生21名、6年生21名)、ボランティアスタッフ1名、サブスタッフ10名の協力あり 執行額(報償費) 15,000円(事業協力者謝礼) 他団体等の協力・連携状況 メンバーは南畑小児童で構成されており、大人スタッフも保護者など地域のボランティアである。 主な取組 6/3(月) メンバー・スタッフ会議(1回目) 会場:南畑公民館、メンバー42名、協力3名参加 6～7月 あそモンパークの準備 7/13(土) あそモンパーク開催 メンバー34人 10/9(月) メンバー・スタッフ会議(2回目)メンバー35人 10月 かかしコンテスト作品作り 11/3(日) なんばた青空市場でやさい販売 メンバー34人 11/15(金)「ナイトウォーク」開催 南畑地域を巡る。メンバー31名、一般小学生18名、保護者兄弟7名、協力1名 12/20(金)23(月)「アポなしサンタ」開催メンバーがサンタの衣装を着て幼児の家を訪問、ハンドベルを演奏しプレゼントを渡した。申込者9件22名、メンバー38名、協力2名参加 3/3(月) メンバー・スタッフ会議(3回目) メンバー21人 3/9(日) 南畑ふるさとまつりで「子どもみこし」開催 一般参加17人、メンバー19人、協力1人 3/21(金)～22(土)「お楽しみ・お泊り会」レクリエーション、ご飯作りなど メンバー38名、協力11名		
◇事業成果 ・会議の際に子どもたちに司会・書記を任せることにより、のびのびとした自由な発想・自主的な発言ができた。 ・「怪皆亭の〇〇」と名前が入ることにより、イベント当日も自分たちで流れを確認し合い運営していくなど、責任感のある活動ができた。		
◇課題及び今後の方向性 ・大人数の参加になったので、主体性をなかなか発揮できない子たちがいる→来年度は年間計画を先に提示し、参加できる最低回数を決めた申込み ・1人ひとりの子どもたちの希望をできるだけ実現できるよう工夫が必要。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 子どもたちが中心となり事業を企画し大人はサポートする、子どもたちの自主性を伸ばすことが出来る素晴らしい事業です。メンバーを増やしながらかれからも続けてほしい。		
◇総合評価	A	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名 なんばた学級(高齢者学級)
◇事業目的、目標等 高齢社会を迎える中で、自ら生きがいを見つけ、活力を得るための一助を目的とする。高齢者学級を開催することにより、外に出る機会を増やし、頭や体を動かして健康づくりを目指すとともに、人と人とのふれあいから地域のつながりを創出する。	
◇事業概要	
主催 南畑公民館	
参加人数 学級生62名 年間延べ444名(8月を除く、5月～3月の全体学級参加人数)	
執行額(報償費) 155,000円(講師謝礼等)	
他団体等の協力・連携状況 なんばた学級運営委員会と共催	
主な取組 地域の60歳以上を対象として、運営委員会で年間の事業計画を立て、月1回全体学級を開催し、クラブ活動(8クラブ)にも取り組んでいる。学級生は、みんな和気あいあいと活発に活動した。また学級だよりを年3回発行した。 【全体学級】 5月15日 開講式 6月19日 認知症予防のためにできること 7月17日 誰でもできる！簡単！特殊詐欺講座？！ 9月18日 災害の備え 10月16日 いつまでの自分らしく暮らしていくために 11月20日 知っておきたい感染症対策 12月18日 音楽鑑賞 1月15日 学級文化祭 2月19日 室内でもできる運動 3月19日 修了式・人権啓発DVD鑑賞	
◇事業成果 学級生の人数は昨年度と同数を維持し、全体学級の参加は毎回7割前後ある。アンケート結果から講座等の時間や内容について、学級生は概ね満足していることがうかがえる。学級文化祭は運営委員会の協議により、コロナ禍前と同様にステージ発表中心に戻し、日頃の練習の成果を発表する場として、各クラブ活動の熱気が感じられ好評であった。	
◇課題及び今後の方向性 全体学級の参加率は約7割あり、生きがいづくりや人との交流の場として定着してきている。今後も運営委員の要望等を踏まえながら取り組むことが必要となる。	
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 高齢者が生き生きと活動できる場がある事はとても良いと思います。また、コロナ禍前の活動状況が戻ってきたのも事もよかったです。	
◇総合評価 A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業

事業名

南畑ふれあい劇場

◇事業目的、目標等

地元素人劇団「南畑お月見一座」の新作劇初演の場として、その時代背景や地域課題を反映した劇を通して、楽しみながらも地域問題や課題を考える場とする。また身近な施設で気軽に演劇を鑑賞できる機会の充実を図る。

◇事業概要

主催 南畑公民館

参加人数 151人

執行額(報償費) 10,000円

他団体等の協力・連携状況 準備から当日までのそのほとんどを出演団体が自主的に実施している。

主な取組

脚本・出演・美術すべて地元素人劇団『南畑お月見一座』による演劇。

●南畑ふれあい劇場 第27作『プロジェクトY 風に吹かれて』

令和7年2月8日(土)14時開演

あらすじ: 公民館に新しい風を吹かせようとする男がいた。

彼の名は、谷澤五雄-Yazawa Itsuo。

彼のもとには、同じ志を持つ人々が集った。

彼らは、難波田城公園に出る幽霊のうわさを聞きつけ、劇を作った。

しかし、物語がすんなり進むはずもないのが、彼らである。

このドキドキ感、幽霊のせいなのか舞台の緊張のせいなのか…。

そして血を数える幽霊とは…。

この劇は、今日まで続く、“南畑お月見一座”の座長とメンバーの

楽しくも、苦闘と涙の物語である

広報: 公民館だより、市広報、市SNS、ホームページ、

各公共施設にポスター掲示

申し込み: 無料チケット12/18から配布(web申込みフォーム、電話、窓口)



◇事業成果【アンケートより抜粋】

・素晴らしい取り組みですね ・あつという間の50分でした。構成がよく練られていて、飽きないからでしょうか ・新入団員と現団員の役の持ち味が活かされていて安心できました ・とても面白く、クリエイティブで温かみのある素晴らしいステージでした ・地域の方々に愛されている一座はすごいですね ・案内もとても親切で、チケットや今回のパンフレットも保存版ですね ・みんな元気に明るく楽しそうにやっている姿を見て、観ている方も明るい気持ちになりました ・時代背景のある話や、今はやりの話題で楽しかった

◇課題及び今後の方向性

・臨時駐車場を2ヶ所確保したが、チラシ印刷に間に合わず、案内が不足した

◇地区公民館運営審議会委員の意見等

今回は27作目、公民館恒例の催し物となり、地域の方々は開催を待ち焦がれ、毎回、好評をいただくものとなっています。新規・若年の団員が加わり、より一層の活躍が期待されています。

◇総合評価 A

A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書		
公民館学級講座等開催事業	事業名	第22回なんばた青空市場
◇事業目的、目標等 生産者と消費者が直接交流する場を設けることによって、生産者の顔が見える地元生産物をPRし、コミュニケーションを図る。		
◇事業概要 主催 なんばた青空市場実行委員会 来場者数: 約3,100人 執行額(報償費) 60,500円 ※実行委員会予算は別にあり 他団体等の協力・連携状況 運営する実行委員のほとんどが南畑の住民であり、参加者の多くは南畑住民及び周辺地域の住民となっている。 主な取組 日時: 11月3日(日・祝) 午前10時から午後2時 会場: 富士見市第2運動公園と周辺の田んぼ 【イベントコーナー】かかしコンテスト、トラクター試乗体験、さんだら飛ばし、やきいも、やさいの重さ当てクイズ、100円おにぎり、米のつかみどり、大声コンテスト 【模擬店・フリーマーケット】農産・生産物販売、各種模擬店 【オープニング】東中学校吹奏楽部演奏 【かかし】・かかし作り(10月中)は、公民館職員がサポート ・審査員、一般投票(当日500人)を行った 【庶務】中学生ボランティア7人参加、実習生2人参加、さんだら講習会開催		
		
◇事業成果 ・当日は天候にも恵まれ、多くの来場者で賑わった ・前日の雨により、一部レイアウトを変更して開催。事前に変更案を決めていたことで、混乱はなかった。 ・中学生ボランティア7人参加により、投票用紙の配布や参加者のお弁当配布など、がスムーズにできた。 ・10/18(金)に農業委員さんを中心としたさんだら講習会を実施。さんだらが古くなってきていたので、これからの実施に必要なこと。		
◇課題及び今後の方向性 ・開催時期を踏まえた地元農産物の確保 ・地域の魅力を創出する出店団体の確保		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 とても広い会場で、のびのびとした南畑地域の良さが生かされた開催でした。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業

事業名

文化公演会『落語を楽しむ』

◇事業目的、目標等

身近な施設で日本の伝統芸能文化に触れる。

◇事業概要

主催 南畑公民館利用者の会 ・ 南畑公民館

参加人数 120人

執行額(報償費) 10,000円(共催:南畑公民館利用者の会からも謝礼あり)

他団体等の協力・連携状況 南畑公民館利用者の会が主体

主な取組

と き:2月15日(土)午後1時30分～2時40分(開場1時)

会 場:南畑公民館 多目的ホール

内 容:三遊亭金太郎(落語)

おのんのん(マジック)

澤井一咲(津軽三味線)

参加費:無料(1月15日より窓口で整理券の配布)

周知:公民館だより・市広報・市HPに掲載、館内にポスターの掲示



◇事業成果

- ・利用者の会の単独事業から公民館との共催事業に移って数年経つが、開催時期を変更していないこともあり、リピーターがとて多い。
- ・来場者がこの時期を毎年楽しみにしてくれていることが分かる。

◇課題及び今後の方向性

特になし

◇地区公民館運営審議会委員の意見等

地域の方々がとても楽しみにしている伝統文化に触れる行事となっています。以前にも出演した落語の三遊亭金太郎さんは南畑を理解した上で今回も出演して頂きました。この事業は回数を重ねるごとに定着してきたと実感しています。

◇総合評価

A

A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業

事業名 第67回南畑地区体育祭援助

◇事業目的、目標等

南畑地区の一大イベントであり、地域をあげての取り組みである南畑地区体育祭を、地域の活性化とコミュニティの構築の場として援助する。

◇事業概要

主催 南畑地区体育祭実行委員会

参加人数 500人

執行額(報償費) 生涯学習課の補助金、実行委員会予算

他団体等の協力・連携状況 実行委員会方式

主な取組

南畑地域の一大イベントとして定着している地区体育祭は地域住民の健康増進、親睦の場となっており、町会を中心に組織された実行委員会を実施している。地域への支援事業として会議や準備等の支援を行っている。

6/14 (金)	調整会議	7/11 (木)	第1回実行委員会
8/20 (火)	事務局&チーフ会議	9/10 (火)	第2回実行委員会
10/3 (木)	踊り練習会		
10/12 (土)	前日準備	10/13 (日)	第67回南畑地区体育祭
10/28 (月)	会計報告及び監査	11/7 (木)	第3回実行委員会

◇事業成果

・地域住民の健康増進と、住民同士の親睦を深めるイベントへの協力できた。

◇課題及び今後の方向性

・今後の地区体育祭においても円滑な準備・開催を達成するため、実行委員と公民館それぞれの作業や役割を整理して引き継げるような記録や見直し等をしていく必要がある。

◇地区公民館運営審議会委員の意見等

私も子供のころから参加している地区体育祭、南畑地区全体の絆づくりに欠かせない行事となっています。今後も支援事業として取り組んでほしい。

◇総合評価

A

A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書		
公民館学級講座等開催事業	事業名	南畑ふるさとまつり援助
◇事業目的、目標等 公民館利用団体、サークル・地域団体等の活動成果発表の場、地域住民相互の親睦と交流の場として、南畑公民館利用者の会が主催する「南畑ふるさとまつり」を援助する。		
◇事業概要 主催 南畑公民館利用者の会 参加人数 約1,100人 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 幼稚園、小・中・高校・特別支援学校との連携 主な取組 南畑公民館利用者の会が主催する南畑ふるさとまつりへの開催支援 内容: 第39回南畑ふるさとまつり～未来へはばたけ ふるさと南畑～ とき/3月9日(日)午前9時30分～午後2時30分 オープニング: 南畑小学校鼓笛隊、東中学校吹奏楽部演奏 舞台発表(各団体、個人) 作品展示(南畑幼稚園、南畑小学校、東中学校、富士見高校 富士見特別支援学校、各団体、個人)、お茶席体験 模擬店(各団体)、子どもみこし(怪皆亭企画イベント) おたのしみ抽選会(15時～)		
◇事業成果 ・地域のまつりとし様々な人たちが集まる祭りとなっている。 ・6年度も天候に恵まれ大勢の人でにぎわった。 ・子ども連れの家族が特に多く、三世代で楽しんできた。		
◇課題及び今後の方向性 ・天候による仕入れのリスクもあるが、飲食店の売り切れが早いことなどからイベント所要時間の対応が必要である。 ・様々な参加者のコーナーに回れるような館内動線の工夫が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 多くの来場者があり、南畑の結束力があらわれたイベントでした。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書		
公民館学級講座等開催事業	事業名	利用者の会活動援助
◇事業目的、目標等 南畑公民館を利用している団体・サークルの任意加入連携組織として「利用者の会」がある。その組織活動である地域づくりを意識した自主的・自立的活動を援助する。		
◇事業概要		
主催	南畑公民館利用者の会	
参加人数	加入団体数59団体、個人12名	
執行額(報償費)	なし	
他団体等の協力・連携状況		
主な取組		
5/21 理事会 6/4 総会 9/3 役員会 10/27 グラウンドゴルフ大会 11/3 なんばた青空市場への協力 11/12 理事会 11/17 ソフトボール大会 12/10 南畑ふるさとまつり全体会 12/14 公民館大掃除 1/11 新春交流会 2/15 文化公演会 3/9 南畑ふるさとまつり ・公民館事業への協力(子ども事業)		
◇事業成果		
・公民館利用団体や地域団体同士のつながりと交流を促進することができた。		
◇課題及び今後の方向性		
・利用者の会も高齢化が進み、後継者の発掘・育成が課題となっている。 ・サークル間の交流や各団体活動が活性化できるような援助や、利用者相互の結びつきを強める援助が必要である。 ・会員への周知		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
様々な活動を通して公民館を支えている利用者の会の存在は大きなものとなっている。今後も支援事業として取り組んでほしい。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書	
公民館学級講座等開催事業	事業名 南畑お月見一座援助
◇事業目的、目標等 地元南畑の人たちで構成されている劇団「南畑お月見一座」は、地域話題を盛り込んだ新作を毎年創り続けている。また防犯を目的とした寸劇を市内外で行っていることから、これからの南畑の地域づくりへの関心や意欲・防犯意識を高め合う団体として援助していく。	
◇事業概要	
主催	南畑お月見一座
参加人数	23名(劇団員数)
執行額(報償費)	なし
他団体等の協力・連携状況	座員全員が南畑地域在住(元在住含む)・在勤である。
主な取組	
(1)長編公演 ●南畑ふれあい劇場 第27作『プロジェクトY 風に吹かれて』 令和7年2月8日(土)14時開演 (2)寸劇公演 5/15 渡戸3丁目ふれあいサロン ー簡単! 特殊詐欺講座(?), 交通安全 7/17 南畑公民館なんばた学級 ー簡単! 特殊詐欺講座(?), 交通安全 8/2 デイサービス サーバント ーももたろう 9/1 演劇のつどい ー未完のラブレター-short ver. 9/20 ふじみ野交流センター高齢者学級 ー簡単! 特殊詐欺講座(?), 交通安全	
◇事業成果	
・劇団サポートスタッフ(当日の受付等)の確保ができた ・細かな声掛けにより、長編公演には新団員が2人入団した ・当日パンフレットにも団員募集の掲載 ・舞台BGM用で、JASRACに許可申請を出した	
◇課題及び今後の方向性	
・一座が団員の募集について苦慮しているため募集支援	
◇地区公民館運営審議会委員の意見等	
南畑ふれあい劇場のお月見一座の存在ばかりではなく、「南畑あおぞら一座」「南畑ふるさとまつり」などの公民館行事、町会の行事にも参加しイベントを盛り上げている。特に名物の「やきそば」は定評で各行事に行列をつくり買い求めている。今後も支援事業として取り組んで欲しい。	
◇総合評価	A A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書	
公民館学級講座等開催事業	事業名 富士見市地域子ども教室「南畑あそび隊」援助
◇事業目的、目標等 南畑地域の子ども事業の中心であり、学年が違う子どもたち同士や子どもと地域住民をつなぐ。また、学校と地域をより深くつなぐ重要な事業であると位置づけ、積極的に援助していく。	
◇事業概要	
主催	富士見市地域子ども教室「南畑あそび隊」企画会議（生涯学習課）
参加人数	夏まつり参加人数 約420名
執行額（報償費）	生涯学習課予算
他団体等の協力・連携状況	
主な取組	
○南畑あそび隊の開催 ○あそび隊夏まつり 7月13日（土） 主に小学生が楽しめる手作りの夏まつりとして南畑公民館内で実施。 南畑小学校鼓笛隊演奏、おばけやしき、スライム作り、水鉄砲、かき氷屋、紙コップタワー遊び、ポシェット作りなど	
◇事業成果	
・内容が盛りだくさんで子どもたちも十分満足できる内容となった。 ・テーマを設けたことにより、会場全体で一体感があった。	
◇課題及び今後の方向性	
・当日スタッフの不足	
◇地区公民館運営審議会委員の意見等	
毎年大盛況の事業、大人スタッフが企画・運営し当日は子どもたちにもお手伝いしてもらおうという地域の絆にもつながる事業だと思う。これからも続けてほしい。	
◇総合評価	A A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

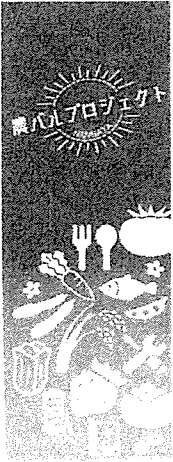
令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書	
公民館学級講座等開催事業	事業名 南畑地域まちづくり協議会援助
◇事業目的、目標等 住民が主人公となって、南畑地域全体のまちづくり活動を行う「南畑地域まちづくり協議会」への支援を行うことを通し、地域住民相互の交流と地域の活性化を図る。	
◇事業概要	
主催 南畑地域まちづくり協議会	
参加人数	
執行額(報償費) なし	
他団体等の協力・連携状況 農バルプロジェクトとの連携・協力により、まち協ニュースレターを発行	
主な取組 ・毎月第3木曜日「南畑まちcafé」開催支援(会場提供、広報、ワークショップコーディネート) (開催は4/20、5/18、6/15、7/20、9/21、10/21、11/16、12/21、2/15、3/21) ・1/19(日) もちつき交流会支援開催支援(会場提供、広報) ・農バルプロジェクトとタイアップした、「まち協ニュースレター」の発行支援(取材・編集) 公民館だよりに折込み、地域内の各種事業者で働く方々を紹介した。(3回発行)	
◇事業成果	
ニュースレター(農バルプロジェクトタイアップ事業)の取材協力をし、発行の支援をすることができた。 地域交流を進める「まちcafé」等に協力することが出来た。	
◇課題及び今後の方向性	
・まちcaféの来場者増や同時開催ワークショップなど、より効果的な事業を進めるための支援方法の構築	
◇地区公民館運営審議会委員の意見等	
もちつき交流会には多くの人が集まり、交流できたと思います。 反面、一般の人々にはまちづくり協議会の活動があまり認知されていないと思います。	
◇総合評価 A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書		
公民館学級講座等開催事業	事業名	南畑公民館だより発行事業
◇事業目的、目標等 編集委員会の視点で地域の話題や課題を取り上げ、地域情報の交流の場の広報紙として公民館情報と共に発信していく。		
◇事業概要		
主催	南畑公民館	
参加人数	編集委員11名で構成	
執行額(報償費)	鶴瀬公民館で一括措置(印刷製本、謝礼)	
他団体等の協力・連携状況		
主な取組		
月1回(2・8月除く)発行。A4 8ページ仕立て。1800部を館区内世帯、関係機関へ配布。 月1回の編集委員会、特集の会議や取材を適宜実施。		
◇特集内容		
4月号 未来へつなぐ南畑の輪～南畑小学校創立150周年記念事業を終えて～ 5月号 地域の子育て応援団 富士見市ファミリーサポートセンター 6月号 わたしの好きな一曲 思い出の一曲 PART2 7月号 なんばたキッチン 9月号 平和の大切さ 戦争体験を聞く 10月号 公民館サークル活動公開月間 11月号 東中学校部活動紹介 PART1 12月号 東中学校部活動紹介 PART2 1月号 祝 二十歳になって 3月号 将来の夢(南畑小6年生)		
◇事業成果		
特集は、創立150周年記念事業を終えた南畑小学校や、なんばたキッチンなどの地域の話題を取り上げる一方、誰もが楽しめる、「好きな曲・思い出の曲」の紹介など幅広いテーマを取り上げることで、地域情報の発信・交流の場づくりに貢献することが出来た。		
◇課題及び今後の方向性		
・編集委員が地域の執筆者を探し出すのが課題。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
地域の話題や特集等、読み応えのある公民館だよりです。紙面もゆったりしていて恒例の方にも読みやすい公民館だよりと思います。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

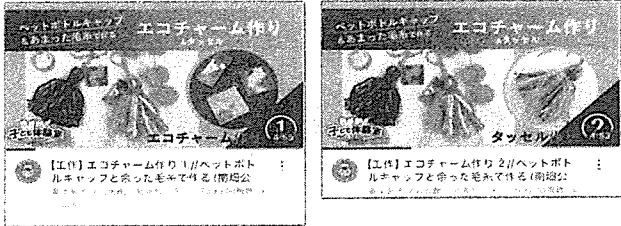
令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書		
公民館学級講座等開催事業	事業名	南畑ぎやらりい
◇事業目的、目標等 公民館の利用団体やサークル会員が、公民館施設を利用して制作した作品を展示することにより、サークルの活動内容等を公開し、交流の輪を広げる機会とする。		
◇事業概要		
主催 南畑公民館		
参加人数		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況		
主な取組 3/21～4/7 『南畑の美しい自然写真早春～初夏展』 4/8～4/30 『南畑小学校創立150周年展』 5/3～5/31 『エアープラス作品展』 6/3～6/17 『人材バンク写真展』生涯学習課 6/18～6/27 『わくわく子ども体験室工作作品紹介展』 6/28～7/31 『上内手遺跡展』生涯学習課 7/9～8/22 『ちびっこあおむしえのぐ作品展』:階段踊り場 8/6～8/31 『富士見市古城をめぐる会活動写真展』富士見市古城をめぐる会 8月 ピースフェスティバルピースカード展示:2階廊下 9/1～9/29 『金澤・峠 作品展』 10/1～11/2 『なんばた青空市場PR展』 11/4～11/29 『なんばた青空市場かかしコンテスト作品展』 12/1～12/27 『グリーンドロップ活動紹介展』食育劇団グリーンドロップ 1/6～1/31 『なんばた学級書道クラブ作品展』 2/1～3/6 『南畑お月見一座歴代上演作品展』 3/7～4/11 『県立富士見高校美術部作品展』富士見高校美術部		
◇事業成果		
・活動団体だけではなく、様々な展示をすることができた。		
◇課題及び今後の方向性		
・活動発表の場としての効果を上げるため、活動団体に参加を促すことが必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
南畑公民館に行くと目をひく南畑ぎやらりいは利用者にとってたのしみの一つになってると思います。		
◇総合評価	A	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書		
公民館学級講座等開催事業	事業名	公民館運営審議会地区会議
◇事業目的、目標等 南畑公民館の管理、運営、事業推進などを審議する。また、公民館事業に積極的に参加することで、実際の取り組み状況を把握し、さらに活性化を図る。		
◇事業概要		
主催 南畑公民館		
参加人数 4名の公民館運営審議会委員		
執行額(報償費) 報酬を鶴瀬公民館で一括管理		
他団体等の協力・連携状況		
主な取組		
○第1回会議 6月20日(木) 午後7時30分～午後9時00分 ・議題 ①令和6年度南畑公民館運営方針及び事業計画について ②令和6年度南畑公民館事業の進捗について ○第2回会議 10月25日(金) 午後3時～午後4時 ・議題 ①令和6年度南畑公民館上半期事業報告及び下半期事業予定について ②公共施設予約システムの更新について ○第3回会議 2月20日(木) 午後3時～午後4時45分 ・議題 ①令和6年度南畑公民館事業報告及び事業評価について ②令和7年度富士見市公民館運営方針(案)について ③各種事業の開催予定		
◇事業成果		
地域の中で様々な分野で活躍している運営審議会委員の意見は、公民館事業を進めていく上で大変重要である。		
◇課題及び今後の方向性		
公民館を拠点として活動する後継者づくりや若い世代に公民館活動に関心を寄せてもらう仕掛けづくりとともに、地域が抱える課題について整理し、公民館の活性化に向けた取り組みについて協議することが求められる。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
令和6年度は公民館が抱える問題、例えば団体やサークルの後継者がいない、新しい住民の方々に参加しやすい行事について議論していました。7年度に全体公運審においても議論していき、南畑では対応する新しい試みとして(仮称)ナイトガーデンの開催を計画しています。どのような結果になるか楽しみにしています。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書		
公民館学級講座等開催事業	事業名	利用者懇談会
◇事業目的、目標等 定期利用団体の声を反映した公民館運営及び利用者同士の交流や利用者と公民館の共通理解の場とするため、開催する。参加者の意見や要望を聞き、公民館事業や施設の整備に反映させる。		
◇事業概要 主催 南畑公民館 参加人数 年2回の懇談会を開催 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 主な取組 ①第1回利用者懇談会兼消防訓練 5月24日(金) 午前11時10分～11時40分 10名参加 ・公民館利用などについての意見交換 ・今後の事業予定について ②第2回利用者懇談会兼公民館大掃除 12月14日(土) 午前11時～ 69名参加 ・公民館利用などについての意見交換 ・新公共施設予約システムについて ・地域・自治シンポジウムのお知らせ ・南畑ふれあい劇場のお知らせ ・文化公演会のお知らせ ・利用者の会からのお知らせ		
◇事業成果 ・南畑公民館利用者の会や南畑地区公民館運営審議会の協力による懇談会の開催により、利用者から質問・意見等を気軽に話せる場を持つことできた。		
◇課題及び今後の方向性 12月の利用者懇談会は大掃除のあとに開催しているため多くの参加者があるが、通常の利用者懇談会は例年参加者が少ない傾向にある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 年に2回開催しております。利用者の皆様が利用しやすい環境づくりのため、様々な意見を聞き、公民館の運営に反映されていると思います。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書	
公民館学級講座等開催事業	事業名 農バルプロジェクト援助
◇事業目的、目標等 南畑地域内の商業・農業等事業者のネットワーク化を図り、それに関わるイベントを企画し、地域内の活気と賑わいを生み出すプロジェクトを援助する。	
◇事業概要 主催 農バルプロジェクト事業企画委員会	
参加人数	
執行額(報償費) なし	
他団体等の協力・連携状況 南畑地域まちづくり協議会と連携	
主な取組	
○事業企画委員会への参加 総会4/24(水) 役員会4/17(水)、5/23(木)、6/24(月)、10/8(火)、12/17(火)、1/22(水)	
○ニュースレター作りの支援 南畑まち協発行のニュースレターに地域の飲食店等の掲載希望事業者を紹介する「今月のTOPICS」の記事について事業企画委員会役員会の取材・編集を支援 令和6年度は3回発行(vol.21・22・23公民館だよりにて折込み配布)	
○「地元メシ」企画協力 実施企画支援 難波田城公園まつり、南畑あおぞら市場、南畑ふるさとまつり等、参加協力等	
	
◇事業成果 まち協とタイアップした地域内の事業者を紹介し発行したニュースレター(3回)の取材・編集支援や、地元食材をPRし地域力の向上を目的とした「地元メシ」の企画協力、また、普及の為の難波田城公園、なんばた青空市場、南畑あおぞら市場等のイベント出店に係る支援を行い農バル支援の目的である地域内の活気や賑わいの創出に協力できた。	
◇課題及び今後の方向性 農バルプロジェクト事業企画委員会は、農や南畑の事業所を絡めながらできる事業を模索し実施しているが、今後の事業の展開についての支援・援助の方法、手法が課題となっている。	
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 田運風景の広がる南畑において地元の食材のPRはとても大切な事と考えます。また、お店の少ない地域なので地元を盛り上げるイベントは活気づくりの良いと思います。	
◇総合評価 A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書	
公民館学級講座等開催事業	事業名 はじめてのスマホ体験（デジタルデバイド事業）
◇事業目的、目標等 誰もがデジタル技術を活用できる地域社会をつくるため、スマートフォンの使い方を学び、デジタル活用支援の一助とする。	
◇事業概要	
主催 南畑公民館	
参加人数 24人	
執行額(報償費) なし	
他団体等の協力・連携状況 ソフトバンクスマホアドバイザー	
主な取組	
○スマホ入門講座	
・対象 一般	
・各回とも同様の内容で開催	
12/13（金） ①初めてのスマホ体験 9人	
12/21（火） ①初めてのスマホ体験 9人	
②スマホの基本と防災 6人	
(主な内容)	
・写真の撮り方	
・地図アプリの使い方	
・LINEアプリの使い方	
◇事業成果 スマホの使い方を教えてくれる方が身近にいない方にとって、様々な疑問の解決の場や実践的な使い方を教えてもらう場となった。	
◇課題及び今後の方向性 現在は入門講座を中心としているが、スマホ普及に伴いニーズに合わせた内容の対応が必要	
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 スマートフォンが使えることで家族や友人とのコミュニケーションがスムーズになり、日常生活がより豊かになります。今年も参加者のニーズに合わせて事業を継続してほしい。	
◇総合評価 A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価書		
公民館学級講座等開催事業	事業名	おうちで楽しむ公民館(動画配信事業)
◇事業目的、目標等 公民館を知って来てもらう機会作りであり、公民館事業を周知する1つのツールである。また、自宅などでも学習ができるように講座等を開催する。		
◇事業概要		
主催 南畑公民館		
配信数 2動画(YouTube)		
執行額(報償費) 3,000円		
他団体等の協力・連携状況		
主な取組		
市公式YouTubeアカウント・市立公民館交流センター公式YouTubeアカウントに動画を配信する		
○事業内容紹介 ①【工作】エコチャーム作り①//ペットボトルキャップと余った毛糸で作る/エコチャーム作り (わくわく子ども体験室の内容紹介動画)		
②【工作】エコチャーム作り②//ペットボトルキャップと余った毛糸で作る/タッセル作り (わくわく子ども体験室の内容紹介動画)		
		
◇事業成果		
・公民館で行っている活動を、来たことが無い方にも知ってもらえるツールとなった。		
◇課題及び今後の方向性		
・編集に時間がかかるが、公民館のことを知ってもらえる機会なので、少しずつでもアップしていきたい。		
◇総合評価		
公民館で実施する様々な情報を動画配信ならではの角度で発信できるため今後も紙面以外の新たな情報発信としての効果が期待できる。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度南畑公民館事業報告兼事業評価		
公民館施設維持管理事業	事業名	施設維持管理事業
◇事業目的、目標等 安全・安心な施設管理を目的とし、利用者目線での施設維持管理を図る。		
◇事業概要 委託業務内容 ・清掃業務委託・エレベーター保守点検委託・自動ドア保守点検委託・空調設備保守点検委託・樹木維持管理業務委託 (施設管理業務・特定建築物及び建築設備定期検査委託・消防設備保守点検委託・防火対象物定期点検委託は鶴瀬公民館にて予算化) 修繕発注内容 ・事務室窓クレセント交換修繕…サッシ窓の鍵が故障したため ・多目的ホール用ワイヤレス受信機修繕…受信機不具合によりバランス調整が必要となったため ・建具交換等修繕…生活実習室ドアクローザー及び倉庫ドアノブが故障したため		
◇事業成果 修繕及び維持管理に係る委託業務については、予定通り完了した。施設・設備の老朽化等により緊急修繕として3件実施した。		
◇課題及び今後の方向性 利用者が安全・安心に公民館を利用できるよう施設・設備の経年劣化への計画的な対応が求められる。		
◇地区公民館運営審議員の意見等 公民館の改善点など利用者の意見を反映したり公民館職員と一緒に安全な活動ができる場づくりに努めています。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

水谷公民館



ひなまつりデコずし

目 次

親子フレンドパーク	 57	介護予防講座「介護予防教室」	 69
パパママのステップアップ講座	 58	教育講演会	 70
おはなし会	 59	水谷子ども広場(地域子ども教室)	 71
水谷学級(高齢者学級)	 60	学社連携事業	 72
おひとりさまサロン百(もも)の会	 61	水谷公民館だより発行事業	 73
はじめてのスマホ教室	 62	地区体育祭	 74
小学生夏休み企画・おうちの人と楽しもう	 63	水谷小学校区まちづくり協議会	 75
ワイワイコンサート	 64	公民館運営審議会地区会議	 76
第39回水谷文化祭	 65	利用者懇談会・水谷公民館企画運営委員会	 77
第34回水谷新春交流会	 66	施設維持管理	 78
うたごえ喫茶inみずたに	 67	みずほ台中央公園交流施設に関する補助執行	 79
生活文化講座	 68		

令和6年度 富士見市立水谷公民館事業一覧

＜学級・講座の開催＞◇日常生活や目まぐるしく変化する社会・経済法制から生まれる課題の解決に向けた学習機会の重質を図り、市民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに地域の特色を活かしたまちづくり活動を市長部局と連携し、その支援に努める。

事業名等	開催予定 時期	開催予定 回数	対象	備 考
・親子フレンドパーク	通年	10回	親子	幼児を持つ親子を対象とした親子交流事業 子どもと離れ、親同士が悩みや疑問を話し合う（保育付）
・ババママのステップアップ講座	通年	7回	親子	
・おはなし会	通年	12回	親子	不登校引きこもりを考える親の会「まわりみち」と共催
・水谷学級（高齢者学級）	5～3月		高齢者	
・おひとりさまサロン百（もも）の会	通年	10回	一般	
・はじめてのスマホ教室	通年	11回	一般	
・ワイワイコンサート	6月		一般	
・第39回水谷文化祭	11月		一般	
・第34回水谷新春交流会	1月		一般	
・うたごえ喫茶inみずたに	3月		一般	
・生活文化講座	2月		一般	
・介護予防講座 「介護予防教室」	3月		一般	
・教育講演会	3月		一般	水谷小学校区地域子ども教室運営委員会への支援
・水谷子ども広場（地域子ども教室）	通年	5回	児童	
・学社連携事業	通年			
・地区体育祭	10月		一般	
・水谷小学校区まちづくり協議会	通年		一般	支援

＜情報提供・相談＞◇市民の生涯学習・社会教育活動の発展につながる情報及び資料の収集、提供・学習相談に努める。また「公民館だより」を市民とともに編集し、学習文化、地域情報を中心に地域のコミュニケーション紙として地域全体に定期的に発行する。

事業名等	開催予定 時期	開催予定 回数	対象	備 考
・情報コーナーの整備	通年	随時	利用者	16,638部
・学習相談・情報提供	通年	随時		
・水谷公民館だより発行	通年	10回	地区全 世帯等	
・市ホームページの充実	通年	随時		

＜施設提供＞◇安全で快適に利用できる施設・設備の整備、地域防災拠点としての施設改善に努める。

事業名等	開催予定 時期	開催予定 回数	対象	備 考
・施設維持管理事業	通年	随時		

＜その他＞市民との協働による公民館活動の充実をめざし、公民館運営審議会地区会議や利用者懇談会を開会して公民館運営に係る市民の意見を聴く機会をつくる。事業評価は、外部委員によるものと、公民館運営審議会地区委員の協力を得て自ら行う。また、職員の専門性の向上を図るため、研修会等に参加する。

事業名等	開催予定 時期	開催予定 回数	対象	備 考
・公民館運営審議会全体会	通年	4回	委員	外部評価及び公民館運営審議員による評価
・公民館運営審議会地区会議	通年	1回	委員	
・利用者懇談会	通年	4回	利用者	
・事業評価	通年		公民館	
・職員研修	通年	随時	職員	

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	親子フレンドパーク										
◇事業目的、目標 親が集まり、自由に子どもを遊ばせながら仲間づくりや情報交換ができる居場所づくりを目的とする。 対象：未就園児の親子												
◇事業概要 主催 水谷公民館 参加人数 親子 39 組 執行額 (報償費)5,000円(スタッフ事業協力謝礼) 他団体等の協力・連携状況 関沢・諏訪児童館及び鶴瀬西交流センター紙芝居ボランティアによる運営協力 開催日時 4、5、6、7、9、10、11、12、1、3月(年10回)の第2火曜日 午前10時30分～午前11時30分												
開催日	4月16日	5月14日	6月11日	7月9日	9月10日	10月8日	11月12日	12月10日	1月10日	3月11日	合計	
参加者(組)	2	5	5	5	4	4	2	3	5	4	39	
◇事業成果 育児中の親が子育てに関し、相談をする場として、選択肢の一つになっており、気負わず参加できるよう、サロン形式で実施するなど、工夫をしながら実施している。												
◇課題及び今後の方向性 事業は好評であるが、申込が定員を下回ることもあるため、より広い周知方法の検討が必要となっている。												
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 何かのイベントの折などに、この地域にこれほどの若い世代がいたのかと驚きます。新たな住宅の入居で核家族世帯や共働きなど周囲とのコミュニケーションが、とりにくい子育て期には貴重な場だと感じます。以前の民生委員たちとの関わりもインターネット等にはない根っこのある知恵袋にもなるのではないかと思います。												
◇総合評価 B A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない												

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	パパママのステップアップ講座																														
◇事業目的、目標 子育てなどに役立つ学習や体験、仲間づくりの場を提供することを目的とする。 対象：未就園児の親																																
◇事業概要 主催 水谷公民館 参加人数 39人 保育 34人 執行額 (報償費)30,000円(講師謝礼)、67,980円(保育スタッフ謝礼) 他団体等の協力・連携状況 保育スタッフ(11人登録)、講師は市民人材バンク登録者を活用 開催日時 6、7、9、10、12、1、2月(年7回)の第3水曜日 午前10時～午前11時30分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>内容</th> <th>参加者(組)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月19日</td> <td>スイーツデコのマグネット&ボードづくり</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>7月19日</td> <td>夏バテ予防!ピネガースフレチーズケーキづくり</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>9月18日</td> <td>食材を活かす冷凍術</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>10月16日</td> <td>パパママのためのやさしいヨガ</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>12月18日</td> <td>イチゴのシナモンマフィン</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1月22日</td> <td>ぬいぐるみづくり</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2月19日</td> <td>アロマスプレーづくり</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> ◇事業成果 新たな講師を招き、内容を工夫することで、日常の子育てからひととき離れ、お母さん同士の交流を深めながら、リフレッシュする機会を提供することができた。 ◇課題及び今後の方向性 講座内容により、参加人数に差が生じていることから、より多様なニーズに対応した講座内容を検討する必要がある。 ◇地区公民館運営審議会委員の意見等 今の時代はパパも子育てに大変協力的なので、とても良いことです。ぜひ続けていってほしいです。水曜日の開催なので曜日のアンケートをとるなどして、土日の開催日があってもよいのではないのでしょうか。 <table border="1"> <tr> <td>◇総合評価</td> <td>B</td> <td>A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない</td> </tr> </table>			開催日	内容	参加者(組)	6月19日	スイーツデコのマグネット&ボードづくり	9	7月19日	夏バテ予防!ピネガースフレチーズケーキづくり	4	9月18日	食材を活かす冷凍術	5	10月16日	パパママのためのやさしいヨガ	10	12月18日	イチゴのシナモンマフィン	6	1月22日	ぬいぐるみづくり	1	2月19日	アロマスプレーづくり	4	合計		39	◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない
開催日	内容	参加者(組)																														
6月19日	スイーツデコのマグネット&ボードづくり	9																														
7月19日	夏バテ予防!ピネガースフレチーズケーキづくり	4																														
9月18日	食材を活かす冷凍術	5																														
10月16日	パパママのためのやさしいヨガ	10																														
12月18日	イチゴのシナモンマフィン	6																														
1月22日	ぬいぐるみづくり	1																														
2月19日	アロマスプレーづくり	4																														
合計		39																														
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない																														

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	おはなし会										
◇事業目的、目標 親子で絵本などを楽しみ、リラックスした時間を過ごしてもらうとともに、参加者同士の交流を深める場をつくることを目的とする。 対象：未就園児の親子												
◇事業概要												
主催	水谷公民館											
参加人数	親子 39 組											
執行額	(報償費)0円(講師謝礼)											
他団体等の協力・連携状況	読み聞かせボランティア「あいあい」											
開催日時	原則毎月第1水曜日 午前10時30分～11時											
開催日	4月10日	5月8日	6月5日	7月3日	9月4日	10月2日	12月4日	1月8日	2月7日	3月5日	合計	
参加者(組)	4	5	5	2	4	5	3	2	7	2	39	
◇事業成果												
水谷地域は中央図書館から比較的遠い地域であるため、図書館へ行くことが難しい方のニーズに応えることができた。また、絵本だけでなく紙芝居や手遊びなどを行っており、内容についても好評をいただくことができた。												
◇課題及び今後の方向性												
天候や季節によって参加者の人数が左右されるので、開催時期を検討する必要がある。												
◇地区公民館運営審議会委員の意見等												
保育園に子どもを預ける人が多い中「おはなしかい」で子どもと一緒に保護者が顔を合わせることができるのは、うれしいことです。人数がバラバラなのは仕方のないことで、今後も続けていってもらえればと思います。												
◇総合評価	B											
A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない												

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷学級(高齢者学級)							
◇事業目的、目標 高齢期をいきいきと暮らすための学習・仲間づくりの一助となることを目的とする。 対象:60歳以上の高齢者									
◇事業概要 主催 水谷学級運営委員会、水谷公民館									
参加人数 (学級生) 64 人 (全体会)延べ 122 人									
執行額 (報償費)60,000円(講師謝礼)									
他団体等の協力・連携状況 水谷地区内老人クラブ代表者及びサークル世話人で運営委員会を									
組織									
○全体会		開催日	内容					参加者	
		11月21日	公開講座(防犯教室)					19	
		1月17日	公開講座(介護予防)					14	
		2月20日	公開講座(お口の健康講座)					21	
		3月13日	公開講座(落語鑑賞会)					68	
		合計						122	
○サークル活動									
サークル	折り紙	カラオケ	フラダンス	民謡	体操	舞踊	書道	合計	
学級生(人)	12	8	7	11	16	4	6	64	
◇事業成果 サークル活動は、学びや健康、仲間づくりの面で、いきいきと暮らすための機会となった。仲間との交流や外出の機会をつくることで、地域の高齢者の孤立化を防ぐ一助になった。									
◇課題及び今後の方向性 参加者の減少、講師の人材不足、高齢化への対策が必要となっている。									
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 高齢化が進み、参加者の減少は否めませんが「やってみたい!」と思うことにチャレンジできるすてきな機会だと思います。普段、公民館を利用されていない方たちへの学級開放周知の方法を考えてみたいです。									
◇総合評価		B		A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない					

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	おひとりさまサロン百(もも)の会	
◇事業目的、目標 ひとり暮らしの高齢者の方が、同じ立場の方たちとの交流を通じて、自ら生きがいを見つけ、いきいきと暮らしていくための一助となることを目的とする。 対象:ひとり暮らしの高齢者			
◇事業概要 主催 水谷公民館 参加人数 延べ 75 人 執行額 (報償費)0円 他団体等の協力・連携状況 世話人(1人)の協力を得て企画・運営、市まちづくり講座の活用			
	開催日	内容	参加者
	4月8日	顔合わせ	8 人
	5月13日	情報交換	8 人
	6月10日	びん沼自然公園へ行こう(雨天のため中止)	0 人
	7月8日	震災対策	7 人
	9月9日	映画鑑賞	8 人
	11月11日	オカリナを聴こう	12 人
	12月9日	みんなで食事を楽しもう	10 人
	2月10日	昔の暮らしを知る	10 人
	3月10日	大宮散歩	12 人
	合計		75 人
◇事業成果 世話人のコーディネートによって、会の参加者一人ひとりへの気配り、全員で楽しむ工夫がなされている。 また、ひとり暮らし特有の悩みは、ひとり暮らし同士でないと理解し合えないこともあると思われるが、そういった内容を相談しあえる環境となっている。			
◇課題及び今後の方向性 イベント的な企画を望む方、相談を望む方とニーズが二極化している面が見受けられ、実施内容のバランスの確保が難しい。			
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 独居の方が増えていく地域で、ともすれば孤立してしまいがちで話し相手や相談相手のいない方も多いかと思います。包括など、相談できる専門の方も時には同席していただくことも得策ではないかと考えます。			
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない	

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	はじめてのスマホ教室									
◇事業目的、目標 企業との協力により、スマートフォンの講座を開設し、地域住民のIT活用スキルの向上を図ることを目的とする。											
◇事業概要											
主催 水谷公民館											
参加人数 延べ 73 人											
執行額 (報償費)0円											
他団体等の協力・連携状況 株式会社ソフトバンク											
開催日時 第2水曜日の午前10時～12時 午後1時30分～3時30分											
	開催日	4月10日	5月8日	9月11日	10月9日	11月13日	12月11日	1月8日	2月12日	3月12日	合計
	午前	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0
	午後	6	6	13	7	8	7	9	7	10	73
◇事業成果 ソフトバンクから講師を派遣していただき、受講者に丁寧にスマートフォンの種類や使い方について説明していただいた。											
◇課題及び今後の方向性 年度当初、受講希望者が少なく、講師と調整の上、午後のみの開催とした。新規受講者が少なく、参加者が固定してきているので、もっと多くの地域住民の方に受講してもらえるよう検討する必要がある。											
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 避けようのないデジタル社会になくてはならない講座の一つだと思う。											
◇総合評価 B A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない											

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	小学生夏休み企画・おうちの人と楽しもう	
◇事業目的、目標 未体験の事柄に触れることで、創造力やチャレンジ精神を育む。 家族で共有の体験をすることで絆を深める			
◇事業概要 主催 水谷公民館 参加人数 延べ 33 人 執行額 (報償費)5,000円 他団体の協力・連携状況 「うふふキッチン」			
	開催日	内容	参加者
<小学生夏休み企画>	7月31日	木のえだでつくるフォトフレーム	12 人
	8月1日	ハラハラドキドキビー玉ゲーム	11 人
<おうちの人と楽しもう>	2月8日	ひなまつりデコずし&おむすび	10 人
	合計		33 人
◇事業成果 小学生の体験学習に寄与することができた。また、各小学校にご協力いただき、事業内容を保護者への一斉メールで送信していただいたことで、より多くの周知を図ることができた。 親子での体験講座は、家でも実践できると保護者から好評だった。			
◇課題及び今後の方向性 体験内容で参加者が偏らないように設定していくことが必要。 地域の人同士が交流できるよう、さらに地域の中で講師を探していくことが課題。			
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 色々な体験は人間形成には有効な方法だと思う。積極的にチャレンジしてほしい。			
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない	

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	ワイワイコンサート
◇事業目的、目標 平成19年度の「わいわい楽器入門講座」により結成された団体及び公民館で活動している団体に呼びかけ、日ごろの活動成果を発表する場や交流の場を提供することにより、活動の活性化を図ることを目的とする。		
◇事業概要 主催 ワイワイコンサート実行委員会 参加人数 延べ 60 人 執行額 (報償費)0円 他団体等の協力・連携状況 ワイワイコンサート実行委員会による企画・運営 開催日時 令和6年6月30日(日) 13:00～16:00 内容 各団体の演奏・発表等		
◇事業成果 公民館で活動しているサークルが中心となり、実行委員会形式で開催しているため、公民館利用者の交流が図られている。		
◇課題及び今後の方向性 参加してきたサークルの中には、活動をやめるサークルや主な活動場所として公民館を使わなくなるサークルがでてきているため、従来からの内容を見直すことや、新たに企画・運営に参加するサークルを探すことが必要となっている。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 このような活動成果の発表の機会があるのは、活動しているサークルにとって張り合いとなり、良いと思います。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第39回水谷文化祭
◇事業目的、目標 公民館利用団体・サークル、各種定期利用団体の活動成果の発表や、誰もが気軽に参加できる多彩な催し物をととして、地域住民相互の交流と親睦を深めることを目的とする。 対象：市民一般		
◇事業概要 主催 水谷文化祭実行委員会 参加人数 延べ 1300 人 執行額 (報償費)0円 他団体等の協力・連携状況 実行委員会による企画・運営及び市民人材バンク登録者の活用 開催日時 令和6年11月5日(火)～令和6年11月10日(日)(展示) 令和6年11月9日(土)～令和6年11月10日(日)(舞台発表、模擬店等) 舞台発表 ギター演奏、女声コーラス、民謡、舞踊、フラダンス、ハーモニカ、バンド演奏等 展示発表 絵手紙、陶芸、書道、折り紙、パッチワーク、俳句、水谷小学習発表、公募作品展示等 模擬店 バザー、模擬店、鉢植え販売等 遊びコーナー バッコー体験、ベーゴマ大会等		
◇事業成果 テーマ「モアモア水谷～ふれあいひろがれ～」とし、作品展示期間を1週間行うとともに、地域全体の取り組みとなるよう、展示作品の公募や水谷小学校の総合学習の発表も行った。舞台発表では舞台スタッフに市民人材バンク登録者に協力をいただいた。今年度は横断幕を新たに作り替えた。また、本郷中学校芸術文化部(家庭科部門)の出店や中学生のボランティアスタッフを募集し、世代を超えた地域住民の交流の場にもなった。		
◇課題及び今後の方向性 運営を担う人材が固定化しているため、新しい人材を確保することが必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 水谷小の合唱や本郷中の出店、中学生ボランティアなど地域の小中学生の活躍が多くあった。今後も学校との連携を深め、子ども達の未来につなげてほしい。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第34回水谷新春交流会
◇事業目的、目標 水谷地区内における「賀詞交換会」として、各地域団体や関係委員、公民館利用者等が一堂に会し、親睦と交流を図るとともに、地域づくりへの意欲を高めあう一助として実施。 対象：水谷地区内の地域団体や関係委員、公民館利用者		
◇事業概要 主催 第34回水谷新春交流会実行委員会 参加人数 80 人 執行額 (報償費)0円 ※参加費(飲み物等)2500円 他団体等の協力・連携状況 第34回水谷新春交流会実行委員会による企画・運営 開催日時 令和7年1月18日(土) 14:00～16:00 実行委員会(団体) 水谷地区各町会、民生委員・児童委員協議会(水谷南畑地区・みずほ台地区)、 水谷公民館企画運営委員会、ふれあいTAP、水谷婦人会、水谷公民館だより編集委員会、 水谷小学校区まちづくり協議会、みずほ台駅西口地域まちづくり協議会、みずほ台小地区まちづくり協議会、西みずほ台・針ヶ谷地区社会福祉協議会、みずほ台小地区社会福祉協議会、 水谷地区社会福祉協議会		
◇事業成果 水谷地域の各種活動団体関係者が一堂に会する場として、情報交換等が積極的に行われ、親睦と交流が図られた。		
◇課題及び今後の方向性 手作り料理スタッフの負担が大きい、ケータリングなどの活用を増やすなどの検討が必要となっている。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 情報交換、交流の場として有用ではあるが、ケータリングで良いかと思う。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	うたごえ喫茶inみずたに
◇事業目的、目標 懐かしい歌唱、歌謡曲を参加者全員で歌い、仲間や居場所づくり、地域の交流の場とする。		
◇事業概要		
主催	うたごえ喫茶inみずたに実行委員会	
参加人数	59 人	
執行額	(報償費)0円 ※参加費(飲み物等)500円	
他団体等の協力・連携状況	うたごえ喫茶inみずたに実行委員会による企画・運営	
開催日時	令和7年2月9日(日) 14:00～16:00	
◇事業成果 歌唱や参加者同士の交流を通じ、心と身体の健康の一助となることができた。		
◇課題及び今後の方向性 実行委員、参加者、演奏者のすべてが高齢化しており、継続していくには検討が必要。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 参加者からはとても楽しかったと聞いています。高齢化になっているのが心配ですが、声を出すことや笑うことは良いことですので、このままでよいのではないかと思います。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	生活文化講座
◇事業目的、目標 「生活の知恵」の知識を、講座を通して広く共有し、教え教わりながら地域交流を図り、日々の生活の中で習得した知識を生かしていくことを目的とする。 対象：一般		
◇事業概要 主催 水谷公民館 参加人数 13 人 執行額 (報償費)40,000円(講師謝礼)、5,000円(講師謝礼) 他団体等の協力・連携状況 開催日時 11/25 12/2 10:00～11:30 内容 テーマ「快適に暮らすための整理収納講座」 講師 整理収納アドバイザー 小宮 真理 氏 <ロビーdeコンサート> 開催日時 2/20 11:00～12:10 参加人数 43 人 出演 ヴォーカルグループ加藤企画		
◇事業成果 (収納講座)連続2回講座のため、参加者が集まるか心配だったが、好評だった。WEB申込と電話や窓口で参加者を募集することで20代～60代以上と幅広い年齢層に参加していただくことができた。 (ロビーdeコンサート)平日の昼下がりにのんびりとゆったり気軽にコンサートを楽しむことができた。		
◇課題及び今後の方向性 参加者からは大変好評であったため、今後も生活に役立つ講座の提供をしていきたい。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 (収納講座)日々の生活に密着した企画だったと思います。 (ロビーdeコンサート)加藤企画さんなど集客力が見込まれる出演者の場合はホールへの移動もありかと思います。 公民館を利用する機会の少ない方への周知を再検討して受講人数につなげたいですね。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	介護予防講座「介護予防教室」
◇事業目的、目標 超高齢化社会に対応すべき介護予防の学習機会の提供を目的とする。		
◇事業概要		
主催	水谷公民館	
参加人数	14 人	
執行額	(報償費)0円	
他団体等の協力・連携状況	水谷学級との共催	
開催日時	令和7年1月17日(金) 13:30～15:30	
内容	テーマ「介護予防教室～健康のためのヒントと軽運動～」	
	講師 ひだまりの庭むさしの	
◇事業成果 住み慣れた地域で安心して暮らしていくための話を聞くことができた。また、介護予防のための簡単な体操を学び、認知症の予防に寄与することができた。		
◇課題及び今後の方向性 水谷学級全体会との共催事業にしたが、参加者が定員を下回っているため、講座の内容や周知方法の検討が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 これからますます必要となる介護予防、知りたい方は多いはず。課題にあるように周知の工夫が必要と思う。参加される方が増えるはず。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	教育講演会
◇事業目的、目標 登校拒否・不登校、ひきこもりについての学習を通して、親や地域がどのような役割を果たすかなどを学ぶ機会を提供することを目的とする。 対象：市民一般		
◇事業概要 主催 不登校・ひきこもりを考える親の会 まわりみち、水谷公民館 参加人数 55 人 執行額 (報償費)30,000円(内、人間尊重啓発講座として生涯学習課 20,000円支出) 他団体等の協力・連携状況 不登校・ひきこもりを考える親の会 まわりみちとの共催 開催日時 令和7年3月8日(土) 13:30～15:30 内容 テーマ「ひきこもりの子と共に生きる ～今と未来のお金の話～」 講師 社会保険労務士 ファイナンシャルプランナー 浜田 裕也 氏		
◇事業成果 引きこもりの子の将来の年金や生活にかかるお金等を具体的に詳しく学び、参加者の満足度が高い学習を提供することができた。		
◇課題及び今後の方向性 引きこもりの問題に多くの方に参加してもらえるよう、取組内容や講演開催の周知方法などの検討が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 不登校、ひきこもりを一家庭の問題とせず、地域の問題としてとらえることは大切であり、良い企画だった。教育委員会等とも連携し、今後も講演内容等を意識した継続をしてほしい。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷子ども広場(地域子ども教室)					
◇事業目的、目標 子どもの遊びと交流の場を地域の方や公民館サークルの協力で作っていく。 そして地域の教育力の再生と放課後の子どもの居場所づくりを進める。 対象:水谷小学校児童							
◇事業概要							
主催	地域こども教室運営委員会(水谷子ども広場)						
参加人数	延べ 188 人						
執行額	(報償費)0円						
他団体等の協力・連携状況	富士見市地域こども教室運営委員(生涯学習課対応)						
開催日時	6、9、11、1、2月(年5回)の第4土曜日 午前9時～午前11時30分						
内容	絵手紙、押し花、茶道、折り紙、ベーゴマなどのコーナーを設け、自由に体験する。						
	開催日	6月22日	9月28日	11月10日	1月25日	2月22日	合計
	参加者(組)	46	27	16	54	45	188
* 11/10は水谷文化祭でのベーゴマ大会							
◇事業成果							
子ども広場の活動により、子どもたちが公民館へ来館するきっかけの一つとなっている。 ベーゴマの人気も高く、親子で楽しんでいる姿も見られた。							
◇課題及び今後の方向性							
茶道や絵手紙などのコーナーは公民館利用サークルの方々が協力しているが、サークルの高齢化により、協力体制が厳しくなっている。							
◇地区公民館運営審議会委員の意見等							
事業自体は良い企画なので広報・周知をさらに拡充し、来館者の増加につなげてほしい。							
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない					

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	学社連携事業
◇事業目的、目標 6年生の社会科において戦争体験談を聴く事業※の実施にあたり、学校と調整し、話者を派遣する。 対象:児童		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館 協力 水谷公民館 ※戦争体験を語る事業は、鶴瀬公民館「平和憲法啓発事業」の一環として実施。 参加人数 149人 執行額 (報償費)0円 内容 開催日:令和6年11月25日(月) 水谷小学校体育館 対 象:水谷小学校6年生 話 者:増田 勝雄氏		
◇事業成果 戦争の時代を生き抜いてきた方の体験談を通して平和の尊さを児童に伝えることができた。		
◇課題及び今後の方向性 戦争体験を話してくれる方が高齢化しているため、新たな担い手を探す必要がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 戦争を体験した方が高齢化する中、戦争を知らない子どもたちに戦争の怖さや恐ろしさを語り継ぐことは大変なことです。子どもたちに戦争の無意味さを知ってもらい、平和な世界を考える貴重な機会であると思います。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷公民館だより発行事業																						
◇事業目的、目標 地域住民による編集委員会により、地域課題や話題を掘り起こし、地域への関心を高める。また各種情報提供を通じて公民館活動や市民活動等の周知を図る。																								
◇事業概要 主催 水谷公民館 参加人数 市民編集委員7名 執行額 (報償費) 鶴瀬公民館一括 他団体等の協力・連携状況 市民編集委員7名 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月号</td> <td>フレイル予防</td> </tr> <tr> <td>6月号</td> <td>教えて！お父さんの子育て</td> </tr> <tr> <td>7・8月合併号</td> <td>夏を乗り切るベジフルメニュー</td> </tr> <tr> <td>9月号</td> <td>免許返納を考える</td> </tr> <tr> <td>10月号</td> <td>特集「サークル活動公開月間」</td> </tr> <tr> <td>11月号</td> <td>第39回水谷文化祭</td> </tr> <tr> <td>12月号</td> <td>みんなのお掃除術</td> </tr> <tr> <td>1・2月合併号</td> <td>特集「おせち料理」</td> </tr> <tr> <td>3月号</td> <td>水子貝塚公園開園30年</td> </tr> <tr> <td>4月号</td> <td>思い立ったが吉日 始めてみました</td> </tr> </tbody> </table>				内容	5月号	フレイル予防	6月号	教えて！お父さんの子育て	7・8月合併号	夏を乗り切るベジフルメニュー	9月号	免許返納を考える	10月号	特集「サークル活動公開月間」	11月号	第39回水谷文化祭	12月号	みんなのお掃除術	1・2月合併号	特集「おせち料理」	3月号	水子貝塚公園開園30年	4月号	思い立ったが吉日 始めてみました
	内容																							
5月号	フレイル予防																							
6月号	教えて！お父さんの子育て																							
7・8月合併号	夏を乗り切るベジフルメニュー																							
9月号	免許返納を考える																							
10月号	特集「サークル活動公開月間」																							
11月号	第39回水谷文化祭																							
12月号	みんなのお掃除術																							
1・2月合併号	特集「おせち料理」																							
3月号	水子貝塚公園開園30年																							
4月号	思い立ったが吉日 始めてみました																							
◇事業成果 地域の様々な事柄や気になる話題を特集することで、地域への関心や愛着を深める機会を提供することができた。また、レイアウトを工夫することで、より興味が湧く紙面を心掛けた。																								
◇課題及び今後の方向性 年齢や居住年数に関わらず、より多くの人々が地域への関心を深めることができるよう、紙面内容の検討が必要となっている。																								
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 公民館で行うイベントの事前告知としての機能を拡充するとイベントのさらなる盛り上がりにつながるのではないかと。																								
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない																						

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	地区体育祭
◇事業目的、目標 地区体育祭の準備や当日の運営が円滑に行えるよう支援する。		
◇事業概要 主催 各小学校区実行委員会 ※各小学校実行委員会に協力 参加人数 --- 執行額 (報償費)0円 他団体等の協力・連携状況 各小学校区実行委員会による企画・運営 開催日 令和5年10月8日(日)(2地区同日開催) ○水谷地区体育祭(水谷小学校区) ○みずほ台小地区体育祭(みずほ台小学校区)		
◇事業成果 各小学校区に担当職員を割り振り、実行委員会への参加及び当日の運営の支援を行った。		
◇課題及び今後の方向性 町会を中心とした実行委員会が企画・運営を行っているが、幅広い世代や地区内の地域からの参加をどのようにして促していくかが課題となっており、これに対し、地域公民館がどのように支援していくのか検討が必要となっている。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 例年、地区により参加する子どもの数が偏り、対応レースが難しい状況にあり、種目の工夫が必要と思われる。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷小学校区まちづくり協議会
◇事業目的、目標 水谷小学校区5町会を中心に平成27年6月に設立された「水谷小学校区まちづくり協議会」を支援し、地域住民の連携によるまちづくり実現に寄与することを目的とする。 対象：水谷小区5町会住民		
◇事業概要 団体名 水谷小学校区まちづくり協議会 参加人数 --- 執行額 (報償費)0円 他団体等の協力・連携状況 町会、地区社協、子ども会育成会、小学校、小学校PTAによる構成 主な内容(まちづくり協議会事業) 事業実施に向けた会議出席及び資料作成などの支援。 「防災訓練」や「まちづくり協議会コンサート」の実施に向けた支援を行った。		
◇事業成果 公民館として活動支援を行うことで、地域の方のまちづくりの機運を高めることに寄与した。		
◇課題及び今後の方向性 水谷小学校区まちづくり協議会については、組織や運営も確立している状況であるため、地域公民館として、今後、どのような形で支援ができるのか検討する必要がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 各団体、住民が一丸となって住みよい地域づくりの拠点として、公民館の役割は大きいと考えます。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	公民館運営審議会地区会議
◇事業目的、目標 水谷公民館の運営、事業、施設維持管理等についての課題を中心に、意見交換や協議を行うことにより、各種事業展開に活かしていくことを目的とする。 対象：水谷公民館地区公運審委員4名		
◇事業概要 主催 水谷公民館 参加人数 水谷公民館区選出公民館運営審議会委員4人 執行額 (報償費) 鶴瀬公民館から支出 他団体等の協力・連携状況 社会教育関係者、学校教育関係者、公民館利用者等による構成		
	開催日	議題
第1回	1月31日	報告事項： 学級講座等開催事業・施設維持管理事業について 協議事項： 来期の協議事項について
◇事業成果 公民館の運営や事業について、評価、アドバイスをいただき、利用者対応や利便性の向上が図られている。		
◇課題及び今後の方向性 地域課題や問題、地域の特色に関して、水谷公民館が果たす役割など、地域公民館について議論する機会が少なく、各種事業展開に活かすことが難しかった。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 公民館の館区地域が大変広いので全部の方に利用してもらうのは難しいとは思いますが、少しでも利用してもらえればと思っています。		
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	利用者懇談会・水谷公民館企画運営委員会	
◇事業目的、目標 (利用者懇談会)公民館利用者の目線に立った施設提供や事業推進のため、定期的を開催する。 (水谷公民館企画運営委員会)市民と職員協働による公民館運営の仕組みを整え、新たな事業展開に資することを目的とする。			
◇事業概要 主催 水谷公民館企画運営委員会、水谷公民館 参加人数 (利用者懇談会)延べ155名、(企画運営委員)20名 執行額 (報償費)0円 他団体等の協力・連携状況 公民館利用者の参加			
【利用者懇談会】		開催日	内容
	第1回	6月28日	今年度の取り組みについて 今年度の利用者懇談会について
	第2回	8月30日	水谷文化祭の取組みについて 公民館サークル公開月間について
	第3回	12月16日	大掃除 公共施設予約システムについて
	第4回	2月1日	消防訓練・AED講習会 令和7年度利用団体登録について
	合計		155 人
【水谷公民館企画運営委員会】 水谷文化祭において、企画・運営の中心的役割を担った。 また、館内の季節展示(夏の七夕など)を実施した。			
◇事業成果 利用者懇談会は、公民館からの連絡や利用者の意見聴取、消防訓練、AED講習を行うなど、公民館と利用者がともに必要なスキルや情報を共有することができた。 企画運営委員会においては、水谷文化祭実施の中心的役割を担っていただいている。			
◇課題及び今後の方向性 利用者懇談会は、参加団体が少なくなっているため、内容や周知方法について検討が必要となっている。 企画運営委員会は、メンバーを増加させるなど活性化を図り、利用者同士がより交流を図ることができ、事業内容の検討が必要となっている。			
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 利用者懇談会への参加が少なくなったことが気になります。懇談会の開始時間も一考かと思います。 また、安心してサークル活動などへ参加するためには駐車場の確保が必須かと思います。			
◇総合評価	B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない	

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

施設維持管理事業		事業名	施設維持管理																																												
◇事業目的、目標 安心・安全・快適な施設提供に向けて、市民・利用者目線で施設の維持管理を図る。																																															
◇事業概要 <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">委託</td><td>清掃業務</td><td>日常(週3回)、定期(年4回)清掃等を実施</td><td>2,159,960 円</td></tr> <tr> <td>エレベーター保守点検</td><td>エレベーターの保守点検(月1回)を実施</td><td>191,400 円</td></tr> <tr> <td>自動ドア保守点検</td><td>自動ドアの保守点検(年2回)を実施</td><td>35,200 円</td></tr> <tr> <td>空調設備保守点検</td><td>定期(年2回)、簡易(年2回)点検を実施</td><td>456,500 円</td></tr> <tr> <td>樹木維持管理</td><td>植栽(高木)の剪定等を行う</td><td>179,740 円</td></tr> <tr> <td rowspan="9">修繕</td><td>水屋流し排水漏水修繕</td><td>和室1内の水屋修繕</td><td>20,350 円</td></tr> <tr> <td>事務室ブラインド修繕</td><td>事務室内のブラインド交換修繕</td><td>49,800 円</td></tr> <tr> <td>卓球台修繕</td><td>卓球台脚部溶接修繕</td><td>24,200 円</td></tr> <tr> <td>和室1・2畳交換修繕</td><td>和室1・2の畳交換</td><td>570,000 円</td></tr> <tr> <td>裁断機修繕</td><td>裁断機部品交換</td><td>33,000 円</td></tr> <tr> <td>2階女子トイレ修繕</td><td>2階女子トイレの詰まり修繕</td><td>113,300 円</td></tr> <tr> <td>2階女子トイレ雨漏り修繕</td><td>2階女子トイレの雨漏り修繕</td><td>38,500 円</td></tr> <tr> <td>倉庫雨漏り修繕</td><td>1階印刷室奥倉庫の雨漏り修繕</td><td>126,500 円</td></tr> <tr> <td>1階女子トイレ詰まり修繕</td><td>1階女子トイレの詰まり修繕</td><td>32,780 円</td></tr> </table>				委託	清掃業務	日常(週3回)、定期(年4回)清掃等を実施	2,159,960 円	エレベーター保守点検	エレベーターの保守点検(月1回)を実施	191,400 円	自動ドア保守点検	自動ドアの保守点検(年2回)を実施	35,200 円	空調設備保守点検	定期(年2回)、簡易(年2回)点検を実施	456,500 円	樹木維持管理	植栽(高木)の剪定等を行う	179,740 円	修繕	水屋流し排水漏水修繕	和室1内の水屋修繕	20,350 円	事務室ブラインド修繕	事務室内のブラインド交換修繕	49,800 円	卓球台修繕	卓球台脚部溶接修繕	24,200 円	和室1・2畳交換修繕	和室1・2の畳交換	570,000 円	裁断機修繕	裁断機部品交換	33,000 円	2階女子トイレ修繕	2階女子トイレの詰まり修繕	113,300 円	2階女子トイレ雨漏り修繕	2階女子トイレの雨漏り修繕	38,500 円	倉庫雨漏り修繕	1階印刷室奥倉庫の雨漏り修繕	126,500 円	1階女子トイレ詰まり修繕	1階女子トイレの詰まり修繕	32,780 円
委託	清掃業務	日常(週3回)、定期(年4回)清掃等を実施	2,159,960 円																																												
	エレベーター保守点検	エレベーターの保守点検(月1回)を実施	191,400 円																																												
	自動ドア保守点検	自動ドアの保守点検(年2回)を実施	35,200 円																																												
	空調設備保守点検	定期(年2回)、簡易(年2回)点検を実施	456,500 円																																												
	樹木維持管理	植栽(高木)の剪定等を行う	179,740 円																																												
修繕	水屋流し排水漏水修繕	和室1内の水屋修繕	20,350 円																																												
	事務室ブラインド修繕	事務室内のブラインド交換修繕	49,800 円																																												
	卓球台修繕	卓球台脚部溶接修繕	24,200 円																																												
	和室1・2畳交換修繕	和室1・2の畳交換	570,000 円																																												
	裁断機修繕	裁断機部品交換	33,000 円																																												
	2階女子トイレ修繕	2階女子トイレの詰まり修繕	113,300 円																																												
	2階女子トイレ雨漏り修繕	2階女子トイレの雨漏り修繕	38,500 円																																												
	倉庫雨漏り修繕	1階印刷室奥倉庫の雨漏り修繕	126,500 円																																												
	1階女子トイレ詰まり修繕	1階女子トイレの詰まり修繕	32,780 円																																												
◇事業成果 施設の設備などを修繕することで、利用者の安全、安心、快適な利用に寄与した。																																															
◇課題及び今後の方向性 施設の建築から40年以上が経過し老朽化が進んでいるため、施設の現状を注視し、これまで以上に計画的な工事の検討や日常修繕の実施に取り組んでいく必要がある。																																															
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 適切な修繕や維持管理ができていますが、施設の老朽化や駐車場のスペースなど、抜本的な改善について検討してほしい。																																															
◇総合評価		B	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない																																												

令和6年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

一般事務事業	事業名	みずほ台中央公園交流施設に関する補助執行
◇事業目的、目標 平成29年3月にオープンしたみずほ台中央公園交流施設の利用申請書受付、鍵の貸出に関することなどについて、市から教育委員会(水谷公民館)が補助執行を受け、業務を行う。		
◇事業概要 施設所管課:都市計画課 補助執行:水谷公民館 参加人数 --- 執行額 (報償費)0円 他団体等の協力・連携状況 主な内容 (1)利用の申請受付、鍵の貸出に関すること ・令和7年1月より公共施設予約システムを導入した受付に変更になった。		
◇事業成果 サークルや団体の利用だけでなく、知り合い同士の集まりで施設を利用されるケースが増え、新しい利用者が増加するとともに、地域コミュニティの形成の場となっている。		
◇課題及び今後の方向性 公共施設予約システムによる利用申請となり、利用者の利便性が高まった。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 従来の方法に比べ格段に便利になったと思う。		
◇総合評価	B	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

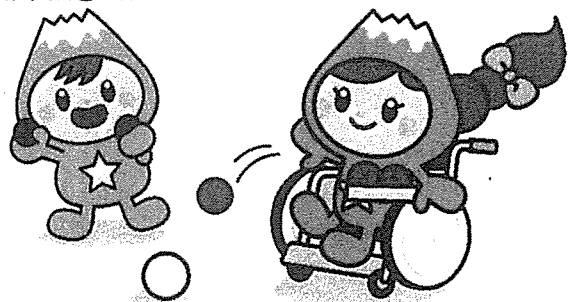
水谷東公民館



第32回 やなせ川いかだラリー

目次

子育てサロン	83	水谷東ふるさとまつり(支援)	97
子ども公民館事業	84	水谷東地域スポーツ事業(支援)	98
豆の木学校	85	公民館だより発行事業	99
子育て応援の勉強室	86	施設維持管理事業	100
熟年学級	87	公民館運営審議会地区会議	101
川の探検隊	88	利用者懇談会	102
やなせ川いかだラリー	89		
地域問題学習会	90		
デジタル活用支援事業	91		
水谷東文化祭	92		
音楽のタペ・イルミネーション点灯式	93		
仙人体操教室	94		
水谷東ふれあいサロン運営事業(支援)	95		
水谷東安心まちづくり協議会(支援)	96		



令和6年度 富士見市立水谷東公民館事業一覧

＜学級・講座等＞日常生活やめまぐるしく変化する社会・経済情勢から生まれる課題の解決に向けた学習機会の充実を図り、市民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに、地域の特色を生かしたまちづくり活動を市長部局とも連携し、その支援に努める。

事業名等	開催予定 時 期	開催予定 回 数	対象	備 考
・子育てサロン ・子ども公民館	通年 通年	11回	親子 児童	料理/七宝焼き/フラワーアレンジメント/ 扇だこ/七夕まつりを実施
・豆の木学校	8月	1回	児童	
・子育て応援の勉強室	12月	1回	保護者	
・熟年学級	通年		高齢者	全体会及びクラブ活動
・川の探検隊	6月	1回	一般	柳瀬川生息魚類観察・水質検査
・やなせ川いかだラリー	7月	1回	一般	
・地域問題学習会		1回	一般	水谷東安心まちづくり協議会共催
・スマホ教室	通年	11回	一般	
・親子プログラミング教室	8月	1回	親子	
・水谷東文化祭	11月	1回	一般	
・音楽のタベ	12月	1回	一般	
・仙人体操教室	1月	3回	一般	

＜地域社会をつなぐ＞介護予防事業や地域のまちづくり事業など地域や団体活動を支え、地域社会をつなぐコーディネーターの役割を果たす。

事業名等	開催予定 時 期	開催予定 回 数	対象	備 考
・ふれあいサロン運営事業 ・水谷東安心まちづくり協議会	通年 通年		高齢者 一般	各種介護予防事業支援（事務局） 各種地域活動（地域連絡会議、各部会会議、広報紙発行、地域問題学習会・合同防災訓練・安心安全ネットワーク会議・夏休みラジオ体操・書初め教室等各種事業の実施） 支援（事務局・各部会担当職員配置）
・水谷東ふるさとまつり	5月	1回	一般	支援（担当職員配置）
・水谷東地区体育祭	10月	1回	一般	支援（担当職員配置）
・水谷東地区スポーツフェスティバル	3月	1回	一般	支援（担当職員配置）

＜情報提供・相談＞市民の生涯学習・社会教育活動の発展につながる情報及び資料の収集・提供、学習相談に努める。
また「公民館だより」を市民とともに編集し、学習文化、地域情報を中心に地域のコミュニケーション紙として地域全体に定期的に発行する。

事業名等	開催予定 時 期	開催予定 回 数	対象	備 考
・情報コーナーの整備 ・学習相談・情報提供 ・水谷東公民館だより発行 ・市ホームページの充実	通年 通年 通年 通年	随時 随時 12回 随時	利用者 地区全世帯	ポスター掲示、チラシ等配置 2,900部発行 イベント等の情報発信、動画配信

＜施設提供＞安全で快適に利用できる施設・設備の整備、地域防災拠点としての施設改善に努める。

事業名等	開催予定 時 期	開催予定 回 数	対象	備 考
・施設維持管理事業 ・施設緑化推進事業 ・展示スペース等の提供	通年 通年 通年	随時 随時 随時		各種設備の保守点検・修繕等 グリーンカーテン 2カ月ごと利用団体等の作品展示

＜その他＞市民との協働による公民館活動の充実をめざし、公民館運営審議会地区会議や利用者懇談会を開会して公民館運営に係る市民の意見を聴く機会をつくる。事業評価は、外部委員によるものと、公民館運営審議会地区委員の協力を得て自ら行う。また職員の専門性の向上を図るため、研修会等に参加する。

事業名等	開催予定 時 期	開催予定 回 数	対象	備 考
・公民館運営審議会全体会 ・公民館運営審議会地区会議 ・利用者懇談会 ・事業評価 ・職員研修	通年 通年 通年 通年 通年	数回 数回 随時 随時 随時	委員 委員 利用者 職員	外部評価及び公運審委員による評価

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子育てサロン																																																				
◇事業目的、目標 子育ての不安や孤立感を軽減するために、子育て世代の交流の場や情報交換の場として実施する。																																																						
◇事業概要 主催 水谷東公民館 参加人数 延べ60名 執行額(報償費) 講師謝礼25,000円 事業協力者謝礼49,000円 他団体等の協力・連携状況 公民館利用団体、第2保育所、諏訪児童館、中央図書館、健康増進センター、サロンサポーター 主な取組 ・対象 乳幼児(概ね0歳児から3歳児)とその保護者 ※介護予防施設『ふれあいサロン』の利用予定がない第2・第3水曜日の午前中を活用し開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>内容(テーマ等)</th> <th>参加親子数</th> <th>連携・協力団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4/17</td> <td>離乳食教室</td> <td>2組 6名</td> <td>健康増進センター(管理栄養士)</td> </tr> <tr> <td>5/15</td> <td>ペープサートと読み聞かせ</td> <td>2組 6名</td> <td>図書館司書</td> </tr> <tr> <td>6/19</td> <td>ミニミニシアター(人形劇)</td> <td>1組 3名</td> <td>人形劇あゆ</td> </tr> <tr> <td>7/10</td> <td>夏のミニミニコンサート</td> <td>2組 4名</td> <td>加藤企画</td> </tr> <tr> <td>9/18</td> <td>離乳食教室</td> <td>2組 5名</td> <td>健康増進センター(管理栄養士)</td> </tr> <tr> <td>10/16</td> <td>親子で楽しくふれあい遊び</td> <td>1組 2名</td> <td>第2保育所</td> </tr> <tr> <td>11/20</td> <td>パネルシアター</td> <td>3組 6名</td> <td>秋元節子氏</td> </tr> <tr> <td>12/11</td> <td>クリスマス・ミニミニコンサート</td> <td>5組 12名</td> <td>加藤企画</td> </tr> <tr> <td>1/15</td> <td>親子で楽しくふれあい遊び</td> <td>2組 5名</td> <td>第2保育所</td> </tr> <tr> <td>2/19</td> <td>ミニミニシアター(人形劇)</td> <td>2組 5名</td> <td>人形劇あゆ</td> </tr> <tr> <td>3/12</td> <td>ボールプールで遊ぼう</td> <td>3組 6名</td> <td>諏訪児童館</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>25組 60名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			開催日	内容(テーマ等)	参加親子数	連携・協力団体等	4/17	離乳食教室	2組 6名	健康増進センター(管理栄養士)	5/15	ペープサートと読み聞かせ	2組 6名	図書館司書	6/19	ミニミニシアター(人形劇)	1組 3名	人形劇あゆ	7/10	夏のミニミニコンサート	2組 4名	加藤企画	9/18	離乳食教室	2組 5名	健康増進センター(管理栄養士)	10/16	親子で楽しくふれあい遊び	1組 2名	第2保育所	11/20	パネルシアター	3組 6名	秋元節子氏	12/11	クリスマス・ミニミニコンサート	5組 12名	加藤企画	1/15	親子で楽しくふれあい遊び	2組 5名	第2保育所	2/19	ミニミニシアター(人形劇)	2組 5名	人形劇あゆ	3/12	ボールプールで遊ぼう	3組 6名	諏訪児童館	合計		25組 60名	
開催日	内容(テーマ等)	参加親子数	連携・協力団体等																																																			
4/17	離乳食教室	2組 6名	健康増進センター(管理栄養士)																																																			
5/15	ペープサートと読み聞かせ	2組 6名	図書館司書																																																			
6/19	ミニミニシアター(人形劇)	1組 3名	人形劇あゆ																																																			
7/10	夏のミニミニコンサート	2組 4名	加藤企画																																																			
9/18	離乳食教室	2組 5名	健康増進センター(管理栄養士)																																																			
10/16	親子で楽しくふれあい遊び	1組 2名	第2保育所																																																			
11/20	パネルシアター	3組 6名	秋元節子氏																																																			
12/11	クリスマス・ミニミニコンサート	5組 12名	加藤企画																																																			
1/15	親子で楽しくふれあい遊び	2組 5名	第2保育所																																																			
2/19	ミニミニシアター(人形劇)	2組 5名	人形劇あゆ																																																			
3/12	ボールプールで遊ぼう	3組 6名	諏訪児童館																																																			
合計		25組 60名																																																				
◇事業成果 参加者アンケートでは、また参加したいなどの声が寄せられるとともに、保護者や子ども同士の交流や情報交換の場として交流を図ることができた。																																																						
◇課題及び今後の方向性 参加者数を増やすための工夫が必要である。また協力である子育てサロンサポーターの後継者養成や人材確保について検討する必要がある。																																																						
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 頼もしいサポーターの方々に見守られ、パパ・ママたちが安心して参加できる環境が整っています。「孤育て」にならないよう、地域で支援するこの事業は、貴重な交流の場。公民館デビューのきっかけ作りに、という期待も込めて継続をお願いします。																																																						
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない																																																				

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子ども公民館事業																												
◇事業目的、目標 子どもたちに公民館に慣れ親しんでもらうこと、また子どもたちの居場所づくりを目的として実施する。																														
◇事業概要 主催 水谷東公民館 参加人数 延べ69名 執行額(報償費) 講師謝礼 25,000円 他団体等の協力・連携状況 利用サークル 主な取組 ・対象 小学生(料理教室は3年生以上、キッズ扇だこは中学生以下) <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>内容</th> <th>参加者数</th> <th>協力団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6/15</td> <td>フラワーアレンジメント教室</td> <td>8名</td> <td>みずき会</td> </tr> <tr> <td>7/6</td> <td>七夕まつり</td> <td>13名</td> <td>BOOK BOOK</td> </tr> <tr> <td>11/9</td> <td>七宝焼教室</td> <td>15名</td> <td>碧翠会</td> </tr> <tr> <td>12/7</td> <td>料理教室</td> <td>12名</td> <td>座・ベジタブル</td> </tr> <tr> <td>12/21</td> <td>キッズ扇だこをつくろう</td> <td>12名</td> <td>富士見市扇だこ保存会</td> </tr> <tr> <td>3/15</td> <td>料理教室</td> <td>9名</td> <td>座・ベジタブル</td> </tr> </tbody> </table> * 参加者数…協力団体講師含む			開催日	内容	参加者数	協力団体	6/15	フラワーアレンジメント教室	8名	みずき会	7/6	七夕まつり	13名	BOOK BOOK	11/9	七宝焼教室	15名	碧翠会	12/7	料理教室	12名	座・ベジタブル	12/21	キッズ扇だこをつくろう	12名	富士見市扇だこ保存会	3/15	料理教室	9名	座・ベジタブル
開催日	内容	参加者数	協力団体																											
6/15	フラワーアレンジメント教室	8名	みずき会																											
7/6	七夕まつり	13名	BOOK BOOK																											
11/9	七宝焼教室	15名	碧翠会																											
12/7	料理教室	12名	座・ベジタブル																											
12/21	キッズ扇だこをつくろう	12名	富士見市扇だこ保存会																											
3/15	料理教室	9名	座・ベジタブル																											
◇事業成果 子どもが公民館に親しみを持つことだけでなく、公民館利用団体の方に講師を務めてもらうことで世代間交流も図ることができている。																														
◇課題及び今後の方向性 講師の方々がご高齢ということもあり、負担が大きくなることが懸念される。また、水谷東小学校区の生徒の数が減少していく中での参加者の確保が課題である。																														
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 児童・生徒にとって貴重な内容を体験することができた。公民館利用団体の方が講師であることが有意義である。保護者以外にも信頼できる大人の存在ができることは、水谷東地区の児童・生徒にとって良いことであると考えている。学校を利用したアピール(前年の活動の様子の写真掲示等)を工夫して、参加児童の増える、より効果のある事業としたい。																														
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない																												

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名 第41回豆の木学校
◇事業目的、目標 次世代を担う子どもの健全な成長のために、異年齢による集団生活体験やレクリエーション活動を通して社会性の育成や地域との繋がりを作り出していくことを目的として実施する。	
◇事業概要 主催 豆の木学校実行委員会・水谷東公民館 参加人数 36名（児童17名・指導員19名） 執行額（報償費） 事業協力者謝礼 5,000円 他団体等の協力・連携状況 水谷東小学校 主な取組 ・対象 地域在住の小学生 ・実施内容 開催日 8月4日（日）～8月6日（火） 会 場 水谷東小学校体育館および校庭 内 容 テーマ活動（Let's Go Summer!）、食事作り、ナイトレク、キャンプファイヤー等 ※事業終了後、実行委員会で文集を発行。	
◇事業成果 豆の木学校は歴史のある事業である。かつての参加児童が協力者側（指導員）となり地域を支えていく循環が生まれており、着実に成果を残している。	
◇課題及び今後の方向性 体育館に空調設備が整えられたため、体育館内での活動における熱中症の心配は減ったが、外での活動も充実していることから、引き続き参加者の体調管理は課題である。また、指導員の確保も課題である。	
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 若い世代が指導員となり、将来の地域の活性化のために汗を流す素晴らしい取組です。公民館と小学生や学生などの若い世代をつなげる架け橋のような企画であり、若い世代の縦の繋がりが持てる（地域に対しての見方が変わる）貴重な機会なのでさらなる発展そして継続をお願いします。	
◇総合評価 A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子育て応援の勉強室
◇事業目的、目標 親の学びや育ちを応援する機会として、小中学校保護者を対象とした家庭教育支援事業として講座を実施する。		
◇事業概要 主催 水谷東小学校PTA・水谷中学校PTA・水谷東小学校学校応援団・教育相談室・水谷東公民館 参加人数 19名(会場 17名・ZOOM 2名) 執行額(報償費) * 出前講座 * 他団体等の協力・連携状況 主な取組 ・テーマ こどもへの望ましいかわり方 ・対象 市内小中学校保護者等 ・会場 講座室 ・定員 30名 ・講師 富士見市教育相談室 室長 関崎 純也氏 ・日時 11月30日(土)午前10時～12時		
◇事業成果 受講者アンケートから満足度の高い結果となった。また自由意見欄には多くの記載があり、関心の高さがうかがえた。参加の機会を拡大する試みとして、ZOOMでの参加を募集したところ2名の申し込みがあった。		
◇課題及び今後の方向性 受講するための時間の捻出に苦慮するとの声を受けて、ZOOMによる参加を募集したところ2名の参加であった。参加手段としては有効であったところであるが、意見の交換などに課題が残った。引き続き多くの参加につなげるために開催時間・方法を検討し、受講者を獲得していく必要がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 子育て中の保護者の関心や話題性のあるテーマについて、PTA等と連携し、ワークショップをとり入れた参加型の学習講座開催は、交流も多く大変有意義であると思いました。タイトルに親しみやすさがあればさらなる広まりを見込めると思います。		
◇総合評価	A	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	熟年学級																																																									
◇事業目的、目標 60歳以上の高齢者を対象に、身近な話題による学び合いや受講生相互の交流を図る。																																																											
◇事業概要 主催 熟年学級運営委員会・水谷東公民館																																																											
参加人数 受講者数65名																																																											
執行額(報償費) 講師謝礼143,000円 (全体会 73,000円(うち運営費20,000円・人間尊重啓発事業補助金20,000円含む)・クラブ活動 70,000円)																																																											
他団体等の協力・連携状況																																																											
主な取組 ・対象 水谷東地域の60歳以上の住民 ・会場 多目的ホールほか ○全体会及びクラブ活動の実施状況																																																											
【全体会】 <table border="0"> <tr> <td>6/13 開講式～保育園児のお遊戯等</td> <td>第2保育所園児お遊戯</td> <td>54名</td> </tr> <tr> <td>7/11 富士見のくらしを支えた新河岸川舟運</td> <td>難波田城資料館学芸員</td> <td>35名</td> </tr> <tr> <td>9/12 誰もがのびのびと生きていくために</td> <td>志摩 勇弁護士</td> <td>39名</td> </tr> <tr> <td>10/10 消防講話と吹奏楽演奏会♪</td> <td>入間東部地区消防音楽隊</td> <td>56名</td> </tr> <tr> <td>11/14 健康づくりへのヒント</td> <td>市出前講座</td> <td>33名</td> </tr> <tr> <td>12/12 お楽しみ会</td> <td>びん沼荘にて</td> <td>31名</td> </tr> <tr> <td>1/9 新春落語高座</td> <td>春風亭一猿</td> <td>58名</td> </tr> <tr> <td>2/13 演劇(高齢者問題を軸に)</td> <td>訪問劇団GIFT</td> <td>36名</td> </tr> <tr> <td>3/13 開講式～式典と人権啓発DVD鑑賞～</td> <td></td> <td>38名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>合 計 380名</td> </tr> </table>		6/13 開講式～保育園児のお遊戯等	第2保育所園児お遊戯	54名	7/11 富士見のくらしを支えた新河岸川舟運	難波田城資料館学芸員	35名	9/12 誰もがのびのびと生きていくために	志摩 勇弁護士	39名	10/10 消防講話と吹奏楽演奏会♪	入間東部地区消防音楽隊	56名	11/14 健康づくりへのヒント	市出前講座	33名	12/12 お楽しみ会	びん沼荘にて	31名	1/9 新春落語高座	春風亭一猿	58名	2/13 演劇(高齢者問題を軸に)	訪問劇団GIFT	36名	3/13 開講式～式典と人権啓発DVD鑑賞～		38名			合 計 380名	【クラブ活動】 <table border="0"> <tr> <td>健康柔軟体操</td> <td>8回 延</td> <td>46名</td> </tr> <tr> <td>健康料理</td> <td>7回 延</td> <td>81名</td> </tr> <tr> <td>ベタンク</td> <td>8回 延</td> <td>84名</td> </tr> <tr> <td>音楽</td> <td>8回 延</td> <td>91名</td> </tr> <tr> <td>フラワーアレンジメント</td> <td>9回 延</td> <td>87名</td> </tr> <tr> <td>カラオケ</td> <td>8回 延</td> <td>59名</td> </tr> <tr> <td>お散歩</td> <td>7回 延</td> <td>58名</td> </tr> <tr> <td>折り紙</td> <td>9回 延</td> <td>55名</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>延</td> <td>561名</td> </tr> </table> 全体会延べ 380名 クラブ活動延べ 561名	健康柔軟体操	8回 延	46名	健康料理	7回 延	81名	ベタンク	8回 延	84名	音楽	8回 延	91名	フラワーアレンジメント	9回 延	87名	カラオケ	8回 延	59名	お散歩	7回 延	58名	折り紙	9回 延	55名	合 計	延	561名
6/13 開講式～保育園児のお遊戯等	第2保育所園児お遊戯	54名																																																									
7/11 富士見のくらしを支えた新河岸川舟運	難波田城資料館学芸員	35名																																																									
9/12 誰もがのびのびと生きていくために	志摩 勇弁護士	39名																																																									
10/10 消防講話と吹奏楽演奏会♪	入間東部地区消防音楽隊	56名																																																									
11/14 健康づくりへのヒント	市出前講座	33名																																																									
12/12 お楽しみ会	びん沼荘にて	31名																																																									
1/9 新春落語高座	春風亭一猿	58名																																																									
2/13 演劇(高齢者問題を軸に)	訪問劇団GIFT	36名																																																									
3/13 開講式～式典と人権啓発DVD鑑賞～		38名																																																									
		合 計 380名																																																									
健康柔軟体操	8回 延	46名																																																									
健康料理	7回 延	81名																																																									
ベタンク	8回 延	84名																																																									
音楽	8回 延	91名																																																									
フラワーアレンジメント	9回 延	87名																																																									
カラオケ	8回 延	59名																																																									
お散歩	7回 延	58名																																																									
折り紙	9回 延	55名																																																									
合 計	延	561名																																																									
【その他】☆ ポジティブクラブ通信の発行 ☆ 水谷東文化祭への参加(展示・舞台・模擬店)																																																											
◇事業成果 役員体制の変更に伴い、ポジティブクラブ通信の内容や全体会の進行等で新たな工夫がもたらされた。																																																											
◇課題及び今後の方向性 男性の受講者を増やすこと。クラブ活動の追加。平均年齢が80歳を超え、能動的な活動ができにくくなっている中でも、楽しい取組みのみならず、学び合いの場、日常生活の質を高め合うような学び・気づきの機会をつくっていきたい。																																																											
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 積年の課題(男性の受講者を増やす)は未解決なので課題から外してはどうか。それより若い人の受講者を増やすことの方が喫緊の課題ではないか。各クラブは活発に活動している。																																																											
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない																																																									

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	川の探検隊
◇事業目的、目標 地域を流れる柳瀬川に親しみながら河川について学習することにより、自然環境への関心を高めるために実施する。		
◇事業概要		
主催 やなせ川いかだラリー実行委員会・水谷東公民館		
参加人数 33名		
執行額(報償費) 講師謝礼15,000円		
他団体等の協力・連携状況		
主な取組		
・日時 6月16日(日)午前9時～12時 ・対象 小学生以上 ・行程 公民館から富士見橋までの往復 ・指導 金澤光氏(埼玉県魚類研究会) ・内容 柳瀬川の水質検査 魚とり(たも網、投網) 講師による学習会		
◇事業成果 市内各所からの参加申し込みがあり、関心の高さがうかがえた。参加者は子どもも大人もとても熱心に講師の話を聞きながら水質や生き物について観察していた。身近な地域を流れる柳瀬川に生息する生き物についての学習ができ、非常に満足度の高い事業となった。		
◇課題及び今後の方向性 子どもたちが川に入るため、安全管理上、天候や上流の情報、現在の河川状況を把握し的確な判断ができるよう注視する必要がある。また、熱中症対策の必要性も高くなってきている。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 自然に触れながら、柳瀬川の水質や生き物について学ぶことができる人気の事業で、市内全域から、また家族での参加も多く、参加者の満足度も高い事業であると聞いています。今後も参加者の安全を配慮し継続して欲しいと思います。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第32回やなせ川いかだラリー
◇事業目的、目標 地域を流れる柳瀬川に親しみながら自然と環境を考える機会とするとともに、参加者相互の親睦と交流を図ることを目的とする。		
◇事業概要 主催 やなせ川いかだラリー実行委員会・水谷東公民館 参加人数 参加人数 出艇9艇 乗船者20名 実行委員11名、協力者31名（スポーツ推進委員、看護師、審査員、ふじみビデオクラブ） 来賓3名（うち2名審査員兼務） その他ギャラリー多数 執行額（報償費） 事業協力者謝礼60,000円 他団体等の協力・連携状況 スポーツ推進委員 ふじみビデオクラブ 主な取組 ・開催日 7月21日（日）午前8時30分から午後12時まで ・会場 志木大橋から下流約350m地点 ・出艇数 9艇 ・審査方法 いかだの出来栄え・浮力・パフォーマンス等を審査基準として13名の審査員により採点 ・結果 優勝 OZAWORLD FAMILY「夏だ！すいかだ！すいか割りだ！」 準優勝 第一富士見苑自治会「鯨のやなちゃん号」 第3位 南畑お月見一座「お月見号」 ベストパフォーマー賞「すいかの中身のお二人」 *ふじみビデオクラブに動画作成を依頼し、第32回やなせ川いかだラリーの様子を配信した。		
◇事業成果 柳瀬川に親しむ夏の恒例行事として定着しており、自然に親しみ、環境を考える機会として、また参加者相互の親睦を図ることができた。その他にも、ふじみビデオクラブに撮影・編集をお願いした大会の様子動画をYouTubeにアップしたり、キッチンカーを呼ぶことで、観客の増員に努めたりと、事業の周知においても様々な工夫を行った。		
◇課題及び今後の方向性 参加チームの増加を目指し、気軽に出艇できるような工夫が求められる。また現在の河川状況を把握し、実施場所の検討や安全面への配慮が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 昨年より2艇増9艇の参加。どのいかだも工夫されパフォーマンスも面白く、会場は大いに盛り上がりました。キッチンカーなど、参加者や来場者の増加に繋がる新しい取組もみられました。参加者の親睦と交流を図る目的を達成できたと考えます。自然環境を学ぶ観点からさらに企画を深めてゆけたら良いと考えます。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	地域問題学習会
◇事業目的、目標 地域課題を掘り起こし、学習機会を設けることを通じて、まちづくり活動の推進を図る。		
◇事業概要 主催 水谷東安心まちづくり協議会・水谷東公民館		
参加人数 50名		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況		
主な取組 ・対象 一般 ・日時 9月10日(木)午後1時30分～3時30分 ・会場 多目的ホール ・講師 小林 麦碧氏(市危機管理課職員) 漆原 淳子氏(新座市在住・輪島市出身) ・テーマ 「令和6年度能登半島地震のリアル」		
◇事業成果 避難所生活体験をされた漆原さん、富士見市の職員として被災地の避難所運営支援に携わった小林さんのリアルな体験談は、多くの参加者の共感と理解を得たことがアンケート回答からもうかがわれた。		
◇課題及び今後の方向性 まち協との連携を図りながら、より多くの地域住民の声に対するアンテナを高くあげ、地域問題を掘り起こし、形にしていく必要がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 悲惨な避難生活が我が身にも起こり得るという意識を持って、常日頃から災害に備える準備ができたという事を痛感した。		
◇総合評価	A A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない	

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	デジタル活用支援事業																																										
◇事業目的、目標 デジタルディバイド対策として、企業の協力をによるスマートフォン講座等を実施し、地域住民のIT活用向上を図る。																																												
◇事業概要 主催 水谷東公民館 参加人数 延べ108名 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 ソフトバンクスマホアドバイザー(講師) 主な取組 ・対象 一般・親子 <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>内容</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4/17</td> <td>マップやカメラを使ってみよう</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>5/15</td> <td>ネットやアプリを使ってみよう</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>6/19</td> <td>基本と防災について</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>7/17</td> <td>基本とQR決済</td> <td>11名</td> </tr> <tr> <td>8/21</td> <td>親子で携帯電話分解体験教室</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>9/18</td> <td>基本とLINE(準備編)</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>10/16</td> <td>基本とLINE(応用編)</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>11/20</td> <td>基本とLINE(LINEグループ編)</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>12/18</td> <td>スマホで旅行予約+防災について</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>1/15</td> <td>スマホ入門編(スマホを触ってみよう)</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>2/19</td> <td>スマホ入門編(画面の見方を知ろう)</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>3/19</td> <td>スマホ入門編(マップやカメラを使ってみよう)</td> <td>積雪のため中止</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>108名</td> </tr> </tbody> </table>			開催日	内容	参加者数	4/17	マップやカメラを使ってみよう	9名	5/15	ネットやアプリを使ってみよう	8名	6/19	基本と防災について	10名	7/17	基本とQR決済	11名	8/21	親子で携帯電話分解体験教室	9名	9/18	基本とLINE(準備編)	12名	10/16	基本とLINE(応用編)	9名	11/20	基本とLINE(LINEグループ編)	8名	12/18	スマホで旅行予約+防災について	9名	1/15	スマホ入門編(スマホを触ってみよう)	10名	2/19	スマホ入門編(画面の見方を知ろう)	13名	3/19	スマホ入門編(マップやカメラを使ってみよう)	積雪のため中止	合計		108名
開催日	内容	参加者数																																										
4/17	マップやカメラを使ってみよう	9名																																										
5/15	ネットやアプリを使ってみよう	8名																																										
6/19	基本と防災について	10名																																										
7/17	基本とQR決済	11名																																										
8/21	親子で携帯電話分解体験教室	9名																																										
9/18	基本とLINE(準備編)	12名																																										
10/16	基本とLINE(応用編)	9名																																										
11/20	基本とLINE(LINEグループ編)	8名																																										
12/18	スマホで旅行予約+防災について	9名																																										
1/15	スマホ入門編(スマホを触ってみよう)	10名																																										
2/19	スマホ入門編(画面の見方を知ろう)	13名																																										
3/19	スマホ入門編(マップやカメラを使ってみよう)	積雪のため中止																																										
合計		108名																																										
◇事業成果 二次元コードから講座の申込ができるようになるなど、参加した高齢者が積極的にスマートフォンを利用することにつながった。また、親子世代に対する講座も開催することで、幅広い年代に対してデジタル活用の支援をすることができた。																																												
◇課題及び今後の方向性 参加者の固定化が課題である。複数回参加していただけることはとても良いことだが、もっと多くの地域住民に受講していただけるように工夫する必要がある。																																												
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 スマートフォン等の情報機器の使用が日常的となるとともに、それらを活用した犯罪がテレビや新聞を賑わしている。スマートフォンを活用してのサービスの便利さを理解して活用できる、また、機器の出現にも適切に対応できるようになることは大変望ましいことと言える。多くの方に参加していただいて、文化的で、安心安全な地域となるようにしていきたい。																																												
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない																																										

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名 第40回水谷東文化祭
◇事業目的、目標 公民館利用団体・サークルの日頃の活動の成果を発表し、地域住民の親睦交流を深める場として開催する。	
◇事業概要	
主催 水谷東文化祭実行委員会・水谷東公民館	
参加人数 延べ 838名	
執行額(報償費) なし	
他団体等の協力・連携状況 水谷東安心まちづくり協議会 水谷東地区4町会	
主な取組	
・テーマ 「地域に根ざし 明日につなげ輝きを」 ・開催期日 11月16日(土) 17日(日) ・会場 水谷東公民館 ・内容 ・展示発表11団体 7個人—油彩画、水彩画、絵手紙、折り紙、書道、お茶席、生け花、フラワーアレンジメント、七宝焼き、写真等 ・舞台発表13団体 1個人—合唱、カラオケ、体操、太極拳、大正琴、楽器演奏等 ・模擬店 6団体 3個人—射的、綿菓子、落花生、コーヒー、ケーキ、パン、カレーライス、フランクフルト、おむすび、おでん、じゃがバター、ジュース等 ・体験コーナー 子ども生け花体験、お茶席(表千家)	
◇事業成果 日頃の活動の成果発表の場として、また世代間の交流の場として参加団体や地域住民の交流の輪が広がり、成果があった。	
◇課題及び今後の方向性 個人参加の枠を新しく設けたが、引き続き参加団体の増加に向けた工夫が必要である。	
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 コロナ前に比べ、展示発表は少し寂しい印象を受けましたが、新たな試みとして、個人の参加枠を増やし各コーナーを充実させた点は、高く評価できると思います。舞台発表では、立ち見が出る企画も見られました。時代のニーズに合わせた、柔軟な対応や工夫が求められる事業だと思います。	
◇総合評価 A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	音楽のタペ・イルミネーション点灯式
◇事業目的、目標 地域での文化芸術振興の一環として、生の音楽に触れあう機会をつくるとともに地域交流を図る場として実施する。		
◇事業概要 主催 水谷東公民館 参加人数 77名 執行額(報償費) 出演者謝礼 30,000円 他団体等の協力・連携状況 水谷東地区4町会 主な取組 ・日時 11月30日(土)午後4時～5時 ・会場 多目的ホール ・参加者 77名 ・出演 東海林 尚文氏(声楽家)、浅香 郁子氏(ピアノ伴奏) ・内容 曲目:まっ赤な秋、翼、初恋、一本の鉛筆、落葉松、愛燦燦 みんなで歌おう:もみじ、赤とんぼ アンコール:瑠璃色の地球 ※事業終了後、4町会による「イルミネーション点灯式」が行われた。		
◇事業成果 市内在住の声楽家、東海林尚文氏リクエスト企画。今年も定員を大幅に上回り、好評を博している。公民館イルミネーション点灯式は、来場者へのおもてなしとして温かい甘酒が振舞われている。		
◇課題及び今後の方向性 このコンサートは、年末のクリスマスコンサートというだけでなく、水谷東地域に居ながらにして本格的な音楽に触れる機会としてきた経緯がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 水谷東公民館の年末の風物詩として定着しています。寒い中、芸術に触れ、終了後に館外でのイルミネーション点灯で交流を深める素晴らしい事業です。今後も継続した実施を希望します。クリスマスということで子どもたちが参加できるようなクワイヤーの企画なども面白いと思います。		
◇総合評価	A	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	仙人体操教室
◇事業目的、目標 地域住民の心身の健康保持・増進及び親睦交流の場づくりとともに、比較的若い世代の参加促進や公民館施設の夜間利用につなげる事業として開催する。		
◇事業概要 主催 水谷東公民館 参加人数 延べ30名 執行額(報償費) 講師謝礼 15,000円 他団体等の協力・連携状況 主な取組 ○仙人体操教室 ・日 時 1月16日(11名)、23日(9名)、1月30日(10名) 木曜日 午後7時～8時30分 ・会 場 多目的ホール ・定 員 20名 ・内 容 仙人体操 ルーシーダットン(タイ式ヨガ) ・講 師 溝越 優貴子氏(健康運動指導士)		
◇事業成果 一般的なヨガではなく、体の内側に語り掛け自身の治癒力を高めていくこと、無理な体制はとらない、呼吸による緊張とリラックスをしながら様々な動作を反復するルーシーダットン(タイ式ヨガ)を行った。		
◇課題及び今後の方向性 リピーター参加が多く定評を得ている。講師のスケジュール上、開催時間や日程に限りがある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 今年は従来の体操に、イメージトレーニングの要素が盛り込まれました。医療機関に頼らなくても済むような、セルフメンテナンスの健康づくりを目指して、指導内容も進化しています。変わらず好評の声が多いので、継続を希望します。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷東ふれあいサロン運営事業(支援)																						
◇事業目的、目標 介護予防関連施設「ふれあいサロン」を活用して各種介護予防事業を開催する。																								
◇事業概要 主催 水谷東ふれあいサロン運営委員会 参加人数 延べ5,998名 執行額(報償費) 他団体等の協力・連携状況 地区社協、地区4町会長、地区老人クラブ、地区民生委員、高齢者あんしん相談センターひだまりの庭むさしの、健康増進センター 主な取組 <table border="1"> <tr> <td>①ふれあいサロン運営委員会 6回開催</td> <td>○ 太極拳 第1・2・4・5月曜日 午後</td> </tr> <tr> <td>②各部会 事業部会 ボランティア部会 広報部会</td> <td>○ リハビリ健康づくりの集い 第1・3・4火曜日 午後</td> </tr> <tr> <td>③事業 表のとおり</td> <td>○ ホッと安心健康相談 第1木曜 午後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 介護予防ふれあい麻雀 毎週金曜日 午後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 中国式気功 毎週金曜日 午前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 百歳体操 第1・2・4・5月曜日及び毎週木曜日 午前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 絵手紙教室えくぼ 第2・4土曜 午前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ ふれあいサロンで唄おう会 第2・4土曜 午後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 水谷東PUーⅡ 毎週水曜日 午前(多目的ホール)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 開放日 毎週水・木曜日 午後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ その他 年1回お楽しみ会開催 ふれあいサロン通信発行(年3~4回)</td> </tr> </table>			①ふれあいサロン運営委員会 6回開催	○ 太極拳 第1・2・4・5月曜日 午後	②各部会 事業部会 ボランティア部会 広報部会	○ リハビリ健康づくりの集い 第1・3・4火曜日 午後	③事業 表のとおり	○ ホッと安心健康相談 第1木曜 午後		○ 介護予防ふれあい麻雀 毎週金曜日 午後		○ 中国式気功 毎週金曜日 午前		○ 百歳体操 第1・2・4・5月曜日及び毎週木曜日 午前		○ 絵手紙教室えくぼ 第2・4土曜 午前		○ ふれあいサロンで唄おう会 第2・4土曜 午後		○ 水谷東PUーⅡ 毎週水曜日 午前(多目的ホール)		○ 開放日 毎週水・木曜日 午後		○ その他 年1回お楽しみ会開催 ふれあいサロン通信発行(年3~4回)
①ふれあいサロン運営委員会 6回開催	○ 太極拳 第1・2・4・5月曜日 午後																							
②各部会 事業部会 ボランティア部会 広報部会	○ リハビリ健康づくりの集い 第1・3・4火曜日 午後																							
③事業 表のとおり	○ ホッと安心健康相談 第1木曜 午後																							
	○ 介護予防ふれあい麻雀 毎週金曜日 午後																							
	○ 中国式気功 毎週金曜日 午前																							
	○ 百歳体操 第1・2・4・5月曜日及び毎週木曜日 午前																							
	○ 絵手紙教室えくぼ 第2・4土曜 午前																							
	○ ふれあいサロンで唄おう会 第2・4土曜 午後																							
	○ 水谷東PUーⅡ 毎週水曜日 午前(多目的ホール)																							
	○ 開放日 毎週水・木曜日 午後																							
	○ その他 年1回お楽しみ会開催 ふれあいサロン通信発行(年3~4回)																							
◇事業成果 各事業の参加者は人と出会い、交流できることを楽しみにしている人も多く、介護予防につながっているもの考える。																								
◇課題及び今後の方向性 活動内容により参加者の固定化や減少傾向がみられるため、新たな参加者を増やすための情報提供に努める必要がある。																								
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 他団体の協力・連携により、多数の参加者が各介護予防に取り組み成果を上げている。「健康が一番の節約」を実践している。																								
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない																						

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷東安心まちづくり協議会(支援)
◇事業目的、目標 地域住民主体のまちづくりを推進するために組織された「水谷東安心まちづくり協議会」について、地域の拠点施設である公民館が活動を支援し、市民参画・市民協働の取組みを進めている。		
◇事業概要 主催 水谷東安心まちづくり協議会		
参加人数 まち協役員数－23名 部会員数－75名(役員を含む)		
執行額(報償費) ※市の補助金等や各町会負担金等を財源として運営		
他団体等の協力・連携状況 さくら記念病院との相互支援協定、地区社協・小中PTA等各種地域団体		
主な取組 ※公民館職員は各部会の事務局として主に事務的支援を行う。		
①地域連絡会議の開催(6・9・12・3月) ②各部会会議の開催(随時) 安心安全部会／青少年部会／高齢者福祉部会／文化スポーツ部会／地域交流部会 ③広報誌の発行 ・広報紙『つなぐ』 年2回発行 地域全戸配布 ・高齢者福祉部会情報紙『お元気ですか』 隔月発行 ④各種事業等の実施 ・公民館職員歓送迎会の実施(4月)58名参加 ・安心安全ネットワーク会議の開催(6月56名・12月55名参加) ・公民館との共催による地域問題学習会の実施(9月50名参加) ・夏休みラジオ体操会の実施(7月1週間、延べ486人参加) ・視察研修会の実施(10月まち協会員23名参加) ・地域住民合同防災訓練の実施(12月451名参加) ・書初め教室の実施(12月児童30名受講) ・水谷中吹奏楽部クリスマスコンサート開催(12月156名参加) ・水谷東新春の集いの実施(1月67名参加) ・非常災害対応訓練の実施(3月) ・高齢者の見守り活動(通年) ・「水谷東地域支え愛隊」の活動(通年) ・ホームページの運営(通年)		
◇事業成果 今年度の事業実施状況は、コロナ禍以前の水準に戻すことができた。地域問題学習会は、能登半島地震を取り上げて企画することができ、参加者の反響を得た。		
◇課題及び今後の方向性 ・地域支え愛隊の活動等地域住民へのさらなる浸透に向け、地道な啓発活動に努める必要がある。 ・地域住民の高齢化に伴う人材確保が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 まちづくり協議会の各種事業が総合的かつ計画的に推進できている。これらの活動に公民館の事務的、協働的な支援は欠かせないものだと考える。今後とも、地域、学校と公民館で連携して、豊かな文化と活力のある水谷東地区としていきたい。		
◇総合評価	A	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第37回水谷東ふるさとまつり(支援)
◇事業目的、目標 地域住民の親睦と交流を図り、地域のまちづくりのために開催される『水谷東ふるさとまつり』を支援する。		
◇事業概要 主催 水谷東ふるさとまつり実行委員会 参加人数 本部役員8名、実行委員85名 執行額(報償費) なし ※実行委員会予算で運営 他団体等の協力・連携状況 主な取組 開催期日:5月26日(日)午前10時～午後4時 会 場:前沼公園、水谷東公民館 内 容:舞台、模擬店、フリーマーケット、あそび広場、健康相談コーナー、ビアホール、抽選会		
◇事業成果 地域の大きなイベントとして、多くの参加者があった。		
◇課題及び今後の方向性 町会、住民同士の連携・協力を強めることができる催しであり、参加住民を増やす取り組みを模索しながら引き続き支援していきたい。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 水谷東ふるさとまつりでは、前沼公園と水谷東公民館で行われた。地域の団体の出店と多くの参加者で賑わう中、プログラムが進行していき、たくさんの児童も楽しんでいた。水谷東の地域の活性化や人と人との絆を強める事業となっている。		
◇総合評価	A	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷東地域スポーツ事業(支援)
◇事業目的、目標 スポーツを通して水谷東地域の住民相互の親睦交流を図るとともに、健康増進の一助とするスポーツ推進事業を行う。		
◇事業概要 主催 実行委員会(水谷東地域4町会) 参加人数 地区体育祭 約450名／スポーツフェスティバル 約120名 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 水谷東地区4町会、水谷東安心まちづくり協議会、地区スポーツ推進委員 主な取組 第40回水谷東地区体育祭 開催日:10月13日(日) 会 場:水谷東小学校校庭 第36回水谷東地区親睦スポーツフェスティバル グラウンドゴルフ大会・モルック体験 開催日:3月9日(日) 会 場:水谷東小学校校庭		
◇事業成果 地区体育祭では、多くの人が水谷東小学校校庭へ集まり、スポーツを通して親睦を深めることができた。スポーツフェスティバルについても、本来の目的である住民相互の親睦交流を図ること、そして健康の一助とすることができた。		
◇課題及び今後の方向性 高齢化が進むなかで、参加者全員が楽しむことのできる方法を考える必要がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 地区体育祭には、たくさんの小学生を含む幅広い層から、多くの人の参加があった。町会毎のテントを基点としてスポーツやレクリエーション活動に親しみながら、各町会内、町会相互の親睦と交流を深めていた。健全な地域の発展を図るために必要な事業と考えられる。全員が楽しむことができる内容についての検討は早めに進めていきたい。		
◇総合評価	A	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	公民館だより発行事業																								
◇事業目的、目標 地域情報の発信、地域課題の掘り起こし、公民館情報の提供、紙面を通じた地域住民の紹介、交流を図るため実施する。																										
◇事業概要 主催 水谷東公民館 参加人数 編集委員7名 執行額(報償費) 事業協力者謝礼30,000円 他団体等の協力・連携状況 公民館利用団体 主な取組 地域住民による編集委員を中心に、水谷東公民館だより「ひがし」を編集し、年11回発行する。 発行部数は2,900部 <table border="0"> <tr> <td>○1面の特集テーマ</td> <td>10月号:水谷東公民館サークル活動 公開月間参加団体のご紹介</td> <td>○2面の主な内容</td> </tr> <tr> <td>4月号:水谷東地域支え愛隊</td> <td>11月号:祝40周年!</td> <td>・公民館事業等の案内</td> </tr> <tr> <td>5月号:令和6年度!</td> <td>水谷東文化祭の見どころ</td> <td>・地域の予定</td> </tr> <tr> <td>水谷東公民館の事業を紹介します!</td> <td>～地域に根ざし明日につなげ輝きを～</td> <td>・「思い出の場所 気になる所」 (12月号まで)</td> </tr> <tr> <td>6月号:4年ぶり!編集委員会合同研修会</td> <td>12月号:元気いっぱい!部活動特集!</td> <td>・「食のコラム」 (1月2月合併号から)</td> </tr> <tr> <td>7月号:各町会おまつりの見どころ</td> <td>1月2月合併号:2024!!あなたが選ぶ</td> <td>・ラウンジ(コラム)</td> </tr> <tr> <td>8月号:食のアンケート あなたはどっち派?</td> <td>水谷東5大ニュース</td> <td>・地域の人口と世帯</td> </tr> <tr> <td>9月号:いつまでも元気で ～あなたの歳の重ね方～</td> <td>3月号:ふわっぴー誕生日記念 ふわっぴーとおともだち</td> <td>・コーヒータイム(編集後記)</td> </tr> </table>			○1面の特集テーマ	10月号:水谷東公民館サークル活動 公開月間参加団体のご紹介	○2面の主な内容	4月号:水谷東地域支え愛隊	11月号:祝40周年!	・公民館事業等の案内	5月号:令和6年度!	水谷東文化祭の見どころ	・地域の予定	水谷東公民館の事業を紹介します!	～地域に根ざし明日につなげ輝きを～	・「思い出の場所 気になる所」 (12月号まで)	6月号:4年ぶり!編集委員会合同研修会	12月号:元気いっぱい!部活動特集!	・「食のコラム」 (1月2月合併号から)	7月号:各町会おまつりの見どころ	1月2月合併号:2024!!あなたが選ぶ	・ラウンジ(コラム)	8月号:食のアンケート あなたはどっち派?	水谷東5大ニュース	・地域の人口と世帯	9月号:いつまでも元気で ～あなたの歳の重ね方～	3月号:ふわっぴー誕生日記念 ふわっぴーとおともだち	・コーヒータイム(編集後記)
○1面の特集テーマ	10月号:水谷東公民館サークル活動 公開月間参加団体のご紹介	○2面の主な内容																								
4月号:水谷東地域支え愛隊	11月号:祝40周年!	・公民館事業等の案内																								
5月号:令和6年度!	水谷東文化祭の見どころ	・地域の予定																								
水谷東公民館の事業を紹介します!	～地域に根ざし明日につなげ輝きを～	・「思い出の場所 気になる所」 (12月号まで)																								
6月号:4年ぶり!編集委員会合同研修会	12月号:元気いっぱい!部活動特集!	・「食のコラム」 (1月2月合併号から)																								
7月号:各町会おまつりの見どころ	1月2月合併号:2024!!あなたが選ぶ	・ラウンジ(コラム)																								
8月号:食のアンケート あなたはどっち派?	水谷東5大ニュース	・地域の人口と世帯																								
9月号:いつまでも元気で ～あなたの歳の重ね方～	3月号:ふわっぴー誕生日記念 ふわっぴーとおともだち	・コーヒータイム(編集後記)																								
◇事業成果 地域住民が興味を持つことができるような特集を組むことができた。																										
◇課題及び今後の方向性 地域の話題や人に焦点をあてるべく様々な地域住民から原稿をいかに集められるかが課題となっている。																										
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 すぐ手に取れる紙媒体の存続は、高齢者の多いこの地域にとって意義深いと思います。(市のホームページや紙面の二次元コードから、カラー版を楽しむこともできます。)今年からコラムのテーマが身近な「食」に変わったことで、原稿を依頼する側も、引き受ける側も気軽に取り組めるのでは、と期待しております。																										
◇総合評価	A	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない																								

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名 施設維持管理事業
◇事業目的、目標 安心・安全な施設管理を目的とし、利用者目線での維持管理を図る。	
◇事業概要 主催	
参加人数	
執行額(報償費)	
他団体等の協力・連携状況	
主な取組	
施設維持管理に係る主な業務 ○委託業務内容 ・清掃業務委託…日常清掃、定期清掃(ワックス)等 ・エレベーター保守点検委託…エレベーター1基の保守点検 ・自動ドア保守点検委託…自動ドア3基の保守点検 ・空調設備保守点検委託…冷温水発生機、ガスヒートポンプエアコン保守点検委託 ・樹木維持管理委託…敷地内樹木の剪定処分委託 ○修繕発注内容 ・多目的ホール舞台緞帳開閉装置交換修繕…舞台緞帳の電動開閉装置の交換修繕 ・多目的ホール舞台修繕…開閉不能となっている舞台を平置きにし、使用可能にする修繕 ・エレベーター非常電源用バッテリー交換修繕…非常電源用バッテリーの交換修繕 ・多目的ホール床修繕…増築部の床が下がったことにより生じた段差を解消する修繕 ・冷水器排水管路漏水修繕…棄損した排水管の修繕 ・1階ロビー空調室内機電磁弁交換修繕…棄損した電磁弁 ・ふれあいサロン外壁目地シーリング打ち替え修繕…シーリング材の劣化 ○備品購入内容 ・多目的ホール音響設備購入…CDプレイヤー付き卓上アンプ1台・800Mhz ワイヤレス受信機ユニット1台 800Mhz ワイヤレスチューナーユニット1個 800Mhz ワイヤレスアンテナ2個・800Mhz ワイヤレスマイクロホン2本 コンパクトスピーカー4台・スピーカー金具4組 ・机・イス・台車購入…多目的ホール(机10台・イス100脚・台車3台)ふれあいサロン(イス25脚) ・和室備品(イス)購入…16脚 ・ホワイトボード購入	
◇事業成果 安全に快適に利用できる施設として維持に努めた。	
◇課題及び今後の方向性 施設の緊急修繕的な対応や備品の経年劣化による不具合が生じるため、計画的な対応が必要である。	
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 行政が精力的に施設の維持管理修理事業を推進した結果、利用者の利便性が格段に高まった。	
◇総合評価 A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	公民館運営審議会地区会議
◇事業目的、目標 社会教育法第29条に基づき、市民主体の公民館活動を展開するために、水谷東公民館の施設運営や事業推進などについて意見交換・協議を行う。		
◇事業概要 主催 水谷東公民館 参加人数 公民館運営審議会委員 4名(水谷東地区委員) 執行額(報償費) 委員報酬 鶴瀬公民館予算から支出 他団体等の協力・連携状況 主な取組 第1回地区会議 傍聴者なし 日時: 11月20日(木) 午後7時から8時 内容: (1) 公民館運営審議会委員について (2) 事業報告及び今後の事業予定について ① 令和6年度水谷東公民館上半期の事業について ② 令和6年度水谷東公民館下半期の事業予定について 第2回地区会議 (欠席者多数につき書面開催に変更) 日時: 2月27日(木) 午後7時から 内容: ① 現任期の協議テーマについて(意見交換) ② 事業評価の分担について		
◇事業成果 地域において様々な分野で活躍している委員の視点により、活発な意見交換とともに評価やアドバイスを伺うことができた。		
◇課題及び今後の方向性 今期の全体協議テーマの議論を進めていくとともに、地域公民館として地域の抱える課題や公民館の役割について、今後の事業展開に活かすための協議が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 新しい委員が選出され、より幅広い年齢層になったという特長を生かし、多様な視点から協議・問題提起していけたらと思います。		
◇総合評価	A	A: 十分な成果がある、B: 一定の成果がある、C: 成果が見られない

令和6年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	利用者懇談会
◇事業目的、目標 利用者目線に立った公民館運営を図るため、利用者から直接、施設運営等について意見を聴く機会として実施する。		
◇事業概要 主催 水谷東公民館 参加人数 36団体 30名 執行額(報償費) 他団体等の協力・連携状況 主な取組 ・日時 4月20日(土)10:00～11:00 ・場所 多目的ホール ・内容 ①令和6年度水谷東公民館運営方針 ②令和6年度水谷東公民館事業計画 ③施設利用について ④意見交換 ⑤その他(公民館事業について)		
◇事業成果 利用団体の生の声が聴ける場として、代表等が一堂に会し意見や情報交換を図ることができた。		
◇課題及び今後の方向性 公民館施設や設備をはじめ公民館に関わる利用者の声を今後も適切に把握し、誰もが利用しやすい公民館を提供する。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 公民館の運営方針、事業計画等を利用者団体に周知する事は有意義であり、今後も充実した懇談会となる事を期待しています。		
◇総合評価	A	A:十分な成果がある、B:一定の成果がある、C:成果が見られない

資料編

1	令和6年度富士見市公民館利用統計.....	105
2	富士見市公民館運営審議会委員名簿・審議会開会状況.....	106
3	公民館の設置及び運営に関する基準.....	107
4	富士見市立地域公民館条例.....	109
5	富士見市立地域公民館条例施行規則.....	112
6	富士見市立地域公民館使用料免除基準 及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱.....	115
7	富士見市社会教育機関組織規程.....	118
8	富士見市立コミュニティセンター条例.....	121
9	富士見市立コミュニティセンター条例施行規則.....	125
10	富士見市立コミュニティセンター等使用料免除基準 及び使用料免除登録団体等の登録手続等に関する要綱.....	129
11	富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則.....	133
12	富士見市公民館運営審議会委員候補者選出要領.....	137
13	富士見市立公民館 印刷機・複写機利用実施要項.....	138
14	富士見市立公民館だより編集及び発行に関する内規.....	139
15	富士見市公民館利用案内.....	142
16	富士見市公民館職員名簿（令和7年4月1日現在）.....	144

令和6年度 富士見市公民館 利用統計

公民館名	区 分	延べ利用件数	延べ利用人数
鶴瀬公民館	団体・サークル	3,960	41,074
	総利用数 (行政・公民館含む)	5,215	65,135
南畑公民館	団体・サークル	1,256	18,564
	総利用数 (行政・公民館含む)	2,452	33,210
水谷公民館	団体・サークル	2,189	22,040
	総利用数 (行政・公民館含む)	2,823	31,089
水谷東公民館	団体・サークル	1,474	21,512
	総利用数 (行政・公民館含む)	1,891	27,748
総 計	団体・サークル	8,879	103,190
	総利用数 (行政・公民館含む)	12,381	157,182

令和6年度 複写機・印刷機市民利用統計

公民館名	複写機利用枚数	印刷機利用枚数
鶴 瀬 公 民 館	5,237	175,445
南 畑 公 民 館	2,867	93,435
水 谷 公 民 館	2,090	344,816
水 谷 東 公 民 館	1,912	201,989
合 計	12,106	815,685

富士見市公民館運営審議会委員

(任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日)

役 職	氏 名	所 属 等
議長・南畑地区委員	新井 充	元学校長
副議長・鶴瀬地区委員	小林 勝夫	元子ども家庭福祉審議会委員
副議長・水谷地区委員	河野 豊	水谷公民館企画運営委員
副議長・水谷東地区委員	星野 清一	熟年学級運営委員長
鶴瀬地区委員	小谷 千佳子	子ども大学ふじみ実行委員会委員
鶴瀬地区委員	石谷 シズ子	荻歩歩富士見山の会
鶴瀬地区委員	黒澤 聡美	公募委員
南畑地区委員	坂間 道夫	行政経験者
南畑地区委員	長堀 厚子	なんばたキッチン
南畑地区委員	大竹 ひろみ	ちびっこあおむしスタッフ
水谷地区委員	大槻 節子	公募委員
水谷地区委員	三枝 晴子	水谷婦人会
水谷地区委員	廣井 賢司	本郷中学校長
水谷東地区委員	森 靖幸	水谷東小学校長
水谷東地区委員	井山 千鶴子	まちづくり協議会
水谷東地区委員	千葉 純平	おむすび少年団元指導員

令和6年度公民館運営審議会開会状況

回	開催日時	議 題
第1回	6月27日(木) 午後7時～8時30分	1. 令和6年度事業計画について(報告) 2. 協議テーマ『公民館のデジタル化』について(報告)
第2回	7月16日(火) 午後7時～8時30分	1. 委嘱状交付式 2. 全体会 役員選出 オリエンテーション
第3回	11月12日(火) 午後7時～8時30分	1. 各館本年度の上半期主要事業報告及び下半期主要事業について 2. 公共施設予約システムの更新について(説明) 3. 現任期の協議テーマについて(意見交換)
第4回	令和7年3月6日(木) 午後7時～8時30分	現任期の協議テーマについて

(趣旨)

第1条 この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

(対象区域)

第2条 公民館を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、公民館の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館事業の主たる対象となる区域（第6条第2項において「対象区域」という。）を定めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

第3条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校社会教育施設、社会教育関係団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習機会の提供に努めるものとする。

第4条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第6条 公民館は、その対象区域内に当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(地域の実情を踏まえた運営)

第7条 公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情に勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第8条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

3 公民館の設置者は、館長、主事その他の職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

(施設及び設備)

第9条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため、必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

(事業の自己評価)

第10条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

(目的)

第1条 この条例は、富士見市における社会教育を振興し、住民の福祉を図るため、富士見市立地域公民館の設置及び管理等に関して必要な事項を定めることをもって目的とする。

(設置)

第2条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、富士見市に地域公民館（以下「公民館」という。）を設置し、その名称及び所在地を次のように定める。

名称	所在地
富士見市立鶴瀬公民館	富士見市羽沢3丁目23番10号
〃 南畑公民館	〃 大字上南畑306番地1
〃 水谷公民館	〃 水谷1丁目13番地6
〃 水谷東公民館	〃 水谷東2丁目12番10号

(分館)

第3条 公民館は、必要に応じて分館を置くことができる。

(管理)

第4条 公民館は、教育委員会がこれを管理する。

(経費)

第5条 公民館の経費は、市費、補助金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(職員)

第6条 公民館には、次の職員を置く。

- (1) 館長・副館長
- (2) 専門的教育職員
- (3) 事務職員
- (4) その他必要な職員

2 前項の職員は、教育委員会が任命する。

(公民館運営審議会)

第7条 法第29条の規定に基づき、富士見市公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、20人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

4 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(休館日)

第8条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月の第3月曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用時間)

第9条 公民館を利用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可等)

第10条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、公民館の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 公民館の管理上支障があると認めるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他教育委員会が特に認めるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第10条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
- (4) その他この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 教育委員会は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用権利者は、その利用が終わったときは、速やかに当該利用施設を原状に復しななければならない。

(損害賠償)

第14条 公民館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に公民館の施設を損傷し、又は公民館の物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第15条 教育委員会は、公民館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、退場を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第16条 公民館内において物品の販売、募金その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第17条 利用権利者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第18条 教育委員会は、利用権利者が公民館を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合は、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設を利用することができなくなったとき。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表(第17条関係)

(平25条例47・一部改正)

施設名		区 分	午 前 (午前9時から 正午まで)	午 後 (午後1時から 午後5時まで)	夜 間 (午後6時から 午後10時まで)
鶴 瀬 公民館	調理実習室		300円	400円	500円
	和室1		100円	200円	300円
	和室2		100円	200円	300円
	工作室		100円	200円	300円
	体育室	別欄表のとおり			
南 畑 公民館	多目的ホール		700円	1,000円	1,200円
	会議室		500円	600円	800円

	生活実習室	300円	400円	500円
	視聴覚室	200円	300円	400円
	工作室	200円	200円	300円
	和室 1	100円	100円	200円
	和室 2	100円	100円	200円
水 谷 公民館	多目的ホール	600円	800円	1,100円
	調理実習室	300円	400円	500円
	講座室	300円	400円	500円
	和室 1	300円	400円	500円
	和室 2	200円	200円	300円
	会議室	200円	200円	300円
	工作室	200円	200円	300円
水谷東 公民館	多目的ホール	600円	800円	1,100円
	講座室	300円	400円	500円
	調理実習室	200円	200円	300円
	美術工芸室	200円	200円	300円
	和室	200円	200円	300円

備考

- 1 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて利用する場合は、それぞれ連続して施設を利用できるものとし、その使用料は、それぞれの所定の使用料の金額を加えた金額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 3 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

別欄表

施設名		利用時間	料金
鶴瀬公民館	体育室	午前9時から午前11時まで	200円
		午前11時から午後1時まで	200円
		午後1時から午後3時まで	200円
		午後3時から午後5時まで	200円
		午後6時から午後8時まで	300円
		午後8時から午後10時まで	300円

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市立地域公民館条例（昭和32年条例第20号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、富士見市立地域公民館（以下「地域公民館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 条例第10条第1項前段の許可を受けようとする者は、利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第10条第1項後段の許可に係る事項を変更しようとする者は、利用変更許可申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

(申請の期間)

第3条 前条の申請は、条例第10条第1項前段の許可を受けようとする場合にあっては地域公民館の施設（以下「施設」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の月の5日（次項において「申請開始日」という。）から利用日までの期間内に、同項後段の許可に係る事項を変更しようとする場合にあっては当該許可に係る利用日前7日までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、施設を設置目的以外の用で利用しようとするとき、及び市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用しようとするときは、申請開始日の翌日から利用日までの期間に行わなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項に規定する期間の開始日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）、土曜日若しくは日曜日（以下「休日」という。）又は施設の休館日に当たるときは、当該休日又は当該休館日の翌日をもって開始日とする。

4 第1項及び第2項に規定する期間の満了日が休日又は施設の休館日に当たるときは、当該休日又は休館日の前日をもって満了日とする。

(申請の受付時間)

第4条 前条に規定する期間内における利用申請の受付時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

(利用の許可等)

第5条 教育委員会は、第2条第1項の申請があったときは、その可否を決定し、利用許可決定通知書（様式第3号）又は利用不許可決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、第2条第2項の申請があったときは、その可否を決定し、利用変更許可決定通知書（様式第5号）又は利用変更不許可決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(利用の制限)

第6条 条例第10条第2項第3号に規定する教育委員会が特に認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。

(2) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとする目的と認めるとき。

(3) その他教育委員会が不適当な利用目的と認めるとき。

(特別設備等の利用の承認)

第7条 条例第10条第1項の利用の許可を受けた者（次条において「利用権利者」という。）は、地域公民館に特別の設備をし、又は備付けの物品以外のものを使用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等の通知)

第8条 教育委員会は、条例第12条第1項の規定により利用の許可の取消し等の処分をするときは、利用許可変更（停止・取消）通知書（様式第7号）により利用権利者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第9条 条例第17条の使用料は、利用許可決定通知書の交付を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の免除申請)

第10条 条例第18条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定めるところにより免除に係る手続を行った者については、その提出を省略することができる。

(使用料の免除決定)

第11条 教育委員会は、前条の申請があったときは、別に定める使用料免除基準によりその可否を決定し、使用料減免承認決定通知書(様式第9号)又は使用料減免不承認決定通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第12条 条例第19条の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、使用料の還付の承認の可否を決定し、使用料還付承認決定通知書(様式第12号)又は使用料還付不承認決定通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の還付の額)

第13条 条例第19条ただし書の規定による使用料の還付の額は、既納の使用料金の全額とする。

(遵守事項)

第14条 地域公民館を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可又は承認を受けた目的以外に施設及び設備等を利用しないこと。
- (2) 施設及び設備等を破損し、又は汚損しないこと。
- (3) 承認を受けずに印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- (4) 準備及び後片付けの時間も利用時間に含むものとする。
- (5) ごみ等の廃棄物は、原則持ち帰ること。
- (6) 火薬類、ガソリンその他危険物を持ち込まないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従うこと。

(損壊の届出)

第15条 施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに教育委員会に届け出てその指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第16条 教育委員会は、地域公民館の管理上必要があると認めるときは、利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(利用報告書の提出)

第17条 利用者は、施設の利用が終わったときは、施設利用報告書(様式第14号)を教育委員会に提出しなければならない。

(予約システムを利用する場合における手続の特例)

第18条 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設の利用等に係る手続を行う場合には、第2条第1項、第10条又は第12条第1項の規定による申請書の提出に代えて、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成28年規則第3号)第17条、第20条第1項又は第21条第1項の規定による申請の方法により申請することができるものとする。

2 申請者が前項の規定により申請した場合には、教育委員会は、第5条第1項、第11条又は第12条第2項の規定による通知に代えて、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第18条第1項、第20条第2項又は第21条第2項の規定による通知をするものとする。

3 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設の利用等に係る手続を行う場合における使用料の納付については、第9条の規定にかかわらず、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第19条の規定を適用する。

4 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設の利用等に係る手続を行う場合における申請の受付時間については、第4条の規定にかかわらず、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第4条に規定するサービスの利用時間とする。

(館長の職務)

第19条 地域公民館の館長は、上司の命を受け、その業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(専決事項)

第20条 館長の専決事項は、富士見市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教委訓令第2号）別表第1教育長決裁事項及び共通専決事項の表の課長に係るもののほか、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 地域公民館の利用に係る許可及び承認に関すること。
- (2) 地域公民館の使用料の免除及び還付に関すること。
- (3) 地域公民館への入場の制限、退場及び利用施設への関係職員の立入りに関すること。
- (4) 地域公民館への印刷物等の掲示及び配布の承認に関すること。

（市全地域にわたる事業の実施等）

第21条 市の全地域にわたる事業の実施及び地域公民館相互の連絡調整の事務については、市立鶴瀬公民館が行うものとする。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

平成17年3月31日
教委告示第7-2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域公民館の円滑な利用を図るため、地域公民館の使用料に係る免除基準を定めるとともに、使用料免除に係る団体の登録等に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用料免除登録団体 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体で地域公民館の使用料の免除を受けることができるものとして登録されたものをいう。
 - ア 相互の合意の下に団体の構成員が自主的かつ主体的に運営していること。
 - イ 団体の構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する個人であり、かつ、市内に事務所又は連絡先があること。
 - ウ 利用しようとする地域公民館の設置目的に該当する利用であること。
 - エ 別表に定める使用料免除基準のいずれかに該当すること。
 - オ 会則及び年間の活動計画を有し、かつ、会計処理が明確であること。
 - カ 3か月以上の活動実績を有すること。
- (2) 市内目的内届出団体 前号アからウまでの要件のいずれにも該当する団体で教育委員会に届け出たものをいう。

(使用料免除基準)

第3条 地域公民館の使用料に係る免除の基準は、別表に定めるとおりとする。

(使用料免除登録団体の登録申請)

第4条 使用料免除登録団体として登録の申請をしようとする団体は、使用料免除団体登録(変更)申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出するものとする。ただし、教育委員会が認める場合は、書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 団体構成員名簿(様式第2号)
- (2) 前年度の決算報告及び次年度の予算書(様式第3号)
- (3) 前年度の事業報告書及び次年度の事業計画書(様式第4号)
- (4) 団体の会則又はこれに代わるもの

(平19教委告示2・全改)

(決定通知)

第5条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、その適否を決定し、使用料免除団体登録承認・不承認決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(使用料免除登録団体の登録)

第6条 教育委員会は、前条の規定により承認の決定をした団体について使用料免除登録団体台帳に登録するものとする。

(使用料免除登録団体の利用申請)

第7条 使用料免除登録団体は、地域公民館の利用申請を行うときは、使用料免除登録団体である旨を申し出るものとする。

(平19教委告示2・一部改正)

(登録事項の変更)

第8条 使用料免除登録団体は、第4条の規定による申請事項に変更が生じたときは、使用料免除団体登録(変更)申請書を教育委員会に提出するものとする。

(市内目的内届出団体の届出)

第9条 市内目的内届出団体として届け出ようとする団体は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。

- (1) 市内目的内団体(変更)届(様式第6号)

(2) 団体構成員名簿

(市内目的内届出団体の登録)

第10条 教育委員会は、前条の届出を受理したときは、市内目的内届出団体台帳に登録するものとする。

(市内目的内届出団体からの利用申請)

第11条 市内目的内届出団体は、地域公民館の利用申請を行うときは、市内目的内届出団体である旨を申し出るものとする。

(届出事項の変更)

第12条 市内目的内届出団体は、第9条の規定による届出事項に変更が生じたときは、市内目的内団体(変更)届を教育委員会に提出するものとする。

(登録の有効期限)

第13条 第6条及び第10条の規定による登録の有効期限は、当該登録をした日の属する年度の末日までとする。

(登録の取消し)

第14条 教育委員会は、次に掲げる事項に該当するときは、市内目的内届出団体又は使用料免除登録団体の登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の届出又は申請をしたとき。
- (2) 条例又は規則に違反する行為があったとき。
- (3) その他教育委員会が特に認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表(第2条、第3条関係)

第1 公共又は公益の目的で利用する場合の使用料免除基準

1 町会、自主防災組織等が利用する場合

- (1) 町会又は町会の下部組織が町会の事業、会議等で利用するときは、免除する。
- (2) 自主防災組織(富士見市自主防災組織結成・活動支援事業補助金交付要綱(平成7年告示第52号)第2条に規定する自主防災組織をいう。)が自主防災組織の事業、会議等で利用するときは、免除する。
- (3) マンションの管理組合等については、その組合等が町会とは別の組織であると認められるときは、免除しない。ただし、実態が班など町会の下部組織であると認められるときは、免除する。
- (4) 町会会員の有志が組織し、メンバーが固定化されている親睦サークル的な活動として利用する場合は、免除しない。

2 福祉ボランティア、福祉団体等が利用する場合

- (1) 市や社会福祉協議会に届け出している福祉団体等が福祉ボランティア又は福祉活動で利用するときは、免除する。
- (2) 障害者福祉、母子福祉、児童福祉、老人福祉及び生活保護に係る福祉ボランティア団体並びに当事者本人又はその家族等が自立をめざして設立及び運営する団体等が福祉ボランティア又は福祉活動で利用するときは、免除する。

3 学校教育に係る団体が利用する場合

- (1) 市内の幼稚園・小・中・高校・養護学校の教職員又は保護者が教育活動に係る内容の会議等で利用するときは、免除する。

4 子育て支援団体、青少年の健全育成活動団体等が利用する場合

- (1) 第一義的に青少年の健全育成を主目的とした団体で特定の分野の育成を目的としない活動団体又は保育所若しくは放課後児童クラブの保護者会が健全育成に係る内容の会議等で利用するときは、免除する。
- (2) 青少年の活動団体(未成年者を主な構成員とし、利用責任者が成人者である団体)が利用するときは、免除する。

(3) 子育て支援を目的とするサークル又は合同保育活動若しくは子育てに係る勉強会等を目的とする子育てサークルが利用するときは、免除する。

5 老人クラブ、高齢者の介護予防活動団体等が利用する場合

(1) 市に登録されている老人クラブ及び虚弱高齢者等の介護予防を主な目的とする団体が利用するときは、免除する。

6 非営利の社会貢献団体等が利用する場合

(1) 特定非営利活動促進法の認証を受けた団体が公益活動で利用するときは、免除する。

(2) 富士見市や地域の発展に寄与する目的で結成した複数の非営利の団体で構成する連盟・協会が公益活動で利用するときは、免除する。

(3) 市内の非営利の社会貢献活動団体が不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動をし、かつ、不特定多数の参加を前提とする活動で利用するときは、免除する。

7 その他公用又は公益の目的であると市長が認めるときは、免除する。

備考 国、県又は市の後援又は協賛の名義の使用許可を得ている場合であっても、その団体が各項のいずれかに該当するか否かにより免除の可否を判断する。

第2 公用で利用する場合の使用料免除基準

1 国、県又は市が主催し、又は共催する事業、会議等で利用するときは、免除する。

2 学校が教育課程に基づく教育活動で利用するときは、免除する。

3 国、又は市が委嘱し、又は任命した委員で構成する団体がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。

4 市に関係する公益社団法人又は公益財団法人がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。

5 コミュニティセンター等の指定管理者が行う業務の範囲内で利用するときは、免除する。

6 その他公用の目的であると教育委員会が認めるときは、免除する。

(趣旨)

第1条 この規程は、富士見市立の社会教育機関の組織、職の設置及び事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

(社会教育機関)

第2条 社会教育機関は、次のとおりとする。

- (1) 地域公民館
- (2) 図書館
中央図書館
分館
- (3) 資料館
水子貝塚資料館
分館

(職の設置)

第3条 社会教育機関の職員は、次のとおりとする。

- (1) 館長、分館長、副館長
- (2) 専門的教育職員
公民館主事、公民館主事補、司書、司書補、学芸員、学芸員補
- (3) 事務職員
専門員、主査、主任、主事、主事補

2 社会教育機関の館長、分館長及び副館長は、原則として専門的教育職員をもって充てる。

3 公民館主事は、社会教育主事又は社会教育主事補をもって充てる。

(職務)

第4条 社会教育機関の職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長は、上司の命を受け所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 分館長は、上司の命を受け、分館の所掌する事務を掌理し、所属職員の指揮監督をするとともに、分館に関わる館長の事務のうち、あらかじめ委任を受けた事務について掌理する。
- (3) 副館長は、館長を助け、所属職員の担当する事務を監督し、所掌の事務を整理する。
- (4) 専門的教育職員は、上司の命を受け専門的事務又は技術に従事する。
- (5) 事務職員は、富士見市教育委員会事務局組織規則(平成9年教委規則第1号)第5条の規定するところによる。

(事務分掌)

第5条 社会教育機関の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 地域公民館
 - ア 施設・設備の管理に関すること。
 - イ 公民館運営審議会に関すること。
 - ウ 学級・講座の開設に関すること。
 - エ 討論会・講演会・実習会・展示会等の開催に関すること。
 - オ 広報及び資料の発行に関すること。
 - カ 施設提供に関すること。
 - キ 記録、資料等の利用供与に関すること。
 - ク 社会教育関係団体の活動及び推進に関すること。
 - ケ 他の公民館との連絡調整に関すること。
 - コ 他の機関、学校との連携に関すること。

(2) 図書館

中央図書館

- ア 図書館の運営及び事業計画に関すること。
- イ 広報及び図書館情報の発行に関すること。
- ウ 施設・設備の管理に関すること。
- エ 施設の利用の承認に関すること。
- オ 図書館協議会に関すること。
- カ 図書館資料の館内利用及び貸出しに関すること。
- キ 地域・行政資料及び特別コレクションに関すること。
- ク 読書案内及び調査研究の助言に関すること。
- ケ 児童・青少年のサービスに関すること。
- コ 障害者及び高齢者に関すること。
- サ 集会・行事の開催に関すること。
- シ 蔵書構成並びに図書館資料の選択及び収集に関すること。
- ス 図書館資料の整理及び保管・廃棄に関すること。
- セ 水谷東公民館図書室に関すること。
- ソ 公民館、文庫等への配本に関すること。
- タ 資料の寄贈及び預託に関すること。
- チ 電子計算組織に関すること。
- ツ 各種統計に関すること。
- テ 目録編成に関すること。
- ト 視聴覚ライブラリーに関すること。
- ナ 視聴覚機材、資料の収集及び貸出しに関すること。
- ニ 視聴覚機材、資料の整理及び保管に関すること。
- ヌ 視聴覚教育に関する講習会・映画会等の開催に関すること。
- ネ 視聴覚設備に関すること。
- ノ 他の図書館・機関との連絡・連携に関すること。
- ハ 分館との連絡調整に関すること。
- ヒ その他図書館資料及び利用者に関すること。

分館

- ア 施設及び設備の管理に関すること。
- イ 分館資料の選択及び収集に関すること。
- ウ 分館資料の整理及び利用に関すること。
- エ 読書案内及び調査研究の助言に関すること。
- オ 中央図書館との連絡調整に関すること。
- カ その他分館内奉仕に関すること。

(3) 資料館

水子貝塚資料館

- ア 施設・設備の管理に関すること。
- イ 文書・物件の収受・発送及び保管に関すること。
- ウ 図書・資料の貸出し、整理に関すること。
- エ 水子貝塚公園の管理に関すること。
- オ 文化財の調査及び考古資料の収集・保存に関すること。
- カ 研究資料の収集に関すること。
- キ 資料館主催事業に関すること。
- ク 資料の展示及び来客者の説明・対応に関すること。
- ケ 広報及び資料の発行に関すること。
- コ 展示室の展示に関すること。
- サ 文化財関係団体の援助に関すること。

- シ 歴史の広場の業務に関する事。
 - ス 分館との連絡調整に関する事。
 - セ 市民学芸員に関する事。
- 分館
- ア 施設・設備の管理に関する事。
 - イ 分館文書・物件の収受・発送及び保管に関する事。
 - ウ 分館図書・資料の貸出し、整理に関する事。
 - エ 難波田城公園の管理に関する事。
 - オ 文化財の調査及び歴史・民俗資料の収集・保存に関する事。
 - カ 研究資料の収集に関する事。
 - キ 分館主催事業に関する事。
 - ク 分館資料の展示及び来館者の説明・対応に関する事。
 - ケ 分館広報及び資料の発行に関する事。
 - コ 展示室の展示に関する事。
 - サ 文化財関係団体の援助に関する事。
 - シ 歴史の広場の業務に関する事。
 - ス 水子貝塚資料館との連絡調整に関する事。
 - セ 難波田城公園活用推進協議会に関する事。
 - ソ 市民学芸員に関する事。

(専決事項)

第6条 館長は、富士見市教育委員会事務決裁規程(昭和58年教委訓令第2号。以下「決裁規程」という。)別表第1教育長決裁事項及び共通専決事項の表の課長専決事項を専決することができる。

- 2 館長専決事項で、館長が不在のときは副館長が代決することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、社会教育機関における事務の決裁については、決裁規程を準用する。

(配属職員の配置変更)

第7条 館長は、分担事務について次に掲げる場合には、配属職員を柔軟に変更し、事務が機能的かつ能率的に執行できるように図らなければならない。

- (1) 新規事務を分掌する場合において当該事務に職員を配置するとき。
- (2) 事務の処理が遅滞しているとき。
- (3) 緊急又は一定期限までに事務の処理を完了する必要があるとき。
- (4) その他配置変更を必要とするとき。

(文書記号)

第8条 社会教育機関の文書記号は、次のとおりとする。

課名	記号
鶴瀬公民館	富鶴公
南畑公民館	富南公
水谷公民館	富水公
水谷東公民館	富水東公
水子貝塚資料館	富水資
難波田城資料館	富難資

(服務及び文書)

第9条 この規程に定めるもののほか、社会教育機関の職員の服務、文書の取扱い等については組織規程の例による。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て館長が定める。

(設置)

第1条 市民の行うコミュニティ及びボランティア活動の用に供し、もって心豊かな地域社会の実現に資するため、富士見市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター	富士見市羽沢3丁目23番10号
富士見市立みずほ台コミュニティセンター	富士見市西みずほ台1丁目19番地2
富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター	富士見市針ヶ谷1丁目38番地

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 別表第1に掲げる施設の利用に関すること。
- (2) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月の第3月曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用時間)

第5条 センターの施設は利用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(利用期間)

第6条 センターの施設を引き続いて利用することができる期間は、3日とする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可等)

第7条 センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可は受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの利用について、次の各号の一に該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が特に認めるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）はその権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、利用権利者が次の各号の一に該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市は、利用権利者が前項の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用権利者は、その利用が終わったときは、速やかに当該利用施設を原状に復しなくてはならない。

(損害賠償)

第11条 センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設を損傷し、又はセンターの物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第12条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、退場を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第13条 センター内において物品の販売、募金その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第14条 利用権利者は、別表第2に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第15条 市長は、利用権利者がセンターの施設を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合は、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターの施設を利用することができなくなったとき。

(指定管理者による管理)

第17条 富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター（以下「針ヶ谷コミュニティセンター」という。）の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 針ヶ谷コミュニティセンターの利用に関する業務

- (2) 針ヶ谷コミュニティセンターの施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- (3) 針ヶ谷コミュニティセンターの設置目的を達成するために行う事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(指定管理者への規定の適用)

第19条 指定管理者が針ヶ谷コミュニティセンターの管理を行う場合における第4条から第7条まで、第9条、第13条、第15条及び第16条の規定の適用については、第4条中「市長が特に必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第5条及び第6条中「市長は、事情により」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得たときは、臨時に」と、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と、第13条中「市長が認めたときは」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得たときは」と、第15条中「利用権利者」とあるのは「利用権利者又は指定管理者」と、第16条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

区分	施設名
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター	ホール（舞台、客席、ロビー及び控室を含む。以下同じ。）第1集会室、第2集会室、第3集会室、いきいき活動室、談話室、ボランティアビューロー、印刷室その他共用施設
富士見市立みずほ台コミュニティセンター	プレイルーム、第1集会室、第2集会室、第3集会室、美術室、和室、談話室、談話コーナーその他共用部分
富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター	エントランスロビー、会議室、研修室、視聴覚室、和室1、和室2、美術室、調理実習室、展示ギャラリー2その他共用施設

別表第2（第14条関係）

区分		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)
鶴瀬コミュニティセンター	ホール	2,000円	3,000円	5,000円
	ホールのうち舞台	600円	800円	1,100円
	第1集会室	200円	200円	300円
	第2集会室	200円	200円	300円
	第3集会室	400円	500円	700円
みずほ台コミュニティセンター	プレイルーム	600円	800円	1,100円
	美術室	300円	500円	600円
	談話室	200円	300円	400円
	第1集会室	200円	300円	400円
	第2集会室	200円	300円	400円

	第3集会室	200円	300円	400円
	和室	200円	300円	400円
針ヶ谷コミュニティセンター	展示ギャラリー1	600円	800円	1,100円
	展示ギャラリー2	500円	700円	900円
	会議室	300円	400円	500円
	調理実習室	300円	400円	500円
	美術室	200円	300円	400円
	研修室1	200円	300円	400円
	研修室2	200円	300円	400円
	和室1	200円	200円	300円
	和室2	200円	300円	400円
	視聴覚室	200円	300円	400円
	談話室	200円	200円	300円

備考

- 1 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて利用する場合は、それぞれ連続して施設を利用できるものとし、その使用料は、それぞれの所定の使用料の金額を加えた金額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 3 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市立コミュニティセンター条例（昭和55年条例第14号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、富士見市立コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(コミュニティセンターの管理)

第1条の2 鶴瀬コミュニティセンター及び針ヶ谷コミュニティセンターに関する事（条例第18条に掲げる業務を除く。）については、鶴瀬西交流センター（富士見市立市民交流センター条例（平成13年条例第30号）第2条で定める富士見市立鶴瀬西交流センターをいう。第20条第2項において同じ。）が所掌する。

(利用の申請)

第2条 条例第7条第1項前段の許可を受けようとする者は、利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第1項後段の許可に係る事項を変更しようとする者は、利用変更許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(申請の期間)

第3条 前条の申請は、条例第7条第1項前段の許可を受けようとする場合にあっては条例別表第2に規定する施設（鶴瀬コミュニティセンターのホールを除く。以下「施設」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の月の5日（次項において「申請開始日」という。）から利用日までに、同項後段の許可に係る事項を変更しようとする場合にあっては当該許可に係る利用日前7日までに行わなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、施設を設置目的以外の用で利用しようとするとき、及び市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用しようとするときは、申請開始日の翌日から利用日までの期間に行わなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

3 鶴瀬コミュニティセンターホールの利用の申請は、条例第7条第1項前段の許可を受けようとする場合にあっては鶴瀬コミュニティセンターホールを利用しようとする日の属する月の6月前の月の5日（次項において「申請開始日」という。）から利用日前10日までに、同項後段の許可に係る事項を変更しようとする場合にあっては当該許可に係る利用日前60日までに行わなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、鶴瀬コミュニティセンターホールを設置目的以外の用で利用しようとするとき、及び市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用しようとするときは、申請開始日の翌日から利用日前10日までに行わなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

5 第1項から前項までに規定する期間の開始日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）、土曜日若しくは日曜日（以下「休日」という。）又は休館日に当たるときは、当該休日又は休館日の翌日をもって開始日とする。

6 第1項から第4項までに規定する期間の満了日が休日又は休館日に当たるときは、当該休日又は休館日の前日をもって満了日とする。

(申請の受付時間)

第4条 前条に規定する期間内における利用申請の受付時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

ただし、鶴瀬コミュニティセンターホールの利用申請の受付開始時間については、当該利用申請に係る期間の初日のみ午前10時からとする。

(利用の許可等)

第5条 市長は、第2条第1項の申請があったときは、その可否を決定し、利用許可決定通知書（様式第3号）又は利用不許可決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、第2条第2項の申請があったときは、その可否を決定し、利用変更許可決定通知書（様式第5号）又は利用変更不許可決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(利用の制限)

第6条 条例第7条第2項第3号に規定する市長が特に認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。
- (2) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとする目的と認めるとき。
- (3) その他市長が不適当な利用目的と認めるとき。

(特別設備等の利用の承認)

第7条 条例第7条第1項の許可を受けた者（次条において「利用権利者」という。）は、当該施設に特別の設備をし、又は備付けの物品以外のものを使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等の通知)

第8条 市長は、条例第9条の規定により利用の許可の取消し等の処分をするときは、利用許可変更（停止・取消）通知書（様式第7号）により利用権利者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第9条 条例第14条の使用料は、利用許可決定通知書の交付を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の免除申請)

第10条 条例第15条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定めるところにより免除に係る手続を行った者については、その提出を省略することができる。

(使用料の免除決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、別に定める使用料免除基準によりその可否を決定し、使用料減免承認決定通知書（様式第9号）又は使用料減免不承認決定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第12条 条例第16条の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、使用料の還付の承認の可否を決定し、使用料還付承認決定通知書（様式第12号）又は使用料還付不承認決定通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の還付の額)

第13条 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付の額は、既納の使用料金の全額とする。

(遵守事項)

第14条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可又は承認を受けた目的以外に施設及び設備等を利用しないこと。
- (2) 施設及び設備等を破損し、又は汚損しないこと。
- (3) 承認を受けずに印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- (4) 準備及び後片付けの時間も利用時間に含むものとする。
- (5) ごみ等の廃棄物は、原則持ち帰ること。
- (6) 火薬類、ガソリンその他危険物を持ち込まないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従うこと。

(損壊の届出)

第15条 施設を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第16条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(利用報告書の提出)

第17条 利用者は、施設の利用が終わったときは、施設利用報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(予約システムを利用する場合における手続の特例)

第18条 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設及び鶴瀬コミュニティセンターホールの利用等に係る手続を行う場合においては、第2条第1項、第10条又は第12条第1項の規定による申請書に代えて、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成28年規則第3号)第17条、第20条第1項又は第21条第1項に規定する方法により申請することができるものとする。

- 2 申請者が前項の規定により申請した場合においては、市長は、第5条第1項、第11条又は第12条第2項の規定による通知書に代えて、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第18条、第20条第2項又は第21条第2項に規定する方法により当該申請者に通知するものとする。
- 3 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設及び鶴瀬コミュニティセンターホールの利用等に係る手続を行う場合における使用料の納付については、第9条の規定にかかわらず、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第19条の規定を適用する。
- 4 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設の利用等に係る手続を行う場合における申請の受付時間については、第4条の規定にかかわらず、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第4条に規定するサービスの利用時間とする。

(館長の職務)

第19条 みずほ台コミュニティセンターの館長(次条第1項において単に「館長」という。)は、上司の命を受け、その業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(専決事項)

第20条 館長の専決事項は、富士見市事務決裁規程(昭和58年訓令第2号)別表第1市長決裁事項及び共通専決事項の表の課長に係るもののほか、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) みずほ台コミュニティセンターの利用に係る許可及び承認に関すること。
- (2) みずほ台コミュニティセンターの使用料の免除及び還付に関すること。
- (3) みずほ台コミュニティセンターへの入場の制限、退場及び利用施設への関係職員の立入りに関すること。
- (4) みずほ台コミュニティセンターへの印刷物等の掲示及び配布の承認に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、鶴瀬西交流センターの所長の専決事項とする。

- (1) 鶴瀬コミュニティセンターの利用に係る許可及び承認に関すること。
- (2) 鶴瀬コミュニティセンター及び針ヶ谷コミュニティセンターの使用料の免除及び還付に関すること。
- (3) 鶴瀬コミュニティセンターへの入場の制限、退場及び利用施設への関係職員の立入りに関すること。
- (4) 鶴瀬コミュニティセンターへの印刷物等の掲示及び配布の承認に関すること。

(指定管理者への規定の適用)

第21条 条例第17条の規定により指定管理者が針ヶ谷コミュニティセンターの管理を行う場合における第2条、第3条、第5条から第8条まで及び第15条から第18条までの規定の適用については、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項及び第2項中「市長が特別な事情があると認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第5条から第8条まで及び第15条から第18条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

○富士見市立コミュニティセンター等使用料免除基準及び使用料免除登録団体等の登録手続等に関する要綱

平成17年3月31日

告示第72号

(趣旨)

第1条 この要綱は、コミュニティセンター等の円滑な利用を図るため、コミュニティセンター等の使用料に係る免除基準を定めるとともに、使用料免除に係る団体等の登録等に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティセンター等 市立コミュニティセンター、市立市民交流センター、市立サンライトホール、市立ピアザふじみ、みずほ台中央公園の交流施設及び市立南畑ふれあいプラザをいう。
- (2) 使用料免除登録団体 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体でコミュニティセンター等の使用料の免除を受けることができるものとして登録されたものをいう。
 - ア 相互の合意の下に団体の構成員が自主的かつ主体的に運営していること。
 - イ 団体の構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する個人であり、かつ、市内に当該団体の事務所又は連絡先があること。
 - ウ 利用しようとするコミュニティセンター等の設置目的に該当する利用であること。
 - エ 別表に定める使用料免除基準のいずれかに該当すること。
 - オ 会則及び年間の活動計画を有し、かつ、会計処理が明確であること。
 - カ 3月以上の活動実績を有すること。

- (3) 市内の目的内届出団体 前号アからウまでの要件のいずれにも該当する団体で市長に届け出たものをいう。

(使用料免除基準)

第3条 コミュニティセンター等の使用料に係る免除の基準は、別表に定めるとおりとする。

(使用料免除基準)

第4条 使用料免除登録団体として登録を受けようとする団体は、使用料免除団体登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、書類の一部の添付を省略することができる。

- (1) 構成団体員名簿（様式第2号）又はこれに代わるもの
- (2) 収支決算書及び収支予算書（様式第3号）又はこれに代わるもの
- (3) 事業報告書及び事業計画書（様式第4号）又はこれに代わるもの
- (4) 団体の会則又はこれに代わるもの

(決定通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その適否を決定し、使用料免除団体承認・不承認決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用料免除登録団体の登録)

第6条 市長は、前条の規定により承認の決定をしたときは、使用料免除団体登録台帳に登録するものとする。

(使用料免除登録団体の利用申請)

第7条 使用料免除登録団体は、コミュニティセンター等の利用申請を行うときは、使用料免除登録団体である旨を申し出るものとする。

(登録事項の変更)

第8条 使用料免除団体は、第4条の規定による申請事項に変更が生じたときは、使用料免除登録団体変更届(様式第6号)を市長に届け出るものとする。

(市内目的内届出団体の登録届出)

第9条 市内目的内届出団体として登録を受けようとする団体は、市内目的内団体登録(変更)届(様式第7号)に第4条第1号の書類を添えて市長に届け出るものとする。

(市内目的内団体届出団体の登録)

第10条 市長は、前条の規定により届出を受理したときは、市内目的内届出団体台帳に登録するものとする。

(市内目的内届出団体の利用申請)

第11条 市内目的内届出団体は、コミュニティセンター等の利用申請を行うときは、市内目的内団体である旨を申し出るものとする。

(届出事項の変更)

第12条 市内目的内届出団体は、第9条の規定による届出事項に変更が生じたときは、市内目的内団体登録(変更)届を市長に届け出るものとする。

(登録の有効期限)

第13条 第6条及び第10条の規定による登録の有効期限は、当該登録をした日の属する年度の末日までとする。

(登録の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めたときは、使用料免除登録団体又は市内目的内届出団体の登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請又は届出をしたとき。
- (2) 条例又は規則に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長が特に認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しの決定をしたときは、使用料免除登録団体・市内目的内届出団体登録取消決定通知書(様式第8号)により当該申請者又は届出者に通知するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第2条、第3条関係)

第1 公共用又は公益の目的で利用する場合の使用料免除基準

1 町会、自主防災組織等が利用する場合

- (1) 町会(その下部組織を含む。)が町会の事業、会議等で利用するときは、免除する。

- (2) 自主防災組織（富士見市自主防災組織育成補助金交付要綱（平成28年告示第622号）第2条に規定する自主防災組織をいう。）が自主防災組織の事業、会議等で利用するときは、免除する。
 - (3) マンションの管理組合等については、その組織が町会とは別の組織であると認められるときは、免除しない。
 - (4) 町会会員の有志で組織された団体で、その構成員が固定化されているものが親睦サークル的な活動で利用するときは免除しない。
- 2 福祉ボランティア、福祉団体等が利用する場合
- (1) 市又は富士見市社会福祉協議会に届け出ている福祉団体等が福祉ボランティア又は福祉活動で利用するときは、免除する。
 - (2) 障害者福祉、母子福祉、児童福祉、老人福祉若しくは生活保護に係る福祉ボランティア団体又は当事者本人若しくはその家族等が自立を目指すために設立し、及び運営する団体等が福祉ボランティア又は福祉活動で利用するときは、免除する。
- 3 学校教育に係る団体が利用する場合
- (1) 市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教職員又は保護者で構成される団体が教育活動に係る内容の会議等で利用するときは、免除する。
- 4 子育て支援団体、青少年の健全育成活動団体等が利用する場合
- (1) 青少年の健全育成を主な目的とする団体で特定の分野の育成を目的としない活動をするもの又は公立保育所（特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設を含む。）若しくは放課後児童クラブの保護者会が青少年の健全育成又は児童の子育て支援に係る内容の会議等で利用するときは、免除する。
 - (2) 青少年の活動団体（未成年者を主な構成員とし、利用責任者が成人者である団体に限る。）で青少年の健全育成及び社会教育を主な目的とする活動を行うものがその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
 - (3) 子育て支援を目的とするサークル又は合同保育活動若しくは子育てに係る勉強会等を目的とする子育てサークルがその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
- 5 老人クラブ、高齢者の介護予防活動団体等が利用する場合
- (1) 市に登録されている老人クラブ又は高齢者の介護予防を主な目的とする団体がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
- 6 非営利の社会貢献団体等が利用する場合
- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条に規定する設立の認証を受けた団体が公益活動で利用するときは、免除する。
 - (2) 市及び地域の発展に寄与する目的で結成された複数の非営利の団体で構成する連盟又は協会が公益活動で利用するときは、免除する。
 - (3) 市内の非営利の社会貢献活動団体が不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動をし、かつ、不特定の参加を前提とする活動で利用するときは、免除する。
- 7 その他公共用又は公益の目的であると市長が認めるときは、免除する。

備考 国、県又は市から後援又は協賛の名義の使用許可を得ている場合であっても、その団体が各項のいずれかに該当するか否かにより免除の適否を判断する。

第2 公用で利用する場合の使用料免除基準

- 1 国、県又は市が主催し、又は共催する事業、会議等で利用するときは、免除する。
- 2 学校が教育課程に基づく教育活動で利用するときは、免除する。
- 3 国、県又は市が委嘱し、又は任命した委員で構成する団体がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
- 4 市に関係する公益社団法人又は公益財団法人がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
- 5 コミュニティセンター等の指定管理者が行う業務の範囲内で利用するときは、免除する。
- 6 その他公用の目的であると市長が認めるときは、免除する。

○富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則

平成28年2月29日
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共施設の利用に係る予約等を行うために市が設置するシステム（以下「予約システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 予約システムの利用の対象となる別表第1左欄に掲げる施設をいう。
- (2) 施設グループ 公共施設を当該施設の利用要件等により別表第1中欄に掲げるグループに分類したものをいう。
- (3) 管理者 公共施設を管理する市長、富士見市教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定する法人その他の団体をいう。

(提供するサービス等)

第3条 予約システムは、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 公共施設の所在地、利用時間等の案内
- (2) 公共施設の予約状況等の案内
- (3) 公共施設（利用の予約に係る抽選を行わない公共施設を除く。）の利用の予約に係る抽選の申込み及び抽選結果の案内
- (4) 公共施設の利用の予約の申込み及び取消し
- (5) 公共施設の利用の許可に関する申請
- (6) 公共施設の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）の納付

2 前項のサービスの利用は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) インターネットを利用する方法
- (2) 公共施設に設置する予約システムを利用することができる端末（次条第2号において「利用者専用端末」という。）を利用する方法

(サービスの利用時間)

第4条 前条第1項各号に掲げるサービスを利用することができる時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる方法による場合 常時（保守点検等の理由により予約システムを休止する場合を除く。）
- (2) 前条第2項第2号に掲げる方法による場合 同号の利用者専用端末を設置する公共施設の開所時間（臨時に変更する必要がある場合にあっては、その管理者が定める時間）

(利用の登録)

第5条 予約システムを利用しようとする者は、あらかじめ、別表第1右欄に掲げる公共施設の窓口で、予約システムの利用の登録（以下「利用登録」という。）を受けなければならない。

(利用登録の要件)

第6条 利用登録を受けることができる者の要件は、別表第2の登録要件の欄に掲げるとおりとする。

(利用登録の申請)

第7条 利用登録を受けようとする者は、利用登録申請書（様式第1号）により管理者に申請しなければならない。

2 前項の利用登録申請書は、施設グループの区分ごとに提出しなければならない。

(利用登録の決定等)

第8条 管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合においては、その申請内容を審査し、第6条の規定による要件を備えていると認めるときは、当該申請者を予約システムの利用者として登録するものとする。

2 管理者は、前項の規定により利用登録をしたときは、利用登録決定通知書（様式第2号）を予約システムの利用者として登録した者（以下「登録者」という。）に通知するものとする。

3 管理者は、利用登録をしなかったときは、利用登録却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 第1項の登録の有効期間は、別表第2の有効期間の欄に掲げるとおりとする。

（利用登録の更新）

第9条 前条第4項の有効期間の満了後引き続き予約システムを利用しようとする者は、利用登録の更新を受けなければならない。

2 第7条の規定は、利用登録の更新の申請について準用する。

（登録者の権利の譲渡等の禁止）

第10条 登録者は、その権利を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

（利用登録の変更）

第11条 登録者は、利用登録に係る事項に変更が生じたときは、利用登録変更届（様式第4号）により管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出は、第7条第1項の規定により申請した公共施設において行うものとする。

（利用登録の取消し）

第12条 管理者は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る利用登録を取り消すことができる。

(1) 第8条第4項の有効期間内に利用登録を廃止する申出を受けたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。

(3) この規則及び公共施設の管理に関する条例、規則等の規定に違反したとき。

(4) その他予約システムの管理上やむを得ないと管理者が認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により登録者に係る利用登録を取り消したときは、速やかにその旨を当該登録者に通知しなければならない。

（予約の申込み）

第13条 登録者は、予約システムの指定する事項を入力することにより、公共施設の利用の抽選による予約又は空き施設の予約（以下これらを単に「予約」という。）を申し込むものとする。

（予約の申込期間）

第14条 予約の申込みをすることができる期間は、別表第3の中欄に掲げるとおりとするものとする。

（予約者の決定方法）

第15条 予約の申込みにより公共施設の利用を申請することができる者（以下この条において「予約者」という。）の決定は、当該申込みの順序により行う。ただし、抽選による申込みを認める公共施設において申込みが重複したときは、抽選により行う。

2 管理者は、前項の規定により予約者を決定したときは、速やかにその結果を予約システムにより公表するものとする。

（予約の取消し）

第16条 前条第1項の規定による決定を受けた者は、当該決定に係る予約を取り消そうとするときは、予約システムによる入力又は該当する公共施設の窓口での申出により当該取消しに係る手続を行わなければならない。

（利用の申請手続等）

第17条 予約システムを利用して公共施設の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書（様式第5号）を当該施設の管理者に提出しなければならない。ただし、第15条第1項の規定による決定を受けた者が、予約の申込みの際に、公共施設の利用の許可の申請に必要な事項を入力した場合は、当該決定により、利用許可申請書の提出をしたものとみなす。

（利用の許可等）

第18条 管理者は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、予約システム又は利用許可決定通知書（様式第6号）若しくは利用不許可決定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

2 管理者は、次条の規定による使用料等の納付が行われなときは、前項の規定による利用の許可を取り消すことができる。

（使用料等の納付）

第19条 予約システムを利用する場合における公共施設の利用に係る使用料等は、別表第3の右欄に掲げる納付期限までに、納付しなければならない。

(使用料等の減免手続)

第20条 予約システムを利用して使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、使用料等減免申請書(様式第8号)を使用料にあっては市長又は教育委員会に、利用料金にあっては当該施設の管理者に提出しなければならない。ただし、第15条第1項の規定による決定を受けた者が、予約の申込みの際に、使用料等の減額又は免除の申請に必要な事項を入力した場合は、当該決定により、使用料等減免申請書の提出をしたものとみなす。

2 前項の申請を受けた者は、使用料等の減額又は免除の可否を決定し、使用料等減免承認決定通知書(様式第9号)又は使用料等減免不承認決定通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。

(使用料等の還付手続)

第21条 予約システムを利用して使用料等の還付を受けようとする者は、使用料等還付申請書(様式第11号)を使用料にあっては市長又は教育委員会に、利用料金にあっては当該施設の管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請を受けた者は、使用料等の還付の可否を決定し、使用料等還付承認決定通知書(様式第12号)又は使用料等還付不承認決定通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、予約システムの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第2条、第5条関係—公民館部分抜粋)

公共施設の名称	施設グループ	公共施設の窓口
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター(ホールにあっては、舞台のみに限る。)	公の施設グループ	富士見市立鶴瀬コミュニティセンター
富士見市立鶴瀬公民館		富士見市立鶴瀬公民館
富士見市立南畑公民館		富士見市立南畑公民館
富士見市立水谷公民館		富士見市立水谷公民館
富士見市立水谷東公民館		富士見市立水谷東公民館

別表第2(第6条、第8条関係—公民館部分抜粋)

公共施設の名称	施設グループ	登録要件	有効期間
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター	公の施設グループ	次に掲げる要件を満たす3人以上で構成される団体 (1) 相互の合意の下に団体の構成員が自主的かつ主体的に運営していること。 (2) 団体の構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する個人であり、かつ、市内に当該団体の事務所又は連絡先があること。 (3) 利用しようとする公共施設の設置目的に該当する利用であること。	利用登録した日から当該日の属する年度の末日まで
富士見市立鶴瀬公民館			
富士見市立南畑公民館			
富士見市立水谷公民館			
富士見市立水谷東公民館			

別表第3（第14条、第19条関係－公民館部分抜粋）

公共施設の名称	申込期間	納付期限
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター（ホールにあっては、舞台のみに限る。）	(1) 抽選による申込みの場合 利用日の属する月の3月前の月の15日から同月の末日まで (2) (1) 以外による申込みの場合 利用日の属する月の2月前の月の5日（施設の管理に関する規則において定める申請開始日が休日又は休館日に当たるときは当該休日又は当該休館日の翌日）の翌日から利用日まで	予約の日から15日間（当該納付期限が利用日を超える場合にあっては、利用日）
富士見市立鶴瀬公民館	(1) 抽選による申込みの場合 利用日の属する月の3月前の月の15日から同月の末日まで (2) (1) 以外による申込みの場合 利用日の属する月の2月前の月の5日（それぞれの施設の管理に関する規則において定める申請開始日が休日又は休館日に当たるときは当該休日又は当該休館日の翌日）の翌日から利用日まで	
富士見市立南畑公民館		
富士見市立水谷公民館		
富士見市立水谷東公民館		

○富士見市公民館運営審議会委員候補者選出要領

平成24年3月30日
決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、富士見市公民館運営審議会委員の候補者の選出について、必要な事項を定めるものとする。

(委員の選出区分)

第2条 富士見市立地域公民館条例(昭和32年条例第20号)第7条第2項に規定する委員の選出区分については、次のとおりとする。

(1) 学校教育の関係者

市内小学校長の中から1名及び市内中学校長の中から1名選出する。

(2) 社会教育及び家庭教育の関係者

市内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、福祉、社会事業等に関する団体または機関に所属し、法第20条の目的達成に賛同し協力できる者及び家庭教育に関する活動を行う者の中から選出する。この際、各地域公民館区の人数配分について配慮する。

(3) 学識経験者

社会教育・公民館・生涯学習等について高い識見を有する者で、大学関係者及び市内在住の識者の中から選出する。

(公募による選出)

第3条 富士見市自治基本条例第14条に基づき、前条第2号及び第3号に規定する委員のうち、若干名を公募により選出する。

(委員の再任限度)

第4条 公民館運営審議会委員の再任は、3期6年を限度とする。

(会議)

第5条 公民館運営審議会の会議は、全市一つの審議会とする。

ただし、各地域公民館区選出の委員等をもって地域会議を開催することができる。

○富士見市立公民館 印刷機・複写機利用実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、富士見市立公民館（以下「公民館」という。）が所管する印刷機・複写機の市民利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 印刷機・複写機を利用できる団体は、社会教育関係団体及び地域団体とする。

(実費負担)

第3条 印刷機・複写機の利用に係る実費は別表のとおりとし、印刷機・複写機を利用した団体の負担とする。

(利用日)

第4条 印刷機・複写機を利用できる日は、毎月の第3月曜日並びに1月1日から同月3日まで12月29日から同月31日までを除く日とする。

(利用時間)

第5条 印刷機・複写機の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

(利用の報告)

第6条 印刷機を利用した団体は、利用内容を館長に報告するものとする。

(利用者の責務)

第7条 印刷機・複写機を利用する者は、別に定めた注意事項を順守し、事故防止に努めなければならないものとする。

2 印刷機・複写機に損傷等が生じたときは、速やかに館長へ届出なければならない。

3 前項の損傷等が利用する団体の故意又は重大な過失によって生じたときは、その損害賠償を負わなければならない。

(その他)

第8条

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

別表

印刷機・複写機の利用に係る実費負担

印刷機	1 製版	50円
複写機	1 枚	10円

※但し、印刷機に使用する印刷用紙は利用者の持参とする。

○つるせ公民館だより発行及び編集に関する内規

(目的)

第1条 つるせ公民館だより（以下「公民館だより」という）は、鶴瀬公民館活動及び地域文化に関わる広報紙として、鶴瀬公民館区の住民に広く地域情報と学習機会を提供し、住み良い地域社会づくりに役立てることを目的とする。

(発行)

第2条 公民館だよりは月1回発行し、鶴瀬公民館区内の各世帯に配布する。ただし、鶴瀬公民館長（以下「館長」という。）が認めた場合は、この限りではない。

2 発行責任者は館長とする。

(編集方針)

第3条 公民館だよりの編集は、第1条の目的を達成するため、社会教育の理念に基づき、住民参加のもと公正中立に行うものとする。

(編集委員)

第4条 公民館だよりの編集を行うため、館長は、編集委員を地域住民の中から委嘱する。

2 編集委員は、各世代、各分野、各地域にわたり委嘱されるよう考慮する。

3 編集委員の定数は12名以内とする。

4 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 編集委員は、公民館だよりの毎号の記事の企画・取材などの編集作業を行う。

(編集会議)

第5条 編集委員は、編集作業を進めるため、毎月定例の編集会議を開催する。

2 編集委員の中から正・副編集長を互選し、編集会議の座長をつとめる。

3 編集会議には、公民館職員が参加し、編集作業を協働で行う。

○南畑公民館だより編集及び発行に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、南畑公民館だより（以下「公民館だより」という。）の編集及び発行について定めることを目的とする。

(発行目的)

第2条 公民館だよりは、社会教育法第二十条の規定に基づき、編集・発行を行うもので、地域内の政治、経済、社会、文化にわたる報道及び解説を通して、住民へ教育材料と学習契機を提供し、生活文化の振興に寄与することを目的とする。

(発行)

第3条 公民館だよりは、発行日を定めて毎月一回発行する。ただし、南畑公民館長（以下「館長」という。）が認めた場合は、この限りではない。

2 発行責任者は館長とする。

(編集方針)

第4条 公民館だよりは、第2条の目的達成のため、次の各号の編集方針に基づいて編集するものとする。

一 住民の声の広場として広く取材し記事とする。

二 住民に必要なあらゆる教養の基礎となるべき見聞や知識を提供する。

三 記事は教育の理念に基づき、住民が自由な批判と正しい判断をすることができるよう材料と

契機を提供するものとする。

四 記事は編集委員の十分なる合意をつくし、不偏不党、公正中立を期する。

(編集委員)

第5条 南畑公民館は、公民館だよりの取材及び編集を行うため、編集委員会を設ける。

2 編集委員の定数は二十名以内とする。

3 編集委員は、次の各号に該当する分野で現に活動している者ならびに経験者、またはこれらに類する者の中から、館長が公民館運営審議会の意見を考慮に入れて委嘱する。

一 教育・文化・スポーツ・福祉。

二 産業・労働・経済。

三 地域活動・団体活動。

四 地方自治。

五 学識経験者

4 編集委員の任期は二年とし再任を妨げない。

5 編集委員の中から編集長及び副編集長を互選する。編集長は編集委員会の議長となり、公民館だよりの編集責任者となる。

6 副編集長は編集長を補佐し、編集長に事故ある時はその職務を代行する。

(配布協力員)

第6条 公民館だよりは、配布協力員を通じ配布する。

2 配布協力員は、地区内に居住する者の中から館長が委嘱する。

(配布)

第7条 公民館だよりは、配布協力員を通じて地区内全世帯に配布する他、各公民館、学校等関係機関に無償で配布する。

○水谷公民館だよりの編集及び発行に関する内規

第1条 (目的)

この内規は、水谷公民館だよりの編集及び発行について定めることを目的とする。

第2条 (発行目的)

公民館だよりは、社会教育法第20条の規定にもとづき、編集、発行を行うもので、地域内の政治、経済、社会、文化にわたる報道及び解説を通じて、住民へ教育材料と学習を提供し、生活文化の振興に寄与することを目的とする。

第3条 (発行)

1. 公民館だよりは月1回発行とする。ただし、水谷公民館長（以下「館長」という。）が認めた場合は、この限りではない。
2. 発行責任者は水谷公民館長とする。

第4条 (編集方針)

公民館だよりは、第2条の目的達成のため、次の編集方針にもとづいて編集するものとする。

1. 住民の声の広場として広く取材し、記事とする。
2. 子どもからお年寄りまでの声を広く載せ世代交流の広場とする。
3. 公民館活動を広げるための記事を載せる。
4. 住民に必要なあらゆる教育の基礎となるべき見聞や知識を提供する。
5. 記事は教育の理念にもとづき、住民が自由な批判と正しい判断をすることが出来るような

材料と契機を提供するものとする。

6. 記事は編集委員の十分な合議をつくし、不偏不党、公平中立を期する。

第5条（編集委員）

水谷公民館は、公民館だよりの取材及び編集を行うため、編集委員会を設ける。

1. 編集委員は、次の各分野で現に活動しているもの並びに経験者、また教育、学識、文化に対し見識を有するもののうちから、館長が公民館運営審議会の意見を考慮にいれて委嘱する。なお各世代、各分野にわたり選ばれるよう考慮する。（教育、文化、スポーツ、福祉、地域活動、団体活動）
2. 編集委員の定数は12名以内とする。
3. 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、毎年半数交替とする。
4. 編集委員の中から編集長及び副編集長を互選する。編集長は編集委員会の議長となり、公民館だより編集責任者となる。副編集長は編集長を補佐し、編集長事故あるときはその職務を代行する。

○水谷東公民館だよりの編集及び発行についての内規

（目的）

第1条 水谷東公民館だより（以下「公民館だより」という。）は、公民館における学習活動及び地域文化に関わる広報紙として、住民に広く地域情報と学習機会を提供し、その地域生活に資することを目的とする。

（発行）

第2条 公民館だよりは、発行日を定めて毎月1回発行する。ただし、水谷東公民館長（以下「館長」という。）が認めた場合は、この限りではない。

- 2 発行責任者は、館長とする。

（編集方針）

第3条 公民館だよりの編集は、第1条の目的を達成するため、その記事の内容について社会教育の理念に基づき、公正中立を期する。

（編集委員）

第4条 水谷東公民館は、公民館だよりの編集を行うため、編集委員会を設ける。

- 2 館長は、編集委員を地域住民の中から委嘱する。
- 3 編集委員の定数は12人以内とする。
- 4 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 編集委員は、公民館だよりの企画、取材、編集作業を行う。
- 6 編集委員の中から編集長を互選する。編集長は、編集委員会の議長として編集会議を主宰し、公民館だよりの編集責任者となる。
- 7 編集委員会には公民館職員が参加し、編集作業を協働で行う。

（配布）

第5条 公民館だよりは、各町会・自治会広報担当を通じて地域の全世帯及び学校その他関係機関に配布する。

富士見市公民館利用案内

- 利用時間 午後9時～午後10時
- 休館日 毎月第3月曜日／年末年始(12月29日～1月3日)
- 申請受付 午後9時～午後5時15分(休館日以外の月～金曜日)
- 申請の預かり 月曜日から金曜日の午後5時15分から午後9時、土曜・休日の午前9時から午後9時までの間、市内目的内団体及び免除団体については、公共施設予約システムにより仮予約が確認できた場合、申請書及び使用料の預かり事務を行っています。
利用決定通知書兼領収書は後日発行となります。(但し、利用当日及び連続した土日・休日の間は対象となりません)

施設を利用するためには

- 1 施設を利用するには、利用申請し利用許可を受けることで利用できます。
- 2 市内目的内届出団体(登録された団体)は、通常の使用料で利用できます。
- 3 市外利用者、目的外利用(登録していない団体、個人)は通常使用料の4倍で利用できます。
- 4 営利、布教目的には利用できません。

市内目的内届出団体とは

- ① 相互の合意の下に団体の構成員が自主的かつ主体的に運営していること
- ② 団体の構成員の半数以上が市内に居住し(市内の在勤者または通学者を含む)、かつ、市内に事務所または連絡先があること
- ③ 利用しようとする施設の設置目的に該当する利用であること。
(市民交流、生涯学習、地域づくりなど)

市内目的内届出団体に該当しないもの(4倍料金)

- ① 富士見市以外の構成員が半数を超える団体
- ② 個人の利用
- ③ 民間企業等の営利を伴わない会議や研修での利用

利用のための届出

◆市内目的内届出団体として利用する場合は、公共施設予約システム利用登録と市内目的内団体登録(変更)届が必要です。(但し、公共施設予約システム利用登録と市内目的内団体登録(変更)届を兼ねることもあります)

1 市内目的内団体の登録

- ・ 施設の利用に際しては、その設置目的に即した内容で利用していただくため、「市内目的内団体登録(変更)届」を届け出てください。
- ・ 市内目的内団体登録(変更)届は、年度ごとに更新手続きが必要です。次年度分の更新手続きは、毎年2月から受け付けます。継続利用を希望される場合は「市内目的内団体登録(変更)届」の届出をお願いします。

2 公共施設予約システム利用登録

- ・ 利用登録には、利用登録申請書を提出し、登録決定を受ける必要があります。
- ・ 登録の際は、利用者番号(ID)とパスワードをお知らせします。
※ 利用者番号(ID)とパスワードを入力することにより、インターネット上での操作(仮予約など)が可能になります。
- ・ 利用者番号(ID)とパスワードは各団体で管理してください。
- ・ 登録の有効期間は年度末までとし、申請は年度ごとになります。

◆目的外利用(登録していない団体、個人)として利用する場合は、登録の必要はありません。ただし、公共施設予約システムの利用はできません。
利用申請は、直接各施設窓口で行ってください。

青少年の活動支援として、施設を開放しています。

★当日、団体・サークルが使用していなければ、青少年に開放します。(全公民館)

★利用時間 小学生<夕焼け放送まで>中学生<午後6時>15歳以上<大人と同じ>

市民活動支援のためのコピー/印刷機を利用できます

公民館には、印刷機・裁断機・複写機などがあります。市内の社会教育関係団体・地域団体を支援する目的に設置されています。地域の印刷室としてお気軽にご利用ください。

○セルフサービスが原則です。

○印刷用紙は持参してください。

○著作権にふれる複写は禁止されています。

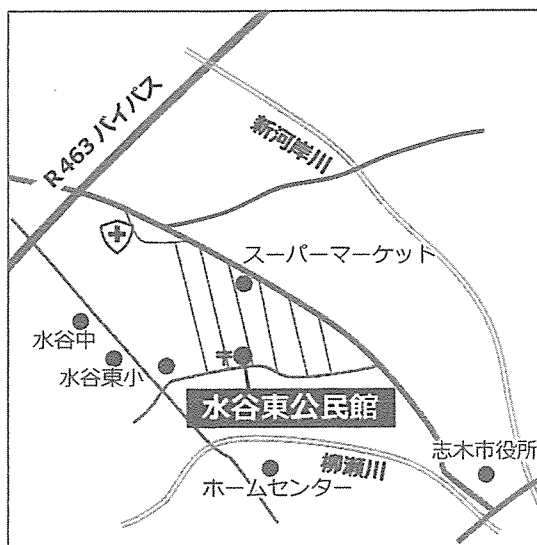
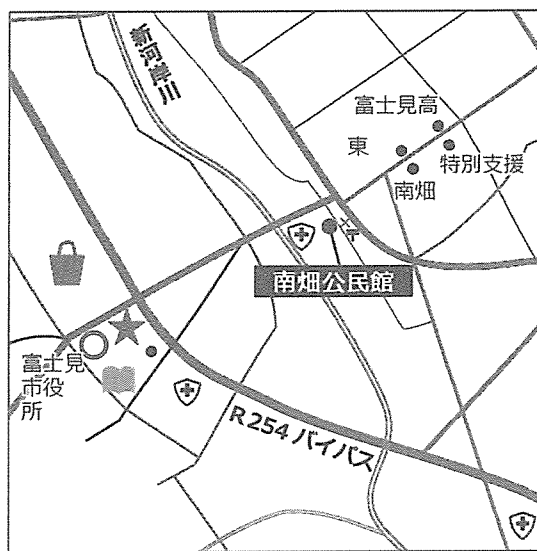
○複写機は1枚10円、印刷機は1原稿につき50円の実費負担です。(平成16年6月1日より)

市民活動支援のために備品を利用できます

市内の社会教育・市民活動などの支援を目的に、各公民館には貸出用備品があります。

※詳しくは各公民館へお問い合わせください。

- 鶴瀬公民館(イス 50/机 40) ● 南畑公民館(イス 80/机 36) ● 水谷公民館(イス 70/机 15)
- 水谷東公民館(イス 60/机 14)



富士見市立公民館職員名簿（令和7年4月1日現在）

館 名	職 名	氏 名
鶴瀬公民館 羽沢3-23-10 TEL 049-251-1140 FAX 049-251-1156 E-mail fkm-tu@city.fujimi.saitama.jp	館長・社会教育主事・公民館主事 主 査 主 査 主任・社会教育主事・公民館主事 主事・社会教育主事・公民館主事 主 事 会 計 年 度 任 用 職 員 会 計 年 度 任 用 職 員	高 見 淳 也 森 田 義 浩 古 川 美 和 子 柳 瀬 大 輝 杉 本 雄 太 郎 鈴 木 真 央 島 谷 利 香 子 若 山 陽 子
南畑公民館 上南畑306-1 TEL 049-251-5663 FAX 049-251-5661 E-mail fkm-na@city.fujimi.saitama.jp	館 長 主査・社会教育主事・公民館主事 主 任 会 計 年 度 任 用 職 員	落 合 一 志 福 岡 麻 衣 一 圓 仁 畠 山 あ い
水谷公民館 水谷1-13-6 TEL 049-251-1129 FAX 049-255-9886 E-mail fkm-mi@city.fujimi.saitama.jp	館 長 主 査 主 査・社会教育主事・公民館主事 主 事 補	深 瀬 尊 史 寶 田 一 義 荻 島 恵 理 松 崎 壮 也
水谷東公民館 水谷東2-12-10 TEL 048-473-8717 FAX 048-471-7555 E-mail fkm-hi@city.fujimi.saitama.jp	館長・社会教育主事・公民館主事 主 査 主 事 主 事	中 田 正 義 小 泉 肇 池 本 悠 希 松 崎 健 太

富士見の公民館 令和6年度事業記録
編集／発行 鶴瀬公民館・南畑公民館
水谷公民館・水谷東公民館
発 行 令和7年8月
事 務 局 鶴瀬公民館（049-251-1140）